# 平成24年知立市議会9月定例会市民福祉委員会

- 1. 招集年月日 平成24年9月20日(木) 午前10時00分
- 2. 招集の場所 第1委員会室
- 3. 出席委員(8名)

 明石
 博門
 杉原
 透恭
 稲垣
 達雄
 高木千恵子

 池田
 福子
 佐藤
 修
 坂田
 修
 石川
 信生

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市		長	林	郁夫	副	Ħ	Ħ	長	清水	雅美
福祉	子ども	部長	毛受	秀之	福	祉	課	長	成瀬	達美
子 と	ども課	是長	島津	博史	保	険 健	康部	長	清水	辰夫
長寿	介護	果 長	正木	徹	玉	保 医	療 課	長	中村	明広
健康	増 進 請	果 長	岩瀬	晴彦	市	民	部	長	竹本	有基
市	民 課	長	神谷	雅俊	経	済	課	長	平野	康夫
環	境 課	長	高木	勝						

6. 職務のため出席した者の職氏名

 議 会 事 務 局 長
 成田 春夫
 副 主 幹 池田 立志

 議 事 係
 加藤 智也

7. 会議に付した事件(又は協議事項)及び審査結果

事 件 審査結果 議案第45号 知立市子ども条例 原案可決 議案第46号 知立市老人憩の家条例の一部を改正する条例 IJ 議案第47号 知立市体育施設条例の一部を改正する条例 議案第48号 知立市野外センター条例の一部を改正する条例 議案第49号 知立市精神障害者小規模保護作業所の指定管理者の指定について 議案第50号 平成23年度知立市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について 議案第51号 平成24年度知立市一般会計補正予算 (第2号) 議案第52号 平成24年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 議案第53号 平成24年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) 議案第54号 平成24年度知立市介護保険特別会計補正予算(第1号) 認定第1号 平成23年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について 原案認定 平成23年度知立市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につい 認定第2号 平成23年度知立市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ 認定第3号 認定第4号 平成23年度知立市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について 認定第5号 平成23年度知立市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成23年度知立市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について いて

J

陳情第16号

「愛知県の福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書」の提出を 求める陳情書

采 択

# 午前9時58分開会

#### ○明石委員長

定足数に達していますので、ただいまから市民 福祉委員会を開会いたします。

ここで当局より発言の申し出がありますので、これを許します。

#### ○子ども課長

本会議の席で、施設の消防避難訓練等を実施しているかという御質問がありました。それについて、子ども課のほうの施設について御説明させていただきますと、私どものほうでは保育園、それから児童センター、児童クラブ等を持っておるわけですけども、年2回、消防法に基づいた避難訓練だとか、消火訓練を年2回、それにあわせて、今の2回を含めて毎月1回の避難訓練を実施させていただいておりますので御報告させていただきます。よろしくお願いします。

#### ○長寿介護課長

長寿介護課も同様でございますけども、まず福祉の里というところに地域福祉センター、生きがいセンターがございますけども、本会議でもお話しさせていただきましたが、地域福祉センターにつきましては、平成23年度において避難訓練を実施しておりません。そういうことがあってはいけないということで、今年度、必ず実施するということで、10月に実施するという方向で準備しておるところでございます。

いきがいセンターにつきましては、平成23年度 も実施しておりますし、今年度においても6月に 既に実施しておるということでございます。

このほかに、介護の関係の、介護保険の関係の施設でございますけども、消防法の中でこういう訓練が必要な施設は市内で3施設ございました。特別養護老人ホーム、ほほえみとヴィラでございますけども、こちらのほうは実施しておるということでございます。

それから、もう一カ所、老人保健施設でございますけども、こちらのほうについても実施しておるということで、3カ所全て消防法の規定に基づ

いた避難訓練、そういうことを実施しておるというふうに調査の結果わかりましたので報告させていただきます。

## ○明石委員長

本委員会に付託されました案件は11件、すなわち、議案第45号、議案第46号、議案第49号、議案第51号、議案第52号、議案第54号、認定第1号、認定第2号、認定第5号、認定第6号、陳情第16号です。これらの案件を逐次議題とします。

なお、陳情第16号の件につきましては、趣旨説明の希望があります。まずこの委員会の冒頭で趣旨説明を行い、陳情の審査につきましては、本委員会に付託されました議案等の案件が終了した後に行いますので、御承知願います。

それでは、陳情説明者の趣旨説明を行います。 初めに、手順を説明いたします。説明者の方は、 お名前をお呼びしましたら、正面の説明席につい ていただきます。そして、趣旨説明をしていただ きます。説明の時間は1件につき5分です。説明 終了後、説明に対する委員の質問を行います。質 問終了後、説明者の方には傍聴席に移動していた だきます。

なお、説明及び質問の応答の際は、説明者並び に委員の方は委員長が指名しましたら、その場に 立って行ってください。

それでは、陳情第16号提出者代理の日下さん、 説明席にお座りください。

日下さん、陳情第16号の趣旨説明をお願いしま す。

## ○日下紀生氏

よろしくお願いします。

私、愛知県保険医協会事務局の日下と申します。 愛知県保険医協会といいますのは、陳情者であり ます、いわせ外科クリニックの岩瀬院長を初めと いたします県内の開業医師、歯科医師で構成して おります。まちの開業医の医科で8割、歯科で6 割ほどが私どもの会員となってございます。ほと んどの会員は医師会や歯科医師会にも所属してい る関係でございます。

さて、今回の陳情の件ですけれども、愛知県に

対しまして、県の福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書の採択をお願いしたいという趣旨でございます。

お配りさせていただきました資料があるかと思いますけれども、お目通しをいただきまして、その1ページ目をまずごらんいただけますでしょうか。これは、愛知県が作成いたしました資料ですけれども、福祉医療制度につきましての概要です。つまり、子ども医療、障がい者、母子・父子、高齢者の、各医療費助成の制度のことを指してございます。一番の特徴は、一部負担の欄をごらんいただきますと無料となっていることでございます。県民の145万人が対象という、幅広いことも含めて、他県と比べても非常に高い水準になっております。

さらに、全ての市町村が愛知県の補助基準を上回る内容で助成事業を実施しておられまして、こちらの知立市におかれましても、子ども医療費では、通院につきましては中学卒業まで、あるいは障がい者については精神以外で、障がいの1級、2級の方についても、全ての疾患に対して助成しておられたり、あるいは高齢者についてもひとり暮らしのお年寄りについては、愛知県が制度の対象外とした後も対象としておられる、こういった御努力をされているというのが御存じのことと思います。

それから、このような愛知県の福祉医療制度を 見直すという動きでありますけれども、こういっ た市町村の御努力を反映した存続、あるいは県制 度を底上げする、つまり拡充するということこそ が逆に求められているのではないかというふうに 思うわけであります。

次に、愛知県の見直しの具体的な内容についてであります。お手元の資料の2ページ目をお開きいただきますと、今回の、愛知県の見直しの概要が記されております。今年度、見直しを決めて、再来年度、2014年度から実施する計画となっております。

このほど明らかになった、県の見直し内容は、 資料の3ページ目をお開きいただきますと、1回

につき100円または500円という定額負担、あるいは0.5割または1割という定率負担、所得制限といった条件別のシミュレーションを行っております。その結果、最も県にとって財政削減効果が大きいと評価しているのは、0.5割または1割という定率負担を県が評価しているのであります。

子ども医療や障がい者医療の場合、1割負担を 導入しましたら公費支出は半減できるというふう に県は試算しております。

自己負担の導入をめぐって、過去に県は撤回や 導入をしないと約束してきた経過がございます。

お配りしている資料の一番最後のページ、15ページ目でございますけれども、お開きいただきますと、2000年の話ですけれども、県が自己負担を導入した際に市町村や市民からの反発が強く、県内の市町村が独自に無料を継続した経過があります。県は翌年、その自己負担を撤回した経過がございます。

そして、2008年の見直しの際にも、市町村から 今後、自己負担や所得制限の導入はやめてほしい という要望が出されて、県は市町村の了解なしに は、勝手には導入しないというふうに回答してお られます。

そういった舌の根も乾かないうちに、今回、自己負担を導入しようというのが見直しの動きということになりますので、このような動きに対しまして、市町村から医療費助成を県の制度として顕示していただくよう、あるいは存続、拡充をしていただくよう、こういった趣旨の意見書をぜひ採択していただきたいというのが本日の陳情の趣旨であります。

どうぞ御審議をよろしくお願いいたします。

#### ○明石委員長

ありがとうございました。 趣旨説明が終わりました。

次に、質問等がありましたら発言をお願いしま す。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## ○明石委員長

質問なしと認めます。これで陳情第16号の趣旨

説明を終わります。

日下さん、傍聴席にお戻りください。 しばらく休憩します。

休憩 午前10時08分

#### 再開 午前10時09分

# ○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本委員会に付託された案件を議題としていきます。

議案第45号 知立市子ども条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。 ○高木委員

議案第45号 知立市子ども条例内容で質問して いきたいと思います。

資料集の知立市子ども条例概要説明を見せていただきますと、この条例が、児童の権利に関する条約が国際連合で採択されてということで、知立市においては県内で6番目に実施されるということで、新聞にも先日、市長のほうから答弁されて、答弁というか紹介されて、新聞にも9月5日でしたか、載っておりました。これで私、まず3点、4点ほど質問させていただきます。

条例の第7条、育つ権利というところで、本会 議のところでも質問がありました。遊ぶこととい う言葉に対しての疑問であります。他市でも遊ぶ こととなっておりますけれども、遊ぶことの前に 学ぶことということで第1条なりがあって、その 次の項で遊ぶことという言葉になっております。 学ぶこと、遊ぶこと、別ですけれども、2つが並 んでいると何か私たちは納得しやすいような気が するんですけれども、このように書かれた理由を お聞かせください。

#### ○子ども課長

育つ権利、第7条のところの遊ぶこと、学ぶことが続いて載っていたほうがいいのではないのかという御意見だと思うんですけども、これは本会議のほうでも部長から説明がありましたように、平成22年の11月に識見者でつくる、組織する策定

委員会、それから公募市民による検討委員会を組織して、ずっと検討するに当たって、市側の資料というんですか、たたき台として各市の条例を出させていただいて、その中でもんでいただくと。その中で、いろんな意見を聞く中でやってきたという中で、その中で順番としては特段意見なく、こういう形で、遊ぶことと、それから学ぶことがちょっとつなぎにはなっていないんですけども、という形でつくらせていただいたというのが現状であります。

## ○高木委員

遊ぶこと、学ぶこと、休むことというふうに他 市の条例ではなっているところが多いんですけれ ども、そうではなくて、豊田市ですと、同じ育つ 権利の中に第1項として学ぶこと、そして第2項 として遊ぶこと、石川県の白山市におきましても、 やはり遊ぶこと、そして次の項で学ぶことという ことで、非常に遊ぶこと、学ぶことということは 同等の権利なんだよというようなことで、とても わかりやすいような気がします。

この内容で概要説明を読みますと、解説を読みますと、そういうことなんだなということがよく理解できます。中で、この中に、例えばですけれども、元気に遊ぶことという言葉を一つ入れてくださるだけでも、何か子供たちに、ただ遊ぶじゃなくて、元気に遊ぶということはいじめもあっちゃいけない、陰湿なことがあってはいけない、元気に遊ぶということで何かイメージするものがあるといいんですけど、この1、2、3、4、5の中でやはりこの遊ぶことだけが何か突出しているような気がするんですけれども、何かそのようなことで意見は出ましたでしょうか。

#### ○子ども課長

たたき台で出させていただいたときには、遊びが大切にされていることという形で出させていただきました。委員会の中で、遊びが大切にされる、だからここで言及されている点自体がよくわからないということで、遊ぶ権利が大切にされているということであれば理解できるというお話があり、恐らく遊びの5が遊ぶことを、一般を指しつつ、

特定の個別的な種目としての遊びを指していることに由来するだろうという意見が出ました。

遊びが大切にされていることは遊ぶことが大切にされていることを意味し、そのことが保証されることを条文として記載することであるならば、遊ぶことと、一部、一言でいいんではないかという意見が出されて、それで皆さんまとまったというような経過をたどっています。

## ○高木委員

この条例ができるまでにいろいろな意見が出たというお話は聞いたんですけども、一言だけを見ればなるほどなと思うんですけれども、やはり私としましては、全体の7条の持つバランスというか、ちょっと他市ともう一度比較していただきたいなというような気もいたします。

ただ単に遊ぶことという言葉がここにポンと出てくるなら、じゃあ学ぶ言葉となると、必要な知識や情報が得られることということは、これは学ぶことということになるような気がいたします。

やはりちょっと遊ぶことに関しては、解説文の中の何かを入れてくださって、例えば子供の成長というか、適切な遊びとか、そういうような言葉で入れていただきたいなということを思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、この文章の第5、世代、性別、人種、国籍などが異なるさまざまな人々と触れ合うことということになっておりますけれども、私、このときに触れ合うことというのがなぜ漢字なのかお教えください。

## ○子ども課長

単純に漢字でなく、平仮名でもいいのかという 御意見だと思うんですけども、済みません、これ については特段意見なく、漢字のままでとってし まったものですから、このままさせていただきた いというのが現状であります。

#### ○高木委員

ここに私、触れ合いの意味ということで、平仮 名のほうがいいんじゃないかなということで、や はり漢字で触れ合うということは、私たちは先生 と触れ合うというのは意味がわかりますけれども、 触れ合うということはどうしても接触という意味 に、この漢字だと、一番主たる漢字なんですね、 これ。

東京慈恵会の、医科大学の名誉教授の前川という教授が、ふれあいとはということで、平仮名でこの言葉を用いられております。それは、ふれあい、平仮名で、生身のコミュニケーションということで、直接触れ合うということで、やはりスキンシップ、それから人間のコミュニケーションとなると、やはりこれは平仮名のほうが適切ではないかなと。これ、多くの意味を世代、性別、人種、国籍などの。解説のほうを読みますと、ここに触れ合い、対話するという言葉も入ってきているんですね。

第5項のところが、触れ合うことと対話することということになれば、この漢字でも私はいいと思うんですけれども、やはり国籍が異なる人々と、さまざまな人々と触れ合うこととなると、私は平仮名のほうが適切ではないかと思うんですけども、いかがなものでしょう。

#### ○子ども課長

確かに委員の言われることも一理ありますが、 つくる段階で、先ほど言いましたように、皆さん の意見の中で集約してきたということで今回提案 させていただいていること、それから、つくる段 階で市民協議会のほうに、検討委員会のほうには、 市民のお母さん、子供のお母さんに入っていただ いて、お母さんたちもやはり子供さんがまだ小学 生を持ってみえるお母さんがたくさんいて、その お母さんたちが、それではつくる段階で、じゃあ 自分の子供にこれを読ましたときに理解できるか というようなことも検討しながらつくらせていた だいておりますので、このまま行かせていただけ ればというふうに思っております。

#### ○高木委員

この部分がどなたも見逃していると言っちゃいけないんですが、そんなに重きを置かれなかったのかもわからないんですけれども、やはりここで一つ、このふれあいと漢字の触れ合いとはどんなくらいの感じが違うのかなというようなことで、

ひとつ私は検討していただきたいと思いますが、 いかがなものでしょう。

## ○子ども課長

一応案でありますが、さように出させていただいていますけども、こういう形で出させていただいたということで、一度ちょっと例規のことも検討しなければいけないかなというふうに思っていますけども、基本これで出させていただいておりますので、私どもとしてはこのまま行かせていただきたいというのがあります。

# ○高木委員

十分母子ともに、今、平仮名がとても漢字でなく使われている時代ですので、ちょっとその辺は 今後検討していただきたいなということを私は強 く思います。

次に、第3章、第11条の施設関係者の責務ということがありますけども、施設関係者というのは、主に学校ということなんですけど、それでよろしいでしょうか。

# ○子ども課長

施設関係者については、定義としまして、5ペ ージ、第2条に定義という形で説明してあります。 施設関係者というのは何を意味するかというと、

(4)施設関係者は育ち・学ぶ施設の設置者、管理者、それから、そこで働く教員及び職員ということで、育ち・学ぶ施設の設置者、市、それから管理者、例えば子ども課だとか教育委員会、ですから施設で言えば必ずしも学校だけではありません。児童センター、児童クラブ、そういった施設も全部含みます。また、それを管理する管理者、それからそこで働く教員、子ども課の職員、それも全て含みますので、学校だけを捉えて言っているものではありませんので、よろしくお願いします。

#### ○高木委員

資料集18ページの解説の中を読みますと、今お話しになったことは載っております、18ページの中に。育ち・学ぶ施設は家庭と並んで子供が一日を多く過ごす場所というふうになりますので、学校というのがとても多く割合を占めるところだと

思いますが、今のお話になりますと、学ぶ施設、 どこどこというのをおっしゃったんですけれども、 学校ということが、施設の中で主に占めるという のが学校とか、例えば保育園だとか、そういうふ うに捉えてはいけないんですか。

#### ○子ども課長

子ども条例をつくるに当たって、子供の権利を ということでつくらせていただいていますので、 特定の施設だけを明記した場合に、例えばほかの 施設ではいいのかということになりかねないもの ですから、こういう形で表現させていただいたと いうのが現状であります。

#### ○高木委員

よくわかっております。施設関係者の責務というふうになっておりますけども、やはりこの部分、ほかの市町を見ますと、学校など、学校と関係者というような形になっておりますけれども、なぜここで施設関係者という言葉や、学校という言葉を私は入れられなかったのが、今お話しになったように、こういうところもこういうところもありますよという話なんですけれども、学校等、学校などというような言葉で、学校というわかりやすい条例にされるべきではなかったんですか。

#### ○子ども課長

委員全体の話では、先ほどもお話しさせていただいたように、特定の施設を表面に出すんではなく、包含したような形の、やはり条例ですので、そういう表現のほうがいいということでこういう形になっているかと思います。

例えば本会議の席で、豊田市と比較して、居場所を具体的にしてはどうかというような意見も出ていたかと思います、議員の中から。それも同じになるんですけども、居場所を特定すると、特定した居場所以外はじゃあいいのかというお話にもなるということで、委員総じて、やはり包含した形の文言で表示しようということでこういう形になっておりますので、学校等という、学校を表に出すことも、等についていますので、そういう表現の仕方もあるのかもしれないんですけども、いろいろ検討した結果でこういう形になっておりま

す。

#### ○高木委員

いろいろ検討されて、十分に精査されてということで今お聞きしております。

私、一つ、最後、第5章の第24条、最後のところなんですけど、勧告や要請への対応というところで、第2項、市以外の者は、擁護委員会から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを擁護委員会に報告するよう努めなければなりませんという言葉があるんですけれども、これは具体的にどういうことかお教えください。

#### ○子ども課長

条例でうたってあります権利擁護委員会のほう の件なんですが、権利擁護委員会は条例に基づく 附属機関として位置づけてあります。

いわゆる行政処分を行う行政省と異なり、みず から市の機関や市民に対して、その行政、その行 為を取り消したり、是正を強制する権限はないわ けですんで、結果的に第22条等で調査、勧告の権 限、あるいは法的な強制力を有するものではない わけですので、実効性というのが、子供の権利に 関してすぐれた識見を有する識者、弁護士等、5 人を計画しておるわけですけども、擁護委員の判 断、擁護委員に対する市民との関係、信頼、ある いはその人に対する信望が支えというか、それが 担保で進められる部分ということで、その表現か らして、そのことからして、市に対しては、当然、 市は自分でつくった条例ですので、当然守ってい くのが当たり前なんですけども、市以外のものに ついては強制力がないということから、報告する ように努めなければならないという表現をさせて いただいたというのが現状であります。

#### ○高木委員

市以外のものというのは何を指すんですか。市 以外のものというのは、第2項の。第24条、第2 項の市以外のものはというのは何を指すんですか。 〇子ども課長

また5ページに戻っていただいて恐縮なんですけども、定義の第2条の5番目にあります地域住

民等、市民、それから市内で活動する団体、それから事業者、事業所も含みます。そういった方に対してやはり人権を侵すような行為があれば、擁護委員会のほうから指導勧告ということになるかと思うんですけども、それに対して強制力がないがために努力するという努力義務で表現させていただいたというのが現状であります。

#### ○高木委員

市以外のものはというのは、そういう市以外の 人が何かしていることという意味の、そういうふ うに捉えるのかしら。そういう捉え方でいいんで すかね。

どうもこの文章が私の頭では理解できなかったものですから、子供、今さっき、小学生の子がわかるようにというお話で、これ、何か、ここに関して何か質問はありませんでしたか。もしもあったらお聞かせください。もしもなかったら、もうこれで私の質問は終わらせていただきます。

#### ○子ども課長

済みません。議事録を全部持ってきておりませんので、その辺について当然やりとりがあったと思うんですけど、ちょっと今はあれなんですけども、市という部分について、行政、つまり普通地方公共団体である知立市全体を指しておりまして、地方公共団体である知立市全体を指しておりまして、やの中に教育委員会だとか、あるいは議会、この議会もそうなんですけど、執行機関としての議会も含めて市という判断をしている。それ以外のものについて、例えば町内だとか、先ほど言いましたように事業所だとか、いわゆる地域、そういった方については市以外という、行政そのものからちょっと出ない、直接行政ではない部分を市以外という形で表現させてもらっておるわけですけども。

#### ○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

#### ○池田福子委員

よろしくお願いします。

そもそも国連の、これは児童の権利に関する条 約、こういうのがどうしてできたかという背景も あると思うんですけども、けさの新聞にも載りま した、子供が兵士として使われているとか、そういう事件もいまだに外国ではあるということなんですね。だったら日本は、そういうことはもう全然なくて安泰かというとそうとも言えなくて、例えば子供と一緒に心中してしまうとか、そういう命を奪うというのは究極の虐待に当たるんですけれども、そういうことを、子供を残しちゃかわいそうだとか、そういう考え方から来て、一緒にということで心中事件なんかも起きているわけなんですけれども。子ども条例というのは、最終的な目標は、子供を守ろうと、その周囲の人たちも守ろうということだと考えてよろしいですか。

#### ○子ども課長

一応子ども条例ですので、子供の権利を守るという形でつくらせていただいていますので、子ども条例にうたってある形で行けば、子供、市内に住み、学び、市内に入ってくる子供さん全てですけども、守るということでつくらせていただいていますけども。

#### ○池田福子委員

子供中心にその周辺ということも言えると思う んですけれども、ここでずっと読んでいきますと、 市の役割というのがすごく重要になってきますよ ね。地域住民に対してもそうだし、学校を初めと する施設にもそうだし、それから擁護委員も絡ん できますし、地域にも絡んできますしということ なんですけれども、これは認識していらっしゃい ますか。市の役割はもう縦横にタコの足のように 絡んでいくという条例になると思うんですね。ど うですか。

## ○子ども課長

子供の保護という面では、一義的には保護者だと思うんですけども、今の池田福子委員の言われるように市としての責務というのが非常に重要で、当然、地域住民や、あるいは事業所、その他保護者等、親御さんに対しての、当然このPRも含めて、子ども条例を運営していくに当たっては非常に重要な立場にありますので、PRも含めてやっていく必要があるのかなというふうには思っています。

#### ○池田福子委員

ちょっと一例として、まだそういう構想はないかもしれないんですけれども、逐条の18ページ、子供の権利を理解し、保障するために、第4項、研修、職場環境を充実させること、そして早期発見に努めることということで、それをやらなきゃいけないのは当事者たちなんですけど、啓発しなきゃいけないですよね、これ。

これは市の役割だと思うんですけれども、こういうことは何か考えていますか。研修、職場環境を充実させるということで具体的なお考えがあれば、もう次の月には、次の議会では出されるものですから。

#### ○子ども課長

具体的にどうするんだという、今、何か計画は あるかと言われるとちょっと耳の痛い部分がある わけですけども、例えば子ども課において、保育 園のほうで人権教育という形でこれはもう既に各 保育園の保育士を対象に何度も実施しています。

それから、教育委員会のほうにも確認させていただいておりますが、教育委員会のほうについても小中学校の人権教育研究会という組織がありまして、そちらのほうでも活動されているようで、ここでもさらに教育委員会のほうでは子ども条例に沿って、さらに人権教育の研修というのは必要あるのかなということは言っておりましたので、今までやっている部分も含めてしっかりやっていこうと思っております。

#### ○池田福子委員

ありがとうございます。

子ども条例ということでしっかり考えるならば、 網羅的な、あそこではこれをやっているよ、あっ ちではこれをやっているよと断片的なものではな くて、小学校ではここまでやる、中学校ではここ までやろうという、そういうちょっと大きな構想 がやっぱりあったほうがいいと思うんですよね。 成長段階によって義務だとか、権利だとか、そう いうことも考えていかなきゃいけないと思うんで すね。

そのサポートとして、地域はこういうことをや

ってもらいと、それこそ地図のようにわかるような感じで、保育園ではここまでやる、だけど小学校ではもうちょっと成長してここまでやるという、そういうのを統括していただけると、一つの課で、すごくわかりやすくなると思うんです、子ども条例というものの成長度合いが。ちょっとお考えはどうですかね。

#### ○子ども課長

子ども条例を担当させていただいたのが子ども 課の私どもであります。子ども条例をつくって、 これから子ども条例に沿ったいろんな人権教育、 その他いろいろなんですけども、どうやってやっ ていくかという部分について、中心になる部分と いう点では、やはりつくらせていただいた子ども 課が中心になるのかなという。その中に、例えば 教育委員会にも入っていただいたり、それから私 どもの管轄ですけど、保育園にも入っていただく、 あるいは町内等のPRについてはどうやってやっ ていくかという話になると、先ほどのちょっと耳 の痛い話になるんですけども、これから検討しな ければいけない部分がありますけども、中心はあ くまでも私どもになるのかというふうに考えてお ります。

## ○池田福子委員

そうですよね。やっていることが、ああいうことをやっていたんだなということでは、やっぱり 条例として生きてこないと思うんですね。

もう一つは、ちょっと具体的に教えてもらいたい。子ども会議というものをやろうというふうに取り組んでいますよね。逐条の27ページですよね。ここまでパッと出しているからにはいろいろ構想があると思うんですけれども、何回ぐらいやろうとか、こういう子たちを集めようとか、そういう構想があれば、それとどこと連携するか。

#### ○子ども課長

この件についても本会議のほうで質問が若干ありました。

今考えている子ども会議は、既にもう実施している議会のほうで、議会というか教育委員会が主体ですけども、子供議会。それから少年の主張を

やっておりますけども、このような少年の主張や子供議会と同じような位置づけで、子ども課として、またこれとは別に、子ども条例をつくるに当たって子どもワークショップというのを夏休みに実施しました。これは中学生の方に入っていただいて、各中学4人だったかな、入っていただいてやったんですけども、そういうような形で別途また子どもの権利に保障、子どもの権利条約に、子ども条例に基づいて開催しますので、そこを中心に子供の意見を聞く機会を、1回というとちょっとしかられるかもしれませんが、少なくとも1回は間違いなく、先ほど言いましたものとは別に開催したいなというふうに考えております。子供の生の意見をお聞きするような形をとりたいなと思っております。

## ○池田福子委員

少なくとも1回はというと、それは年に1回と いうことですか。

#### ○子ども課長

はい、年に1回という、少なくとも1回という ふうに考えております。

## ○池田福子委員

もし年に1回やろうという、絶対やろうというなら、それでちょっとその話は置いておいて、例えば臨時でもやろうという気はありますか。今のようにいじめの問題が出たときに、年に1回だからというんじゃなくて、臨機応変というのをここでは活用できますか。

今、ワークショップとおっしゃいましたよね。 ワークショップというのは、自分たちで考えて、 どう行動するかを考えようという勉強方法ですよ ね。自分たちが意見を出し合うと。いろんな事件 が起こったときに、事件と言ってはいけないんで すけれども、そういうときにこれが機能しなかっ たらちょっと無意味じゃないかなと思うんですよ。 ○子ども課長

例えば臨時でという今、お話がありまして、臨 時については、例えば事件が起きたときにという 例を挙げていただきましたけども。ということは、 事件が起きたときに子供さんの情報収集というよ うな形、あるいはいろんな意見を聞くという形、 事件が起きたときに子供の話を聞くというのは非 常にデリケートな問題になりますので、そういっ たときに臨時でこれをすぐ子ども課が開くという ことはちょっと今のところ、全く検討しておりま せん。

#### ○池田福子委員

ちょっと極端な例を出してしまって申しわけなかったんですけれども、例えば防犯についてどう思うとか、そういうことでもいいかと思うんで、余りにも1年に1回だとテーマをどうしようと、そこから考えなくてはいけないと思うんですね、幅広過ぎてしまって。

どうですか。年代はどういう子供たちを寄せて 集めて開こうと思ってらっしゃるんでしょうかね、 これば、

#### ○子ども課長

つくるに当たり実施した子どもワークショップは、夏休みの終わりに中学校3年生の方を、各市内3中学から4名ずつお願いしたわけです。

これも先生たちとも相談の結果、このことについて公民をやっているというようなこともたしかあったと思うんですけど、3年生という形を選ばせていただいた形になっていますが、何せ3年生はこの後すぐに、もうこれで受験勉強に入るということで、日程的にはぎりぎりいっぱい夏休みの最後かなということでやらせていただいたんですけども、その辺のこと考える、公民の授業をやっている、非常に理解がしやすいということであるならば3年生。ただ、受験勉強のことを考えるならば2年生を対象にしても可能なのかというふうには考えております。ただ、今現在どちらかということは決定しておりませんので、今後検討する必要があるかなと思っています。

#### ○池田福子委員

これを主導するのは子ども課ですかね。

#### ○子ども課長

子供議会については教育委員会のほうで、主催 も含めて教育委員会でやっていただいていますけ ども、子ども会議については子ども条例にうたっ てありますので、子ども課が主体になってやって いきたいと。ただ、協力は教育委員会のほうにも 求めていきたいというふうに考えております。

## ○池田福子委員

そうすると、そこでまた連携ということになってくるわけですね。

そうしましたら、次に、子ども権利擁護委員会のほうでお尋ねしたいんですけれども、逐条の28ページ、第1項関係、下、子供の権利の侵害について迅速で適切な対応及び救済を図るため、相談から実際の救済までを行う新たな機関として擁護委員会を置きますと、ここではしっかり書いてあるんですけど、あとずっと読んでいきますと、こういうことはできるのかしらと不思議に思うんですけれども。

強制力はないとか、それから要請するだけとか、 そういうことが書いてあるわけなんですよね、これには。ですから、どこまでの擁護委員会という ものに権限があるのか、そもそも権限さえないのか、ちょっとお答え願えますか。

#### ○子ども課長

最後のページを、附則のところを見ていただくと、今回、子ども条例は提案させていただいていますけども、権利擁護委員会、第5章の部分、第5章は子どもの権利の侵害に対する救済と回復という部分ですけども、これについては最後の附則に書いてありますように、平成24年10月1日からこの条例は施行しますが、ただし5章の規定は平成25年4月1日から施行するということで、この後、詳細を規則のような形でつくっていきたいなというふうに考えております。

これも、本会議でもやはり答弁があったと思う んですけども、委員の報酬も含めて、3月に向け て検討していきたいというふうに考えております ので、よろしくお願いします。

#### ○池田福子委員

平成25年だというのはわかっているんですけど も、次の29ページを読んでみましても、助言や支 援をする、調整する、それから勧告したり、制度 の改善を要請すると、その次もずっと要請が続い ているし、申し立て、伝える、聞くとありますよね。

擁護委員会というのは、原則、自分たちで直接 相談を受けるということは、これから見ますとな いわけですよね。

# ○子ども課長

今、私どもが考えているのは、まずは御本人、もちろん受けるのは相談室のほうで受けさせていただくんですけども、一旦受けるんですけども、そこでまず本人で解決する、組織の中で解決するということをまずは図っていこうと。いきなりから擁護委員に入っていただいてどうこうというふうでなく、それで話がつかないようであれば、本人さんがどうしても納得がいかないということであるんならば、その段階で擁護委員のほうに初めて申し出をするというような形をとっておりますので、いきなりから擁護委員ということになるとやはり角が立つということもありますので、話し合えば済むというケースもありますので、そういったことは今考えておりません。

#### ○池田福子委員

29ページの中段なんですけど、擁護委員会は子供またはその関係者から相談に応じ、救済を図り、権利の回復のための助言や支援を行いますと。具体的には電話相談、面接相談などにより、ともに問題解決の道を探ります、なんですけども、今のお話ですと、電話や面接相談で、いわゆるスクリーニングしていくわけですね。ピックアップしていって、この問題は重要だから擁護委員に回そうというふうですかね。

#### ○子ども課長

ちょっとまだどうすると決まったわけではないということで前置きさせていただいて、若干、私どもが考えているというのは、やはり悩みのある子供さんというのは自分のことだとか、あるいは友達のこと、あるいは家族のこと、また学校のことと悩みのあるお子さんがあると思うんですね。そういった方が電話なり面接相談という形で、まず最初の窓口としての子ども課のほうに置く子どもの権利相談室、例えばですが、相談に来ていた

だくと。相談員にその気持ちを打ち明けて聞いて いただいて、その解決を相談員と一緒に解決の道 を図ると。

解決すればそれで終わりなんですけども、そこでどうしても納得がいかない、あるいは気に入らないということで初めて申し立てを権利擁護委員に相談の申し立てをするというような形の流れを頭に描いております。

## ○池田福子委員

そうしますと、窓口は子ども課の相談コーナーですかね。そのほか、いろいろ保健センターにかかったりとか、いろんなところで今、相談を受けていますよね。ですから、窓口はそっちだということですよね。委員会が窓口ではないと、直接の、そうですね。

窓口、そちらからいろんな相談があって、それをこれはもう擁護委員のほうに回したほうがいいというものだけ擁護委員、子ども擁護委員のほうに回ってくるというふうに理解すればいいですか。 〇子ども課長

先ほども話したように、相談員と本人との話し合いの中で、本人が納得いかない場合は本人が申し立てることになりますので、やはり本人がどうしても擁護委員に申し立てするということであれば申立書を提出していただくという形になる。

擁護委員については常設ではありませんので、 やはり事務局としての窓口が必要ということで、 こういったものを考えてはどうかということで、 先ほど言いましたように、例えば権利相談室、今 の家庭児童相談室、そういったものを別の名称で、 基本的には子ども課が窓口になるのかなというふ うに考えております。

ただ、いろんなところもやっていますので、県でもいろんな相談コーナーを持っていますので、そちらに電話するケースも多分あると思いますけども、基本的には子ども課ということでお願いします。

#### ○池田福子委員

おおよそちょっとわかってきたような気がしますけれども、最後にこれを聞きたいんですけど、

今、権利擁護委員、人権擁護委員との関連はあれですか、これ。所轄の課が違うと言われればそれまでですけれども、何かやっぱり連携があったりとか、もちろん上下関係はこれ、独立性を保つんだということで、ないとは思うんですけれども、かぶる部分もありますよね。

## ○子ども課長

人権擁護委員との関係でございますが、子ども 条例に書いてあります権利擁護委員は子供の権利 侵害、子ども条例ですので、そちらに基本的には、 それだけ、がんじがらめじゃないかもしれないで すけど、そっちに特化された形になるかと思いま す。

人権擁護委員は全ての人権侵害に対して、これは適切な救済措置をとるのが職務でありますので、動いていただくということで、子供の権利の侵害については、今お話をいただいたように、正直な話、どちらの窓口も、委員も窓口になり得るというふうに考えております。ですので、ある意味、人権擁護委員と子どもの権利擁護委員、双方が協力し合って救済を行うということも想定されるかなと思っています。

相談者にとってはどちらに相談してもいいという、相談窓口が2本になるという考え方もありますので、そういう意味ではプラスの方向ではあるのかなというふうに思っています。

#### ○池田福子委員

例えば親が相談してきて、これは子供かな、どうかなというふうに迷ってしまったりする場合もあると思うんで、今のお答えを聞いてちょっと安心した感じがあるんですね。縦割りじゃないだろうけれども、それはそっちだ、あっちだと言われるような気もしたもんですから、そういうふうに考えていただければ本当にいいことだと思います。

順次、また計画ができたら教えていただければよろしいかと思いますので。

#### ○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

## ○稲垣委員

たくさんもう意見が出ました。1つ、2つだけ

聞かせてください。

子ども条例制定の背景には、全国でいじめ、児 童虐待、体罰を初めとした子供たちの人権を無視 した問題が多く発生する、これの件については本 市も例外ではないよということがうたわれておる わけでございます。

こうした状況を、条例制定によって抑えていく よ、そういうことを許さないよということで、概 要説明の10ページ、安心して生きる権利が第1号 から第9号、掲げてあります。これを読ませてい ただきました。

これ、今、一番社会で問題になっている点なのかなというふうに私は考えまして、思いまして。これを読んでいく限り、ちょっと曖昧な表現でちょっとつかみにくいなというのを思いました。第6条、子供は安心して生きるため、次のことが保障されますという第1号から第9号、この議論の中にどのようなこと、例えばここにあります、あらゆる暴力を受けず、放置されないよう、この条例でどう守るかとか、差別や不当な不利益を受けることがどのように発見していくのかとか、またそういったものを発見したときにどのように対処するのかと、こういうような点については議論されたんでしょうか。ちょっとこれをお聞かせください。

#### ○子ども課長

先ほど申し上げましたように、全部が全部、全部が全部というか基本的に議事録を持っていないもので、内容を今すぐここで言えと言われるとちょっとあれなんですけども。覚えている範囲でということでなんですけども、例えば6、あらゆる差別や不当な不利益を受けないことという表現があります。

これ、不利益だけでも十分じゃないかという意 見が十分あったんですけども、ただ、世の中で不 利益というのは日常茶飯事あることであり、これ は不利益があっても容認せざるを得ん部分がある んじゃないのかという意見が出ました。

だったらどういうふうに表現するかという話の 中で、不当な不利益と、不利益の中でも特別不当 な部分について表現したらどうかという御意見が 出まして、これにしようということでまとまった というような経過をたどっていますんで、繰り返 しですけども、トータル17回、2つの委員会で2 年かけて、足かけ2年かけて審議する中で、いろ いろ一言一句、皆さん一生懸命考えながらやって いただいたということと、それでありますんでよ ろしくお願いします。

それから、先ほどお話があったように、情報なんですけども、見つけたときにどうするかという話なんですけど、これは虐待防止法のほうで平成16年に改正されていますけども、以前は見つけた場合は、いわゆる児童相談所なり市役所に連絡するということになっていたんですけども、平成16年の改正で、思われる場合、完全に認識はしていなくてもそういうケースがある場合は、いわゆる市民であろうと学校の先生であろうと、何人も連絡するというのが法律でうたってありますので、そういった形で明記してありますので、上位法にうたってあるものについてはここに表現していないというのは現状であります。

以上です。

## ○稲垣委員

ありがとうございました。

これを全般読ませていただいた中で、子供の権利が極めて重要だということはきちんとよくわかりました。しかし、これ、どうなんでしょうね。また、これも会議の中でちょっとどんなことがあったのか、ちょっと聞かせてください。

その中に、これから10月1日、ここで承認されれば成立されるわけですが、成立されるという前提のもとに、例えばですけど、強化月間だとか週間、広報活動に合った施策などは議論されたのか、その辺はどうなんでしょうか。これをちょっと聞かせてください。

#### ○子ども課長

施行後のそういった、どうやってやっていくか という部分については、委員会の中では、2委員 会で話されたのは、とにかく第5章の部分の、権 利の救済をどうするかということはもうはっきり 皆さんで協議させていただいていますけども、具 体的に例えばPRの方法だとか、そういうものは、 申しわけございません、委員会の中では話が出て おりません。

市役所のほうで今後、条例が制定された後には、 先ほどのお話のように、どうやってやっていくか ということを検討し、子ども条例を最大限市民に 知っていただいて、生きるような形でやっていく べきかなというふうには思っています。

#### ○稲垣委員

それでは最後、市長に、子ども条例制定に向け た意気込み、ちょっとその辺を聞かせてください。 お願いします。

#### ○林市長

何度も、本会議でも申し上げておりますけれども、2010年から足かけ、こうして2年、3年と積み重ねてきたわけであります。プロセスは蔭山委員長初め、保護者の方、そして市民の皆様方、子供たちがこうして練り上げて、きょう、条例案として出させてもらったわけであります。

私はその際に、シンポジウムでも申し上げました、また蔭山委員長初め、会議の中でも申し上げてきたことは、まずは子供たちのいじめ、虐待を大人の力で何とか早期発見、未然に防ぐ、これを一つ、この条例に盛り込んでください。2つ目が、子供の視点を取り入れたまちづくり、とにかく子供の声、気持ちが入っていけるようなまちづくりができていけるような、そんなことも盛り込んでください。そして子供たちの教育環境、またさまざまな家庭環境、とにかく子供たちを地域で、家庭でも当然、一生懸命育てていただくわけでありますけれども、地域で、社会で育てていけるような、そんなことも盛り込んでくださいなどなど、5点、6点、申し上げました。シンポジウムでも申し上げてきました。

そうした中で時々、蔭山委員長とも2人でディスカッションしたり、あと、いろんな方々にお話しさせていただきながら、こうして練り上げてまいりました。

今、先ほど来、本会議でも他市ではこうしているよ、こうしているよといろいろございます。ですけれども、私は、他市の状況はなかなかわからないわけでありますけども、やはり今、効率化、便利さというのが社会は追及していくわけでありまして、子育てというのは効率性ではなかなかできないわけであります。非効率な部分のところ、非効率であればこそ子供が力強く育つ部分があるわけでありまして、そこの部分、効率性を重んじる社会じゃないところで、やはり子供、子育てはしっかりやらなければいけないんじゃないかなと。そうした部分を社会で共有化していこうよということかなというふうに思っております。

中で、くどいんですけれども、私どもの前文もそうであります。目的もそうであります。子供の権利を大切にすることというふうにとめていないんですね。子供の権利を大切にするのは当然であるわけでありまして、子供一人一人が夢を育むことのできるまちをつくりましょう。これは大人にとってもいいわけでありまして、これから少子化というふうに言われているわけでありますけれども、少子化にもきっと長期的に見れば歯どめをかけることができる、そんな条例になっているんじゃないかなと思っております。

#### ○明石委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

#### ○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。 ほかに質疑はありませんか。

## ○佐藤委員

それでは、お聞かせ願います。

先ほど目的として子供の権利を保障すると同時に、知立市として夢を育むことができるまちづくりを目的にするというふうに市長も説明され、またこの中にも書いてあるわけですけども、それで、第2章が、子供にとって大切な権利という形で権

利の尊重、第4条から始まり、具体的には自分らしく生きる権利、安心して生きる権利、育つ権利というものが、育つ権利、それから参加する権利と、第6条から第8条までこうした形で子供の権利ということが網羅されているわけですけれども、これらの4つに大別したというか、考え方といいますか、これで子供の権利はどういうものかということがいろいろあるかと思いますけれども、ほぼこれで子供の基本的な権利をこの中に全てというか、包含した形になっている、この辺の考え方をちょっとお聞かせください。

## ○子ども課長

第5条の自分らしく生きる権利から、育つ権利、参加する権利、そのあたりまでだと思いますが、 国連のほうの条約、平成6年に日本が批准しましてというわけなんですけども、権利条約のほうの4つの柱、生きる権利、守る権利、育つ権利、参加する権利に対して、生きる権利に対して第5条の自分らしく生きる権利、守られる権利を第6条の安心して生きられる権利、育つ権利を第7条の育つ権利、参加する権利を第8条の参加する権利というような形で、一つ一つ並べながらつくらせていただいたというのが現状であります。

## ○佐藤委員

例えば、どうのこうのということじゃないですけども、自分らしく生きる権利ということで、最近は子供たちの中にも性同一性障がいなどが、男に生まれてきたけれども、男として自覚できない、そういう問題もまた出たりしているわけですね。

そうした意味で、例えばいろいろ自分らしくというのはそれぞれありますけども、例えば今、性同一性障がいなどは、前は隠すような対象といいますか、そういうことでそういう人たちの権利やそういうことの保障だとか、そういうことも不十分だったと思うんですよ。昨今はそういうことが権利として自覚され、隠すことなく、自分はそういうふうだと表明する方も中にはお見えになっているような状況もあろうかと思うんですよね。

例えばそういうときに自分らしく生きる権利で、 具体的にそのような形であったとしたときに、個 別の施設関係者と言われる、家庭でもそうですし、 施設関係者もそうですし、どのような、それを素 直に認めてあげられるのか、抵抗感を持って距離 を置くのか、さまざまあろうかと思いますけども、 具体的な自分らしさの権利として、そういうもの も出てきたときに、どのような、周りからフォロ ーやそういうことをやるのかなというふうに思い ますけども。例えばそんな問題が出てきたときは どうなんでしょう。

## ○子ども課長

ちょっと例題が難しいものであれなんですけど も、例えば例に挙がっていました性同一性障がい のお子さんについては、これ、親御さんもなかな か理解しづらい部分があると思うんですよね。

むしろ親御さん以外の方のほうがかえって理解を示す部分があるのかなという部分があると思いますけども、そういったところでやはり子供さんが、先ほども池田福子委員のほうから話があったように、悩みがあるということであるならば、まず相談室の門をたたいていただいて相談していただくと。

その中で、先ほども言いましたように、本人及びその周りで解決できることであるならば、本人の意思が、情報を流してもらっては困るというふうだとまたちょっと困るかもしれないですけども、そういう話し合いの中で周りの方からフォローするような形をとっていくべきなのかなというふうには思います。

#### ○佐藤委員

いずれにしても、自分らしく生きる権利、安心 して生きる権利、育つ権利、参加する権利という ものが保障されていくということが大切なわけで すけども、それをする上で第3章の構成は子供の 権利を保障する大人の責務という形でずっと載っ ていますよね。

締めくくりとして市の責務という形で、第13条で、必要な施策を実施しなければなりませんとか、それぞれの責務を果たすことができるような支援を行わなければならないとか、市の内外において子供の権利が保障されるように努めなければなり

ませんと、市の責務が定められておりますけれども、これを保障するために、大人の責務ということですけども、これはなかなか難しいことだなというふうに実感するんですけれども、この辺は第4章の中で、子供に優しいまちづくりということの第14条で、この条例と子どもの権利の周知を図るとともに必要な取り組みを実施すると。市は、家庭、育ち・学ぶ、地域において権利をとずっと書いて、必要な支援を行うと、市民が子供の権利について理解を深めるよう必要な支援を行うと。

責務を、大人の責務を定めて、具体的に定めておるわけですけども、これを担保するために、ここの第4章の第14条がとても大切な中身だなというふうに思いますけども、条例をつくっただけでは、これは保障されないわけで、子供たちの権利への認識が高まること、それから周りの大人の人たちが子供の権利について認識すると同時に、守るべき大人が、擁護すべき大人がそうしたことをきちんと理解し、大人としての責務を果たすということがとても大切なことで、条例は制定はしたけれども、具体的に第14条に基づく取り組みを今後どのような形でやっていくのか。

一部、パンフレットをつくって、子供たちが学習するということがありました。それは子供からみずからの権利を子供たち同士の中で学び合う、尊重し合う、そういう関係はいいですけども、子供同士の権利侵害ばかりではなくて、ここでうたっているようなさまざまな権利侵害も想定されているわけですので、これが大人からの場合ということもあるわけですので、そうしたときにそこをいかに担保していくのかということがあろうかと思いますけども、具体的にさまざまな、この条例をつくるに当たってさまざまなケースを想定しながらつくられたと思うので、そうしたことを今後どうやって進めていくのか、この辺はどうでしょうか。

#### ○子ども課長

これも、先ほど池田福子委員からどうするかということでちょっと若干耳の痛い部分があるんですけども、まず今、委員の言われたようにパンフ

レット、当然のことながらパンフレット、リーフ レット、そういったもので啓発は当然、市民に対 して、大人に対して啓発していく、あるいは子供 に対して啓発していくということが必要かなとい うふうに思っています。

子供に対しては、教育委員会のほうでこの事業 をじかに、逐条解説も含めたような資料を含めた もので事業をしていただくなり何なりしていこう かなと思っております。

大人に対する啓発のほうですが、本当に耳の痛い話なんですけど、実際、現時点、まず職員については人権教育という形で、保育園のほうはもう既にやっております。これをどうやって拡大していくか、いわゆる保護者に対して拡大していくかということがありますけれども、人権教育は既にやっています。

それから、教育委員会のほうについても、例えば先ほど人権教育研究会というのがあって、そちらのほうでいろいろ取り上げて研究していくというような話も教育委員会にしていただいております。また、例えば教育委員会のほうの関係ですと、PTAだとかおやじの会等の会合でPRしていただくという話も聞いておりますので、そういった形でお父さん、お母さんたちにPR、大人の方にPRしていくのかなと。基本的には小学校あるいは保育園で、保護者に対してどうやってPRしていくかなということが基本になるかなというふうに思っております。

以上です。

## ○佐藤委員

こういう条例が制定されるということになれば、子供たちは当然ですけれども、今言われたようなところを含めて、出前講座も含めたような形、出前講座というのは相手が学びたいよということで初めてそれが成立するわけだけだけれども、それだけでは不十分で、大人たちの責務を本当に果たそうと思うとだめなわけで、そうした点では、例えば条例制定の過程の中で、アンケート調査やシンポジウムもやられたんでしょう。だとするならば、私は例えば条例制定を機に、条例をどのよう

にして生かしていくのかというような形の、条例 制定の過程ではどんな条例をつくろうかと、どん な子供の権利があって、どのような形でやってい こうかということが、制定に当たってそうしたシ ンポジウムなども計画して、広く市民に参加を呼 びかけるようなこともいいのではないかなという ふうに私は思いますけども、どうでしょうか。

#### ○子ども課長

今、お話のあったように、シンポジウム、例えば年1回のシンポジウムだとか、ああいうワークショップのような形、これは大人のものか、子供のものかというのはありますけども、そんな形でやったらどうかというお話ですけども、これから正直、PRのほうも、これは、皆さんに可決していただいた暁には、これをしっかり履行していかないかんということでありますので、今後の検討の中で検討させていただきたいということで思っております。

# ○佐藤委員

PRでというよりも、ある意味で私どももこの 条例を見ていろいろ、文言はともかくとして、やっぱり改めて子供の権利、子供が置かれている状況は大人を映した鏡だというふうに言われているので、子供の権利は当然のことながら、大人自身の権利と、そういうことと不可分な関係にあって、やっぱり人権ということを子ども条例を土台としながら大人もここで学んでいく機会とできたのかなというふうに私は評価するんです。

お互いにやっぱりこれを深く学ぶということがないと、やっぱり大人の責務を果たすことはできないし、条例の掲げる目標も達成できないだろうというようなことから、私はシンポジウムという話をしましたけど、あらゆる機会でこれを学ぶという、そうした方向性というか、具体的に何をやるかということはともかくとして、やっぱり学ぶ取り組み、そのことを全ての分野において、具体的にはこれがというのは出てきませんけれども、子供向けのパンフが出てきたならば大人向けのパンフでもいいだろうし、その中身にはそれぞれの御家庭で、子育てで困っているような問題につい

て例示しながら、このときあなたはどんな対応をしていますかということを、そういうことを通じて、子供の権利との関係で見詰め直すような、そんなものも必要ではないかなというふうに私は思いますけれども。この点、先ほど課長が答弁されたもんだからいいんですけども、私はもうちょっと条例制定で一般的なPR、学校での学び合いは当然だけれども、それ以外のところでもっと深く、広く、学ぶ機会、学ぶ機運を高めるような、そうした取り組みにしてほしいなというふうに思っていますけども。もう一度お願いします。

## ○子ども課長

申しわけございません。委員の言われるあらゆる機会で勉強する、学ぶ機会、履行をしっかりするためにはそれが当然必要ですので、しっかり考えていきたいと思っております。

以上です。

## ○佐藤委員

ぜひそのような点で、何がいいのか、やはりこれを、普及啓発の検討委員会なんかをつくられたらどうですか、普及啓発のための検討委員会。町内でもよろしいですし。私はこの条例をつくるに当たって、そうした市民の御意見を伺い、市民参加もありやってきたならば、普及啓発のために市民参加も含めた、それが妥当かどうかということは別ですけども、そうしたものを組織して、やっぱり普及していく、啓発していく、そういうことを取り組んでほしいなというふうに思いますけども、福祉子ども部長、どうでしょうか。

# ○福祉子ども部長

佐藤委員よりいろいろ御提案いただきました。 条例が施行されればいいというものではないのは 当然で、これを市民、子供から大人から市民全員 が条例の目的を理解していただくというのが、こ れが一番大事なことだろうというふうに思ってい ます。

先ほど課長も申しましたように、いろんな機会 を通じて大人の方の、例えば例でも申しますと、 今度、市民運動会があればそういったところで大 勢の市民の人が集まったときに子ども条例ができ たと、それは一つの例ですが、多くの方が集まった場合にはそういった条例の施行のPR、それからこれは子ども課だけで周知するということではなく、市全庁的にそれぞれの課、いろんな機会を通じて結構かなと思っているんですが、そういったことも捉えて、また部長会を通じてこういった取り組みについてお願いしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

## ○佐藤委員

ぜひお願いしたいと思います。

それから、本会議でも、この場でも子供の権利の侵害に対する救済と回復ということで権利擁護委員会の設置ということがありましたけれども、議論の中では、権利擁護委員会は常設のものではないということですから、直接本人から申し出があれば、権利擁護委員会にあれば、それは開催せざるを得ないと思うんです。

例えば先ほど議論の中では家庭児童相談員ですか、そういうチャンネルだとか、さまざまなチャンネル、来て、相談して、これは解決できればいいし、解決がなかなか困難だと、本人はそれだけでは不十分で、こういう擁護委員会があるよということを知っているという前提のもとでここにしてくださいということになれば、これは常設ではないと言いますけれども、速やかに権利擁護委員会というのは開催されるんでしょうか。

#### ○子ども課長

基本、先ほど話したように、話が進まなくて申 し出があった場合には、その申し出に対して速や かに開催するという。ですから、前もって委嘱し ておくわけですので、委員さんに。よろしくお願 いします。

## ○佐藤委員

権利擁護委員会は法的拘束力がないとはいえど も、子ども条例の中でそうした権利侵害があった とき、それを担保するための勧告や是正を求める、 法的拘束力はないわけだけども、そういう役割を 果たそうということですよね。

だとするならば、そうしたことが申し立てられ

たら、権利擁護委員会は設置されるわけですけれども、申し立ては事務局のほうに本人さんから申し立てされるわけですよね。先ほどの議論で、規則だとか、報酬だとかということはありますけれども、例えば速やかと言うけれども、申し立てがあってから1週間後だとか、2週間後では全然話が成り立たないわけですよ。この間のいじめや虐待の問題を見たときに、緊急性ということを見たときに、そうした体制がこの中でとれるのかどうか。とる方向で権利擁護委員会は設置せにやいかんと思うんですよね。

その場合は、例えばそういうことについても、 本人から申し立てがあった場合、その間、家庭児 童相談員でもいいし、周りも学校でもいいですけ れども、フォローがあったとしても申し立てます よということがあったら、例えば速やかというの はどのくらいの範囲なのか。緊急性が要する場合 だってあるかもしれません。その場合はどうなる んでしょう。

#### ○子ども課長

権利擁護委員会の部分について、先ほども答弁させていただいたように、また別途、条例にぶら下げるような形で規則をつくっていこうと思っていますので、その中でお願いする委員さんも含めて、ちょっと話をさせていただきながら、速やかにというのが、もちろんきょうのきょうが一番いいんでしょうけども、今ちょっとここでは御答弁しかねるんですけど、できるだけ早くというようなことになるかと思うんですけど、その辺は相談させていただきながら決めさせていただきたいなと思っています。

#### ○佐藤委員

ですから、私は、今のそういう事態が発覚したり、申し出、相談があったりした場合、現在の体制の中で対応するということが基本でありつつ、本人が希望すれば擁護委員会だということですので、申し立てがあれば速やかに開催すると。それが、速やかというのはどの範囲かということです

けれども、やっぱり子供たちの問題で、この間は 命にかかわるようなことがたびたび起こっている ことを見たときに、そこはきちっと担保しなけれ ばいけないなというふうに思いますので、その辺 はぜひ御検討願いたいなというふうに思うんです。

それから、権利擁護委員は5人以内で組織するということで、この間の議論では弁護士という形で、この条例を制定過程の中で助言をいただいた西三河弁護士会の方1名というようなことも言われていましたけれども、それも規則でなるわけですけども、例えば、この間、条例制定に携わった人たちも可能性は、ここのところの弁護士、臨床心理士、社会福祉士、学校教育の専門家だとか、そういう方たちも一つの候補者としてなり得るというふうな思いも私はありますけども、その辺はどうでしょうか。

#### ○子ども課長

やっていただいた委員に入っていただくというのも一つの考え方としてあると思います。ただ、 今現在、じゃあどの方かということを正式に決めていませんので、ちょっとその辺は御答弁を差し控えさせていただきます。

#### ○佐藤委員

ぜひ、その辺はしっかりと対応してほしいなというふうに思います。

それから、勧告や要請への対応ということで、 最後の第24条ですか、ありますけれども、市は擁 護委員から勧告や要請を受けたときに速やかに勧 告や要請に応じて、その対応状況などを擁護委員 会に報告しなければならない。これをいま一度、 先ほど高木委員とのやりとりがありましたけれど も、いま一度御説明ください。

#### ○子ども課長

是正勧告処分というのは、これ、何度も委員の ほうからも御披瀝があったように、強制力が正直 ございません。ですので、絵に描いた餅かという のではまずいということで、権利擁護委員会のほ うから何かあったときには是正勧告をさせていた だきます。

ただ、繰り返しですけども、強制力がありませ

んので、市については、市がこれ、つくった条例ですので、当然この勧告に従うような形で、また報告するような形でしっかり実施していく。

それに対して、市以外の、先ほどのこれもお話ししたように、地域だとか、会社だとか、事業所だとか、そういったところは指導勧告させていただくんですけども、是正勧告させていただくんですけども、それについて強制力はありませんので、最終的な文言になる、努めなければならないという、ちょっと若干後ろに後ずさりしたような表現でつくらせていただいたというのが現状であります。

#### ○佐藤委員

例えば、市は擁護委員会から勧告や要請を受けたときということですけれども、市が子供たちの権利侵害をしたということになるんですか、これは。よくわからんのですけど。その辺との関係で、例えば市以外のものというのは、いわゆる地域の人、保護者等を含めて、その人たちに擁護委員会が是正を求める勧告や、そういうことをしましたと、そうしたらこの条例に基づいて、法的根拠はないですけれども、勧告を受けた方は速やかに勧告や要請に応じて対応状況などを擁護委員会に報告するように努めなければならないと。

例えば幼児虐待があって、例えば幼児でもいいし、子供の虐待でもいいですけども、市民の方が 殴る蹴るを親がしておったということ、通報する ということになっていますけれども、通報があっ たというようなことで、例えば法的な措置のとこ ろへ行けばいいわけですけども、そうじゃなくて 市の窓口のほうへ来たというようなときに、その 方に対して擁護委員会に上がって、その方に対し て権利を侵害している保護者なりに勧告や要請を、 そうすべきではないと、子供の権利を守りなさい ということで、市以外のもの、保護者側の、具体 的に受けた時は勧告に従って、その状況を報告し なければならない、努めなければならないという ことですよね、市民は。

市民はそうした形で、市以外のものというのは、市民だと思うんですけども、市の場合はどういう

ことを想定されるんですか。

#### ○子ども課長

第13条の市という部分ですよね。第13条の市というおりか、この中に入っている市という部分ですけども、済みません、繰り返しですけども、普通地方公共団体である知立市、市全体を指しておりまして、教育委員会を入れてもいいんじゃないのかという意見もありましたけども、知立市ということで、包含した形で教育委員会も含めてやっております。

もちろん市ですから、子ども課の保育園も全部 そうですよね。入っています。その中で当然のこ とながら学校のこと、それから保育園のことも含 めて、保育園の子供さんはちょっと多分親御さん だと思うんですけども、そういった方の相談があ った場合に、さっきの流れで、説明した流れで行 けば、まず相談員が相談を受けるんですけども、 それでだめであるならば御本人もしくは親御さん が申し立てして擁護委員会が動くと。

擁護委員会は、当然それが学校であれ、市の保育園であれ、あるいは民間であれ、調査させていただいて、それが市に、子供の権利を侵害しておるということであれば、相手がどこであれ、独立した思いでやらせていただくわけですので、勧告するというような形になるかと思います。

ただ、それが、内容が故意というんですか、事 実でないような場合ですと、当然、委員さんは勧 告しないということになるかと思いますけども、 基本はそういう流れになると考えております。

## ○佐藤委員

わかりました。市以外のものというのは、私、 先ほどこういうふうでいいですかと、こういうふ うだと思うということを言いましたけど、市以外 のものをもう一度。

#### ○子ども課長

例えば子供会だとか、あるいはスポーツ少年団だとか、あるいは考えようによったら塾みたいなところもそうかなと思うんですけども、これは学校と違いますので、そういったところも全て該当するかなというふうには思っています。子供の生

活する場所というのはいろんなところがあります けども、そういったところを指していると思いま す。

# ○佐藤委員

そうすると、私が言った、個人の方が、例えば 親が子供を虐待したということで、その方が擁護 委員会に上がって勧告を受けましたよと、その場 合に速やかに勧告や要請に応じて、その後、対応 状況などを擁護委員会に報告するように努めなけ ればならないと、これとは違うと、その辺はちょ っとニュアンスが。

## ○子ども課長

済みません。ちょっと説明足らずで申しわけご ざいません。

今言ったのも含めて、当然親御さんも、それから兄弟も、個人も含めて全てで、そういった方たちが何かをすれば本人、親であれば多分親は申し出ができませんので、例えば兄弟だとか、親戚、そういった方が申し出るということも可能ですので、そういった形で対応していくということになると思います。

## ○佐藤委員

わかりました。そうすると、市というのは再度 確認ですけども、市が管理する子供たちに関係す る施設、それについては勧告を受けたら市が責任 を持って調査しなければならない。当然だわね。 そういうことの先ほどの説明でいいわけですよね。 〇子ども課長

申立人から申し立てを委員会が受けて、委員会 が調査して、その結果で指導勧告、勧告しますの で、勧告されたことに対して、今度、市も含めて ですけども、報告するというような形になるかと 思います。

#### ○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

#### ○石川委員

いろいろ条例の中ではやりとりがたくさんありましたんですが、この条例を制定するのにいろいろな段階がありましたね。子ども条例策定検討委員会、そして公募の市民による知立市子ども条例

検討市民協議会、それから子ども条例策定のアン ケートもとられたと。

それで、その中で子ども条例策定のための子ど もワークショップというのをやられたということ ですね。ちょっとそのときの状況とか意見とか、 そういうものをちょっと御披瀝願いますか。

#### ○子ども課長

子どもワークショップでよろしいですか。意見としては、例えば家庭のことであるならば、当然人権の問題についてのワークショップですので、家庭のことであるなら、例えば子どもから出たのは、問題点として上がってきたのは、女の子だから手伝わされるとか、あるいは兄弟で差別される、例えば一番上、長男であるからやれとか、長女であるからやれとか、あるいは親がノックもせずに部屋に入ってくるというような、率直な意見が出されておりました。

また、学校のことについては、先生が生徒にひいきするだとか、あるいは塾で発言するときの差別があるだとか、あるいはしっかり子ども条例を勉強していかないかんかなと思うんですけども、学校の校則が厳し過ぎる、もっと自由にというふうな意見もございました。

こういうものに対して、子供の解決方法として、例えば家庭であれば、親に相談したりする、あるいは強い意志を持って処理をはっきりさせるというような意見、それから学校であれば、生徒会から言うとか、生徒から意見を先生にしっかり言っていこうというような意見が出されておりました。こういったような意見が子どもワークショップで出されておりました。

以上です。

#### ○石川委員

これは子供の、言ってみれば、ある意味ではわがままな分もあるわけでありまして、それはそれとしておきまして、パブリックコメントをやられて何ら意見も何もなかったという答弁が今回ありましたけど、そのとおりですか。

#### ○子ども課長

パブリックコメントについては、意見がござい

ませんでした。

#### ○石川委員

今までも出てませんね。何ら反応がないということは、大丈夫かなと、市民の方々に。今はいろいろと周知せないかんだ、PRせないかんなと言っている中で、子ども条例のパブリックコメントと言ったときに一つも意見が寄せられんというのは、これ、どういうふうに感じますか、担当者として。

## ○子ども課長

アンケートの方法でございますが、アンケートで最後に、子ども条例をつくることに関心がありますかという問いがありました。この問いに対して、ちょっと耳の痛い話なんですけども、はいよりもいいえが多く、さらに、わからないという回答が非常に多かったという記憶であります。

シンポジウムのときもちょっとお話しさせてい ただいたと思うんですけども、知立市として条例 制定の周知により力を入れていかなければいけな いかなという月並みの部分と、それから子供が、 正直な話、これは別のアンケートの結果なんです が、あなたは大人から大切にされているかという 質問なんですけども、大人から大切にされている と感じている子供は65%、対して大人は86%が子 供を大切にしているという、このギャップ。それ から、いじめ、虐待、犯罪などで困ったとき、す ぐに相談して助けてもらえるかどうかという質問 に対して、子供は61%の子供しか助けていただけ る人がいないと。済みません、61.6%の人が相談 したり助けてもらうことができると感じていると、 これに対して89.5%、助けているという回答にな っています。これも大きなギャップになっておる わけなんですけども。

先ほどの話に戻しますけども、PRをしていかなければいけないかなというふうには思っておるわけですけども、反面、よくよく考えると、子供が大人を信頼していないのかなというふうにもとれると思います。そこからすると、やはり子供にしっかり大人を信頼していただく意味でも、こういった条例をつくって、子供がたとえ一人でも二

人でも、相談に来ていただいて助かる、助かるといったら失礼で、子供が安心して暮らせることができるようになるんならば、この条例はつくったかいがあるのかなというふうには思っております。 〇石川委員

いろいろ考え方があるかなと思いますけども、 子供の権利というようなことで子ども条例ができ ておるわけですけど、やはり子供のほうにしてみ たら、子供のほうの人権のワークショップだった かわかりませんけど、結構わがままなことを言っ ておるだけですわね、これ。

学校で差別があるとか、学校の校則が厳しいとか、そんなことは当たり前のことであって、社会に出たらそういうことも、社会とか、そういう場所、学校においてでも校則というのはちゃんとあってしかるべきもので、それが厳しいだ何だと言って、生徒がそれほど言う分でもないと思うんですが、子ども条例を見ますと、要するに子供の権利ということばっかりが主張されていて、じゃあ義務をというところが忘れられてないかなと、そんなふうに思いますが、そういうものは含めないのですか、これは。

#### ○子ども課長

子供の権利は何かということで、例えば権利について、義務や責任を果たすことを条件に権利があるわけでなく、権利そのものは子供が生まれながらに持っているものであって、いわゆる子供の基本的人権という形になりますので、義務と引きかえに権利を認めるということではないと思います。そういった形で、子ども条例については権利だけをうたったような形になっております。

# ○石川委員

そういうもんですか。権利だけ、子供の権利だけでいいわけですか。

ここで一番心配しますのは、PRして、どんどん広めるということでありますけども、18歳未満まであるわけですから、もうほとんど大人に近いわけです。今は選挙権も18歳でどうだというような話もある中で、権利、権利とうたわれていますと、そこら辺の年齢まで来た人は、これは権利の

濫用になっちゃうかもわかりませんけど、かなり 自分の権利を主張する人が出てくるんではないか と、そんなことは思われませんでしたか。

#### ○子ども課長

それについては、条例の解説のところにもたく さんうたってあります。また、条例の中でも、例 えば前文では、子供一人一人が尊重され、互いに 尊重し合えることというようなこと、それから第 4条のところでは、2のところで、自分の権利を 学び、大切にするとともに他人の権利を認め、尊 重するように努めますというような形。

いわゆる権利や自由というのが、自分の思うままに何でもできるということではないということをしっかり条文の中にうたったつもりでおりますし、また解説のところにも入れてありますし、これについてしっかり子供に教えていくべきかなというふうに、これが本来の権利だよということを説明すべきかなというふうには思っています。

#### ○石川委員

そんな権利ばかり教えておったら大変ですよ。いろんな権利がこれからいっぱいあるんですから。子ども条例の中の権利ですから。これは当然、ここで、先ほどからも出ていますが、遊ぶことなんていうのが出ていますと、じゃあ夜遅くゲームセンターで遊んでいる人、18歳未満の人で遊んでいる人、じゃあ補導できませんじゃないですか。遊んでおるんだからと、遊ぶ権利があるんだからと言われたとき、どういうふうにされるんですかね。〇子ども課長

夜、子供が遊んでいたりすると、ちょっと済み ません、私も勉強不足でいかんですけど、例えば 深夜徘回という別のルールがあると思いますので、 そちらのほうで補導は可能ではないかなというふ うに思います。

#### ○石川委員

ほかにあるかもわかりませんけど、それじゃあ、要するに子ども条例のほうで、そうやって見つけて、あんた、こんなんあれじゃないかと言ったときに、第三者の人で、そんないろんなものがあるということを知らないで大人の人が注意した場合

に、私は子ども条例で遊ぶ権利があるんだと、こ んなようなケースが出た場合はどういう対処をし たらいいわけですかね。

要するに、第三者の大人なんて、誰もそんな声をかけることもできないのかと。専門の人が巡回しながら見つけて、おいと言えば、それはいろいろな、こういうこともあると言うんなんですが、ほかのところにそういうものがあると言っても、また同じように、言ってみれば、言葉は悪いかもしれませんが、縦割りで、私の部署はここしか知りませんよと言ったら、そんなものはありますと言ったって、そんなこと通用するとは思えないんですがね。

そういうものも全部ある程度包含しなければいけないんじゃないですか。それで、子供を守るような権利ばっかりを主張しているようですけど、 大人といいますか、家庭の責務では子供の幸せを 第一にとかというようなことをちょっと書いてあるだけで、そこはほとんどが家庭のしつけとか、 そこら辺が一番大きな問題であると私は思っておりますけどね。

虐待にしろ、虐待だといろんなことを言われますけど、子供たちのけんかなんていうものは、けんかなのか、今いじめているのかというのは、判断は大変難しいということもありますし、ただ権利だけを、子供の権利を守るなんて言うと、大人はほとんど何もできないような状況に陥ってしまうんではないかなと私は思いますけど、子供にしかることもできない、そういう家庭もいっぱいふえちゃうかもしれんと、そんなふうにも思うんですが、そこら辺はどう思いますかね。

## ○子ども課長

子ども条例をつくって、これを授業でも取り入れてもらうという思いでありますし、また家庭、広く市民にPRしていくわけですけども、子ども条例に沿った形でしっかりと子供に人権教育をする中で、当然人権が保障されるということは、義務もついてくるわけです、基本的には、委員の言われるとおり。その部分も含めて、やはりしっかりと大人が、周りの地域の大人がみんなで人権教

育を知っていかなければいけない、そのたたき台 というとちょっと表現が悪いんですけども、子ど も条例を使ってそういったしっかりした教育、親 にしろ、学校にしろ、地域の人にしろ、していく べきかなというふうには考えておりますけども。

## ○石川委員

当然そうなんですけど、人権の保障なんて、それは当たり前のことで、それは当然なんですよ。 ここに定められているからどうのこうのじゃなく て、これは、人の人権なんていうのは、完全に守 られないかんということは決まっているわけです から。

そんな中で、子供の条例なもんですから、権利、 もちろんそういういじめに対してとか、そういう ことに対して一生懸命配慮しているんだと思いま すけども、その一方で、それじゃあ子供が何もや らんでいいのかという形になってしまうじゃない ですか。

やっぱり権利があれば、必ず義務があるはずなんですよ。僕ら、大人にしてもそうですよ。権利があるもんですから、ほかまた納税の義務があるとか、そういうふうに必ず権利と裏腹に義務があるんですが、そういうことも子供のほうに教えていかないことには、権利だけ主張されたら、先ほど私が言いましたように、一つの例ですけど、いろんなところでこれから起きる可能性がありますよ。これは私、権利だからと言われたときに、果たしてどのように対処するのかという、そういう問題が派生すると思います、条例があるがために。そういうことについてはいかがでしょうか。福祉子ども部長、どう思われます。

## ○福祉子ども部長

石川委員のおっしゃることも、私ども、よくわかります。そういったことをやはりなくす、また権利の濫用をなくすためにも、この条例の施行後、全ての子供たちに適正な権利といいますか、そういったことの教育をしていかなきゃならないなというふうに私は思っております。

#### ○石川委員

当然そうだと思いますので、それはやっぱりし

っかりした教育をやってもらわんといけないと思いますよ。この条例だけでいろんなことが守られるなんてとても思いません。

それで、そんな中で今、一つ、一番、私、この条例をパッと見まして、権利擁護委員というのはまだこれから決めて設定されると、設置されるというのに、何で先の条例だけが10月1日から施行せないかんのかなと。あわせて来年4月1日でもいいんやないかなと思うんですが、なぜそう急がれるんですか。

## ○子ども課長

当初、全てにおいてこの9月を目途に計画していたわけですけども、何回か議論を重ねるにおいて来てしまったということで、若干時間を延ばしてもいいのかなというふうには思ったんですけども、少なくとも条例は当初の目途にした9月の議会に間に合わせようという、委員の御意見等ありまして、これを先行で出させていただくと。

また、このやり方については、規則だけを、ぶら下がる部分については後にしたというやり方、 豊田市を参考にさせていただいてやらせていただいたというような形で、内容の細かいところについては後になってしまったということになっております。

後になった分については、この間も本会議で討論があったように、委員さんの報酬も含めて、委員さんの報酬は3月に計上させていただきますので、そのときまでに合わせてつくっていくのかなというふうに考えています。

## ○明石委員長

ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 0 時58分

#### ○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ○石川委員

先ほどお聞きしていたのは、なぜ10月1日施行で、残りが4月1日にするのかということですね。 なぜそうやって急いで前半だけを施行せないかん のかということ。合わせて4月1日でもいいじゃないですか。そこら辺もう一度お願いします。 ○子ども課長

2つの委員会で策定するに当たって、ずっと8回、9回、足かけ2年かけてつくってくる中で進めてまいったんですが、最終的に細かい部分がまだできていない段階で延ばすことも考えたんですけども、条例については当初の予定の9月議会に提出すべきだという委員の意見もございまして、条例のみ先に今回提案させていただいたというふうな形です。

# ○石川委員

ちゃんとしっかりできていない、まだ細部ができていないというのも、今度、議会に出してもらうのは大変、議会のほう、迷惑ですね、我々は。ちゃんとできたものを出していただくのが当たり前で、まだ不確定だと、そんなものがあるものを出されては困りますが、そこら辺はどうですか。 〇子ども課長

条例についてはきちっとした条例を提案させていただいています。あと、これからつくらせていただくのは、条例に基づいた規則の部分ですから、運用の部分をつくるわけですので、条例が先に先行して出るということもいいんではないかなということで判断させてもらったような状況です。

#### ○石川委員

そのことはわかるんですけど、ハードの条例の中の第5条以降が4月1日だと、2つに分かれる必要がないもんで、なぜそんなにあわてるんですかということなんですが。

## ○子ども課長

一緒に出すことも考えたんですけども、先ほども言いましたように、最初の予定で、条例を提案するのを9月と決めたんだから9月にというふうなお話がありまして、ならばということで私のほうも準備させていただいたというような形でございます。

## ○石川委員

そんな理由はちょっとおかしな理由じゃないで すか。9月に決めたから絶対出さないかんという こともないでしょう。

もっと大事なことだったら、もっと審議会なりで検討せないかんかもわからんでしょう。とにかく9月に出すからといって、それじゃあこれで出しちゃえと、そんな無責任な話はないと思いますがね。9月、予定だからと、予定は予定ですけども、これはまた慎重に審議すれば延びることがあったって、それはいいんじゃないですか。

それで、大体これが、県下でも第6番目だという話でしょう、条例ができるのが。それならそんなにあわてることないじゃないですか。まだほかのところでも一生懸命やっていますし。

私が一番心配するのは、先ほども言いましたように、権利の主張ばっかりされて、権利の濫用みたいなことが起きる、そういうケースが起こりかねない。よく皆さん、言われるじゃないですか。 先進市の例を見てとよく言われるんですが、この件に関しては、先進市のやつを見ずにパッと出るというだけのその勇気というのはすごいものがあると思うんですが、そこら辺はどうですか。

#### ○子ども課長

子ども条例については、先進市というんですか、 前に条例を制定した市のものを全部見させていた だきました。義務の部分についても確認をいろい ろさせていただいたんですけども、一部当初の案 では、義務の入っていた分がある市もあるんです けど、今現在、私が承知している範囲では、権利 に対価というか、反する義務をもってして権利を 認めるという条例はないように記憶しております。

私どもがつくるに当たって、日本が平成6年に 批准した条約に基づいてつくらせて、策定させて いただいていますので、条約にも、権利の条約で ありますので、これに基づいたような形でつくら せていただいていますんで、その辺のことを御理 解いただければなというふうに思います。

#### ○石川委員

国が批准したということは、それは別にそれでいいんですよ。だからすぐにやらないかんということでもないんで、それはその地域でしっかりとした条例をつくるというのが当たり前の話なんで。

だから、それに基づいて、今、子ども条例を出されています。国が批准したからすぐやらなあかんと、そんなものじゃないでしょう。しっかりやっぱりその地域の実情に合わせたものをつくるのが当然だと思います。それが条例だと思います。

そんなことがなければ、国がやったら国のやつだけに、その法律だけでいいじゃないですか。条例をつくるというのは、地域のことを生かすのが条例なんですから。やっぱり慎重にしっかりしたものをつくってもらわないと困ります。

ただ、愛知県でも6番目だなんて言って強調して、そんなことが、早いことだけがいいというものじゃありません。いつも皆さんが言っておられる先進例をよく検討してということは必要なことだと思います。

先ほど私が言いました義務の点が何もないじゃないかというようなことと、それから、多分そういう、これからそういうケースが起きてくると思います。これ、権利だよということを絶対言う子供があらわれます。そういうときの対応とか、いろんなことが含まれるわけですから、そう急いで急いで、一日を争ってつくらないかんという条例ではないと私は認識しております。その点について、市長、いかがですか。子ども条例については相当力を入れてみえるようですので、早くいいものができればそれにこしたことはないんですが、その点の御所見をお願いします。

#### ○林市長

子ども条例は2010年から携わったんですけど、 必ずしも9月議会にこだわる必要はないというこ とを私は委員長にも申し上げておりました。慎重 にしっかりとしたものをつくってくださいという ことは申し上げました。

先ほど議論がありましたように、この条例は 1994年の時の政府が国連の子どもの権利条約に基づいて、批准したというところから始まったわけでありまして、各地で子ども条例ができ始めた。 やはり子供、日本は国連の背景と違って、無理やり子供が労働を強制されているとか、そういう背景は必ずしもなかったんですけど、時の政府が判

断されたのは、やはり一人一人に、子供たちに目を向けて、たくましい子供を育てる、そんな背景もあったというふうに聞いているんですけれども、いずれにしましても私どもはしっかりとしたものをつくりたい、その動機は先ほど申し上げたとおりであります。

石川委員のおっしゃられた疑問、2つ大きく感じたわけであります。1つは義務。権利を入れるからには義務を載せろということであります。これは人権であります、子供の人権。これは先ほど石川委員もおっしゃられましたように、人権というのは当たり前の権利で自然権。自然権というのは、義務は基づかない、とにかく権利で、義務は要求されないわけでありまして、これはそういうことかなと思っております。

もう一つは権利の濫用、わがままを助長する、 しつけが成り立たないということであります。これは、例えば人を殺める、子供が人を殺めちゃった場合、例えばその子供が、私は、僕にとっては子ども条例に基づく遊ぶ権利の一つだ、殺めることが遊ぶ権利の一つだと言った場合、これは、私は、その子は子ども条例を知っているんだなという中でしっかりと教え込む。子ども条例はこういうことが書いてあるんだよと、自分の権利を保障するんだけども、相手のことも思いやるんですよと、ちゃんとこれを、相手のことを思いやるから自分の権利も保障されるんだよ、こういうことが書いてあるんだよ、だからこの地域で一人一人の子供を応援しているんだよ、これを教え込むチャンスであります。

私は、かえって例えば権利をしっかりと認識させることによって、権利の薄い方、薄い子供もしっかりとそういうものかと、権利の強い子、権利意識、正義意識、正義感の強い人も改めて感じるわけでありまして、これを一つつくることによって、私は確かに、これ、決められたことだ、やれ、大人が決めたルールだ、やれということは確かに効率的には教育をやられていくと思うんですけども、やはり弊害も出てくるわけでありまして、先ほど申し上げました教育というのは効率性だけじ

やなかなか成り立たない、詰め込み教育ともよく 言われるわけでありまして、やはり一人一人の生 きる力を育む教育をやる、また教えるというのは、 私は非効率かもしれないですけれども、子供一人 一人に向き合って、語り合って、やはりわかって いただく、それかなと思いまして、これは、やは り子ども条例というのは、一つの、そういった意 味では一つのルールを決めたものかなというふう に思っております。

## ○石川委員

ちょっといろんな疑問のところがあるわけですけども、やはりそういうのを教え込むんだと、一人ずつが教え込むわけにいきませんので、まず親がしっかりそういうことを認識して、子供に教えないかん。よく言われます親育とか、そういう親の教育をもうちょっとやらなあかんじゃないかなというような部分、また学校での教育ということでありますから、そこら辺をしっかりとやらんことには幾ら条例があろうが、それは。

第三者的な市民の方が子供に対するときは、それはいろんな意味合いのこともあると思いますが、この条例を見ていますと、なかなかまた学校の先生なんかは大変だなと。子供にどの程度まで指導するということができるのかなというような心配も起きてくるわけです。

こういう子ども条例もという世界的な流れ、それから世の中の流れも、一つの条例として効力をうまく発揮できればいいんですけれども、いろんなものが関連したことによって、いじめだの、それからまた体罰だの、いろんなことが起きているわけでありますけども、そこの区別というのはなかなか今は難しいところで、一方的に先生たちが悪いかなとか、あるいはいじめなのかけんかなのか、先ほども言いましたけど、そんなようなこともあったりするわけで、その中で一応はそういう擁護委員会という、そういうものもあるわけですから、そういう機関を利用しながらいい方向へ行ければと思います。

あと、これ以上聞いてもあれですので、これで 終わりたいと思います。

## ○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

## ○明石委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

## ○明石委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 議案第45号について、挙手による採決を行いま す。

議案第45号は原案のとおり可決することに賛成 の委員は挙手をお願いします。

(賛成者举手)

#### ○明石委員長

挙手全員です。したがって、議案第45号 知立 市子ども条例の件は、原案のとおり可決するべき ものと決定しました。

議案第46号 知立市老人憩の家条例の一部を改 正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。 〇佐藤委員

本会議で風間議員の質疑を聞いて、その経過、耐震化やその他でなされていないということ、さらに八橋町のほうで新しい公民館をつくられて、 そこに老人憩の家を設置するという経過はわかりました。

そのことを通じて、施設的には広くなるのか、 その部分が、移管した部分が狭くなることが予想 されますけれども、そこのところだけお知らせく ださい。

#### ○長寿介護課長

今利用しておる老人憩の家というのは和室なんですけども、こちらのほう、今度新しくできる公民館のほうに移動しますと、ちょっと実際できた公民館のスペースというところでどこまでの部分をお借りというか、そこで活動できるのかというところを私、ちょっと承知しておりませんけども、恐らく今よりも広くなることはないんじゃないか

なというふうには思っております。

#### ○佐藤委員

地元がいろいろ御意見はあるけども、納得されているということでありますけども、ただ、利用 実績を見ると、平成23年度は年間6,073人というような形で、昭和憩の家に比べると2倍以上の利用者だということを見ると、今度新しく公民館のほうに移管されると、そうした利用の点でどうなのかなという疑問は引き続き残るのではないかなというふうに思っているところです。

それで、もう一つ、風間議員が聞きましたけれども、地方自治法の第244条の第2項、第2号のところで議決がいる施設ということで、条例で特に重要な施設ということで定めていますけれども、老人憩の家はそうした点ではどういう状況でなっているんでしょうか。

#### ○長寿介護課長

私も3分の2議決ということで、この施設が該当するかどうかというところはちょっと調べさせていただいたんですけども、委員がおっしゃる第244条の第2項、こちらのほうを読ませていただいて、あと市の、こちらの法規の担当とも検討しました結果、現状は学校と保育所、これ以外に市の施設において3分の2議決を必要とする施設は今はないという結論になったもんですから、今回は過半数の議決ということでというふうに考えております。

#### ○佐藤委員

調べてみてそのようになったということですけれども、ちょっと所管が違うかもしれませんけど、参考までに。例えば、条例で特別重要な施設ということを、例えば老人憩の家条例、この中にはそういうことをうたってないと思うんですけども、どこの部分でそこを担保して、3分の2議決をこれは必要じゃないという形になったのか、そこだけ教えてください。

# ○長寿介護課長

学校とか保育所、その辺のところが条文の最初 のほうにこの辺がきちんとうたってあるかですけ ども、今言われましたように、私どもの老人憩の 家条例にはそのことが記載されていないということでそうなりますけど、なぜじゃあそのときに、いろんな施設があるわけですけども、どういう基準をもとに、どういうときにそれをのせていくのかというところまで、済みません、私は承知しておりません。

#### ○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

## ○明石委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

#### ○明石委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 議案第46号について、挙手による採決を行いま す。

議案第46号は原案のとおり可決することに賛成 の委員は挙手願います。

(賛成者举手)

## ○明石委員長

挙手全員です。したがって、議案第46号 知立 市老人憩の家条例の一部を改正する条例の件は、 原案のとおり可決するべきものと決定しました。

議案第49号 知立市精神障害者小規模保護作業 所の指定管理者の指定についての件を議題としま す

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。 ○高木委員

知立市精神障害者小規模保護作業所の指定管理 者の指定についてということで、この作業所につ いてお伺いしていきたいと思います。

この作業所ですけれども、以前、西新地の狭い ところでやってみえたのが保健センターの隣に移 転されたわけですけれども、いつぐらいからそこ に移転されましたでしょうか。

#### ○福祉課長

平成13年に家族会という、本来、平成10年のと きに実は刈谷市と一緒になってということで、家 族会のほうで、そういう組織という家族会ができまして、その中から平成13年に知立市として独立しまして、知立市の精神障がい者の家族会ということで運営が始まっております。

そこで、平成18年のときに今の指定管理という制度ができまして、そのときに家族会のほうへ指定管理という形で委託させていただいております。その後、平成20年に実は今のかとれあ福祉ネット、NPO法人になるわけなんですが、平成20年にNPO法人になった時点で、またさらにそのときに今度はNPOのほうに委託という形で、5年間という形でやらせていただいて、また来年からということで引き続きお願いするという形になっております。

#### ○高木委員

精神障害者小規模保護作業所というところ、当 初、私たち、保健センターにちょうどおりまして、 パートで働かせてもらっていまして、どんな人が 来るんだろう、子供たちに何か危害を加えたらど うしようかということで、大変そのときに心配し た覚えがあります。

ここですけれど、当初、私の知る限りではたく さんの方が女の人も男の人も通ってみえたような んですけども、現在、最初のころと思うと、現在 の利用人数、お聞かせください。

#### ○福祉課長

現在なんですが、まず8月現在ですが、今、ここの定員については20名の定員になっておりますが、実際の8月の利用者実数なんですが、12名という形になっております。月平均約8名の方が毎日というか週4日間ですが、その部分で通われているということになっております。

現在、ここのかとれあのほうへ登録されている 方については24名の登録者がいます。そのうちの 今言いましたように、利用者実数が12名、1日平 均約8名の方が利用されている形になっておりま す。

#### ○高木委員

作業所なんですけれども、市長、指定するとい うときに、目標というのはやはり作業所に入所す ることによってそこで働くということを学んで、 そして一般の会社に行くと、そんなようなことが 目的とされていますけれども、現実、この作業所 から職場に復帰された方はあるのでしょうか。

#### ○福祉課長

最近におきましては、実際、一般の事業所のところに1名の方がここから勤められたという話を聞いております。それと、あと、就労支援施設、要は就労継続支援施設と、福祉施設の一部なんですが、そういった就労の専門のそういった事業所へ一応6名の方がここから出られているということで伺っております。

以上です。

#### ○高木委員

せんだって本会議のほうでも問題になった、けやき作業所のメープルに勤めたいけれども、勤めることができない。その方たちはけやきということで知的障がいということですけれども、精神障がい者の施設でも私個人的には、親としては規則正しい生活を子供に送ってもらいたいということで、1週間に土日、そして水曜日がお休みでということで、週4日間通うということにできるんですけども、そういう養護施設を出た子たちが通うというようなことは考えられないのでしょうか。

#### ○福祉課長

自立支援法ができて、障がい者は三障がい一つという形で動いている、施設についても身体、知的、一緒のところという形でやっているところもあるわけなんですが、ただここに限っては一応精神障がいということで始まっております。当然、家族会の方も精神障がい者の御父兄の方という形になりますが、そういった方で、一応中の職員もそういった専門の精神福祉士等が働いております。その中で、知的の方を入れてどうだという話も

その中で、知的の方を入れてどうだという話も 私のほうからも一度させていただいたことがある わけなんですが、やはりその体制がまだとれてい ないということで、やはり今は精神の方というこ とで特定ではありますが、そういった形でなけれ ば受けられないという形で、結論的にはそういう 話になっております。 今後、そういったことでどういったのができる のかという話で、できればいいんですが、つい最 近そういう話をさせていただきましたけど、やは り結論的には精神に特化した形でお願いしたいと いうことで伺っております

以上です。

#### ○高木委員

24名の方が登録されていますよということで今 お聞きました。就労施設のほうに行っている方が その中にまだ含まれているというようなことで、 24名のうち、実際、ここへ今現在通ってみえる人 が12名ということで、まだ今、大きく言えば8名 の方の枠があるということなんですけれども、や はり事業所としては20名、多いにしても、もう少 し人数をふやしてということになる。それから、 精神の方、今、統合失調症、100人に1名という ことを言われていて、精神科のほうへ通われる方 はとても多いと思うんですけども、そちらのほう からでもこういうところがありますよということ で何かそういう働きかけというか、ありますでし ょうか。

## ○福祉課長

委員の言われるように、今20名の定員のところ を12名という形でやっておられております。実際 はもう少し登録が、今の8月の人数ですので、年 間を通しますと大体17名ぐらいの方が利用される という話になるわけなんですが、ただそれでもや っぱり少ないということで、今、かとれあのほう では一応そういった、かとれあを紹介するチラシ というんですか、パンフレット等を、ここら辺で 言うと知立メンタルクリニック、それと西中町の 西中町クリニック、あと、それと刈谷の刈谷病院、 豊田の豊田南病院等、そういったところの窓口に 置いて、やはりそういった医療機関を利用された 方で見ていただいて相談される方がやっぱり多い ものですから、そちらのほうにパンフレットを置 かせていただきたいということで置かせていただ くということで、毎月そういうのについてはいろ んな便りについても届けさせていただいておりま す。

それと、もう一つ、また運営委員会の中でも、 やはりそういったふやしたいということで新しい 方、とにかく相談等で気軽に来てくださいという ことで、一つそういったものをつくりたいという ことで、今、運営委員会のほうで協議させていた だいております。

以上です。

#### ○高木委員

もう一度、そういったものと、もう一度具体的 に。申しわけありません。

#### ○福祉課長

そういったパンフレットですね。とにかく今、 固定の公共施設、それから病院等に置かせていた だいているんですが、それとは別に広く皆さんに 知られるような、そういったパンフレットをつく りたいということもあるんですが、ただ、一つ、 やはり利用者の方の意見も聞かないといけないと いうことで、その辺もちょっと協議しながらやら せていただいているものですから、少しちょっと 時間がかかっておりますが、最終的にはやはりそ ういったので広く施設を知っていただくという形 のものを、市民一般の方に知っていただくような 形でチラシ等をつくりたいと思っております。

以上です。

## ○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

#### ○明石委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

#### ○明石委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

# ○明石委員長

**賛成討論なしと認めます。これで討論を終わります。** 

議案第49号について、挙手により採決をします。

議案第49号は原案のとおり可決することに賛成 の委員は挙手願います。

#### (賛成者挙手)

#### ○明石委員長

挙手全員です。したがって、議案第49号 知立 市精神障害者小規模保護作業所の指定管理者の指 定についての件は、原案のとおり可決するべきも のと決定しました。

議案第51号 平成24年度知立市一般会計補正予 算(第2号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。 ○池田福子委員

お聞きしたいことがございますので、お願いいたします。

これが3 款民生費、ページで言えば19ページ、福祉管理運営費というところなんですが、004福祉の里八ツ田管理運営事業のところで、けさ方、一番最初に避難訓練の状況はどうですかということでお答えいただいたんですけれども、福祉の里に関して平成23年度はなしということでして、それ以前はどうだったんですかね。毎年やっていたものが平成23年だけなしなのか、それとも平成23年、ずっと今までやってきてなかったのかという、ちょっとその確認ができてないものですからお願いしたいと思うんですけど。

#### ○長寿介護課長

平成23年度だけやっていなかったということではなくて、これまでちょっとそういうのをやってなかったというふうに聞いております。

## ○池田福子委員

経年的にやっていなかった、はっきり言って一 回もやっていなかったということでいいですか。

#### ○長寿介護課長

いつからやめているかまで確認しておりませんが、ここ数年はやっていないというふうに聞いております。

#### ○池田福子委員

これは、私が思うには多分組織の問題ではない かと思うんですね。遂行義務はきっと義務者とし てはやってなかったと思うんですけれども、やっ ぱり結果責任者はどなたのレベルの方でしょうか。 結果責任としてやったかやらないかということな んですけど。

#### ○長寿介護課長

現在、当施設は指定管理ということで知立市から社会福祉協議会の会長へ指定管理の委託をしておりますので、この辺の防災規程等はきちんとつくってありまして、その提出はいただいておりますし、その中に避難訓練を行うというようなことも載っておるんですが、たまたまそれが漏れていたということでございまして、その辺のところを、私ども知立市もそこのところのチェックが足りなかったということでは申しわけなかったなという。

今回、お話が出てわかったわけではなくて、去年やらなかったということを既に承知しておったもんですから、今後もそういうことが二度とないように今年度からしっかりやっていくということは、去年の段階、去年が終わったところでお話はさせていただいております。

## ○池田福子委員

中島議員からもスロープがあれですよとか、やっぱり非常階段も危ないしという話がどんどん出てまいりましたよね。ただ、それ、経年的にやっていたらこれは危ないなというのが気づくとは思うんですね。ですから、やっぱり責任者同士の連絡の行き違いというふうに理解していただいて、今後は、もうそれはきっちりやるということで、こういう施設だからこそ率先してやらないといけないとは思いますもんで、よろしくお願いします。

続きまして、21ページの衛生費のほうに行きたいと思いますけれども、衛生費の予防費の部分で、予防費のところで005、特に伺いたいのが一番下の高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種助成金で720万円の計上でございますけれども、この方たち、どういう方たちがまず受けられるのか、その方たちはおおよそ何人見えるのかということをちょっと教えていただいていいですか。

#### ○健康増進課長

まず対象者でございますけれども、一つには愛 知県後期高齢者医療被保険者でございます。それ には、詳しく申し上げますと、一つには75歳以上の方、そして65歳以上75歳未満の方であっても心臓、腎臓、呼吸器などの機能に身体障害者手帳1級程度の障がいを有する人ということで、これが愛知県後期高齢者医療被保険者でございます。もう一つの対象者でございます。生活保護法による被保護世帯に属する者で、後期高齢者医療被保険者の要件に該当する者ということでございます。

これは、医療機関で高齢者肺炎球菌のワクチンを接種する費用の一部を市が助成するということでございます。一般的には医療機関で支払う接種費用のうちの3,000円を市が補助するというものでございます。それから、生活保護または市民税非課税世帯に属する者、こういった方は3,000円ではなくて、かかった費用の全額ということで、8,000円を限度に全額を支払うものでございます。

それでは、3,000円と8,000円を上限にする方たちの人数の内訳を申し上げますと、3,000円の助成のほうが1,200人でございます。これは全対象者の3割を見込みまして、1,200人分の補正予算を上げさせていただきました。それから、8,000円を限度とする方でございます。これは、対象者が1,500人おりまして、そのうちの3割ということで450人でございます。ということで、合わせますと対象者が全部で5,500人、そしてそのうちの3割を見込んでおりまして、1,650人が予防接種を受けられるという見込みで補正予算を計上させていただきました。

以上でございます。

## ○池田福子委員

8,000円の方が450人、それから3,000円補助の方が1,200人で、合計のこの方たちが見えると1,650人分が720万という解釈でよろしいかと思うんですけれども、補助額の額がそこまでなんですけれども、ちょっとうがった見方をしますと、それ以上を超えた方に関しては全額自己負担となるのでしょうか。それとも、そのまま受けてもらえるのでしょうか。ちょっとお答え願えますか。

## ○健康増進課長

助成額でございますので、3,000円の方は、そ

れ以上かかった場合は自己負担となります。 8,000円の生活保護、市民税非課税世帯の方も 8,000円の限度額を超えた場合は自己負担でお願 いすることになります。

以上です。

#### ○池田福子委員

ちょっとごめんなさい。言い方が悪かったと思 うんで、申しわけないです。

1,650人以上が来てしまった場合、これは考えようによってはいいことですよね。予防接種にたくさん来てくださるというのは。ただ、ここで720万円という縛りがあるもんですから、先着順だよと言った場合には、この人は自己負担が全額なんですかということをちょっと伺いたいと思った。

## ○健康増進課長

一応予算としては1,650人まででございますので、この予算では1,650人を超えてしまえば全額自己負担になるわけですけれども、様子を見ておりまして、たくさんの、接種する方が大分超えるようなことがあれば、また市の財政担当と協議しまして、補正もできれば考えていきたいなと思います。

これは、毎年打つものではなくて、健康な方なら5年有効ですので、来年度に入ってもよろしいわけですけども、来年度の当初予算はまだ決まっておりませんので、今ここでは申し上げられませんけども、打っていただければ、その効果によって、効果で医療費の削減につながるものでございますので、補正でできればお願いして、また再度補正ということでお願いするかもしれませんので、よろしくお願いいたします。

#### ○池田福子委員

肺炎球菌ワクチンは非常に効果が高くて5年効果があるしということで、決して個人であれしても高くはないものだということがぼちぼち行き渡ってきていると思うんですね。ですから、打ちたいという方もふえるとは思っておりますもんで、それはそれでいいことだと思っております。

その際に、ちょっと一つだけ事務的なことでお

何いしたいんですけど、4つ上に繰り上がっていただいて、臨時職員賃金というのがありまして、15万7,000円。臨時というからには、日にちを区切っているわけですよね。

#### ○健康増進課長

高齢者肺炎球菌ワクチンの接種事業は当初予定 しておりませんでしたので、かなりの事務量がご ざいますので、今の職員ではちょっと賄いきれま せんので、臨時職員をお願いしたいと思います。

臨時職員の業務内容でございますけれども、まず発送するに当たっては5,500人、全対象者に個別通知いたしますので、発送前からいろいろ印刷ですとか、宛名を張ったりといろいろな作業がございますので、7日間、臨時職員2人を3時間程度お願いしたいなと思っております。

それから、もう一つの作業としまして、受け付けと事後処理でございます。5,500人、発送いたしますとかなり電話がございますので、そういった対応ですとか、それからまだいろんなケースがございまして、直接窓口に来ていただいて申請するケースもございますので、そういった受け付け事務、それからこれは、高齢者肺炎球菌の接種の助成については医療機関に助成金額を差し引いたもので接種者は支払っていただきますので、医療機関から私どものほうにまた助成金の請求がございますので、そういった事務も含めまして、10月から2月末まで行いますので、約5カ月間ということで月に5日、1人を5時間、そして2月末の約5カ月間をお願いしたいと思っております。

以上です。

## ○池田福子委員

ちょっと再確認で済みません。最初おっしゃったのは7日間を2人で、7日、7日ですか。それとも3日と4日という意味で合計7日、お二人でですか。

#### ○健康増進課長

発送準備につきまして7日間、それからそれに プラスして受け付け、事後処理については5日間 を5カ月間ということでございます。

#### ○池田福子委員

どうもありがとうございます。

そうしましたら、2つ下に行きまして、環境衛生のところでお願いいたします。001環境衛生事業、墓地台帳整備委託料という墓地台帳整理という、こういう仕事が初めて載ったもんですから。これは、まずこういうことをやる背景と、それからどういう効果を狙っているのかと、それを教えていただいていいですか。

## ○環境課長

墓地台帳整備委託料につきまして説明します。 現在15カ所、市で経営許可を受けた墓地があり ます。これまで経営許可は県の保健所の事務となっていましたが、町内会では許可がおりないとい うことで、いずれも市で許可を得ております。

形式的にこれを市営墓地ということにはなります。実態としては、町内会が管理運営しておる状況です。

15カ所の墓地につきまして、ことし4月1日からですが、保健所のほうから分権一括法の関係で、事務移譲を知立市のほうで受けた際、町の時代からなど、かなり古い書類で、かなり管轄が広かったためか、きちんと加除整理がされておらず、台帳は旧地名、旧地番、そういった形でなかなか読みにくい状況になっております。これを系統的に整理して、現況を調査して、古い申請書、許可申請を受けた、廃止の申請を受けた、変更を受けたと、そういった書類を電子化する事業を行いたいと思っております。

具体的には、ほとんどの墓地につきましては、 土地改良によって地番が変わっておりますので、 土地整理図や謄本、そこら辺を整理させていただいて、現況位置図、そこら辺もかなり昔とは違った状況になっておりますので、現地調査を行って現況を古い台帳と照合いたしまして、土地利用や衛生上の問題点があるかどうかも把握したいと思っております。

また、古くなってかなり見にくくなったB5判サイズの資料を、破れそうなものもありますので、電子化して整理させていただきたいと思います。電子化することによって墓地の名称、所在、面積、

許可の変更、申請、廃止、そうした履歴や管理者、 町内の区長さんの名前が多かったんですが、それ らをデータベース化して、見やすく台帳整理をさ せていただきたいと思っております。

なお、この事業は緊急雇用促進事業により実施 させていただくことになっております。

以上です。

#### ○池田福子委員

いろいろ町内会で話し合いなんかをしたときに 必ず出るのが、お墓をどうしようという話が必ず 出るんですね。自分はこちらに住んでないけれど も、国はあちらだけどどうしようとか、困ったな という話も非常に多いもんですから、そういう意 味もあるのかなと思ったんですけれども、どうで すか。

#### ○環境課長

この事業につきましては、今、先ほど申し上げたように、県からの移譲事務で、書類をきちんと整理するのが本来の目的となっております。墓地につきましての市営墓地を整備していくとか、そういった目的ではございません。

以上です。

#### ○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

#### ○高木委員

民生費の19ページ、これは質疑でもありましたけども、児童虐待防止対策緊急強化事業と次ページの母子保健事業の中の育児支援強化事業とが、両方と児童虐待防止対策緊急強化事業ですよというお話を聞かせていただきました。これで、県のほうの支出金としてはどういう名称で来ているのでしょうか。

#### ○子ども課長

歳入のほうは子ども課のほうでまとめて歳入させていただいていますので、私のほうから説明させていただきます。

皆さん、お手元の補正予算の説明書ですが、それの15ページのほうに児童福祉費補助金というのが下から3つ目にありますが、186万3,000円、県のほうからは子育て支援対策基金事業費補助金と

いう形で歳入をされます。以上です。

# ○高木委員

子育て支援対策基金事業費補助金ということで、このお金を児童福祉費のほうの、緊急虐待のほうの緊急の事業に充てられて、母子のほうでは育児支援強化事業のほうに充てられるということですね。そのお金の全てを預かっているのが、児童福祉課のほうがこの事業を全て見ているんだよというか、一緒にやるんだよという意味でこんなふうに分かれているんですか、このお金というのは、事業というのは。

#### ○子ども課長

愛知県の先ほどのお話ししました子育て支援対策基金事業費補助金というのが、中のメニューの中に、児童虐待防止対策の強化という部分があります。その中の内容でいきますと、事業名でいきますと、児童虐待防止対策強化のための人材育成、それから児童相談所、市町村の体制強化のための環境改善、それから児童虐待防止緊急対策強化の取り組みという事業名があります。

その中の事業内容としては、先ほど一番最初に 申し上げました児童虐待防止対策のための人材育 成というのが、研修会の参加ということで、事業 内容、研修会参加というようなことがあります。

それから、児童相談所及び市町村の体制強化の ための環境改善というのは、ハイリスク妊婦の指 導訪問等に必要な備品の整備、それから児童相談 において安全確認の実施に必要な備品の整備とい うようなこと。それから、最後にお話ししました 児童虐待防止対策緊急強化の取り組みということ で、ハイリスク妊婦の面接フォローというような 事業内容になっています。

事業内容のほうでも申し上げましたように、ハイリスク妊婦の面接フォローであったり、それからハイリスク妊婦の指導訪問等に必要な備品、ハイリスク妊婦の指導訪問という部分については保健センターに担っていただいている部分があります

もう一つ、児童相談において安全確認の実施に

必要な備品、児童相談についての、安全確認の実施の部分については子ども課のほうで主に担っておるというようなことでありまして、それぞれの予算を組み、それぞれで事業をしている部分が、もちろん連絡は取り合っているんですけれども、やっている部分がありまして、それぞれで歳出の予算を組むというような形で、2本で歳出予算は組ませていただいていると。歳入については私のほうでまとめて予算を組ませていただいたというのが状況であります。

## ○高木委員

この事業に保健センターのほうでは、自動車を 購入したということで、このお金も出ている。前 年度は子ども課のほうで車をという、購入という ことで、そういうことで国のほう、県のほうも子 供たちの虐待防止に対しては一生懸命やってみえ るなということを思います。

私、これでちょっと話を展開していくんですけれども、知立市の虐待防止子育てをホームページで見ますと、虐待防止というところが出てきます。ページをめくっていきますと、知立市役所子ども課の中に、家庭児童相談室というところに電話が入っていきます。そこで業務としては、知立市では、子供を守る地域ネットワーク、これは要保護児童対策地域協議会というものができていますけれども、これは今現在どのような実態というか状態というか、わかりやすく今活動している状態をお聞かせください。

#### ○子ども課長

まず知立市要保護児童対策。済みません、その前に一つ、先ほどちょっと昨年の基金で買った車については、昨年は子ども課と保健センターの2台を買っております。ことしはということで、済みません、ちょっとそこだけ訂正させていただきます

知立市要保護児童対策ネットワーク協議会についてまず説明させていただきますと、これは児童福祉法の第5章、要保護児童対策地域協議会というところがありますが、これにおいて設置する必要があるということで、知立市でこれに基づいて

知立市要保護児童対策ネットワーク協議会という ものをつくっております。

これには、ネットワーク協議会の所掌事務としては、要保護児童の発見からサポートに至るまでのシステムの構築だとか、要保護児童に係る情報交換及び状況の把握、要保護児童に係る関係機関との連携に関すること、要保護児童に係る啓発活動に関すること、その他要保護児童に関することというような所掌事務がありますが、協議会のほうは委員16人で組織しておりまして、刈谷児童相談センターを代表する者、医師会を代表する、知立支部を代表する者、名古屋法務局刈谷市局を代表する者というような形で、それぞれの組織の代表の方で組織、16人で組織しているというような形です。

内容としては、ネットワーク協議会、年2回開催しております。年2回開催する中で、先ほど申し上げました委員さん等と連絡調整を図っております。情報交換も含めてやっております。

その下に、ネットワーク協議会の下に実務者会議というものがあります。これは、やはり児童相談所、それから保健センター、子ども課の職員等に入っていただいて、実務者会議というのをやっておりまして、要保護の中の子供の一件一件を精査するという、どういうふうに対応していくか、どのように保護、見守っていくかというようなことを会議する、これは年に12回、毎月やっております。

それとは別に、さらにその下に個別ケース検討会議というのがありまして、特に状況の悪いお子さんについて、本当に具体的にどうやってやっていくかというようなことを検討するような会議を設けております。

これとは別に、先ほど申し上げましたように、 実務者会議の終了後ですけども、保健センターの ほうと一緒になって、要支援の事例連絡会という のを終了後に開きまして、保健センターのほうで 行っていただいている訪問事業で問題が感じるよ うなケースがあった場合に、子ども課と一緒にな って連絡をとり合いながら、それについての対応 も図っていくというようなことでやっております。 ちなみに要保護児童対策ネットワーク協議会の ほうの、組織のほうの事務局を先ほど委員の申さ れた家庭児童相談員のほうにも担当していただい ているというのが現状であります。

# ○明石委員長

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後1時59分

再開 午後2時09分

## ○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ○高木委員

知立市の子どもを守る地域ネットワークというのがあって、それがとても今、活動をきちんとされているということ。そして、スタッフというか委員会の、協議会の委員もたくさんの方がおられ、きちんと子供たちのサポートをされているということですけれども、保健センターのハイリスク妊婦というのは、将来的に子供が生まれたらその子供を虐待してしまうというような、そういうお母さんであったり、精神状態がとても不安定なお母さんであったりということだと私は保健センターのほうで聞きました。

その人たちのハイリスクの妊婦にも要保護児童 対策地域協議会というのは含まれるのでしょうか。 〇子ども課長

ネットワーク協議会の、今現在の所掌事務あるいは仕事、会議を開いたり、いろいろやる中で、 先ほど申し上げましたように、妊婦も含めて、それこそ保健センターも含めてしっかりやっておるわけですけども、ただ、済みません、今御指摘のあった妊婦の部分については、ちょっとこれは私どももうっかりしておったわけですけども、平成21年の4月に児童福祉法が改正されまして、その中に要保護児童対策ネットワーク協議会の要綱で言いますと、知立市のおける要保護児童の早期発見というようなことになっておるわけですけども、要保護児童の後に、やはり要保護児童もしくは特定妊婦への適切な支援ということがうたわれまし た。そのことについて、要綱上で行くとその部分 が欠落しているとも言えないこともありませんの で、要綱については至急改善させていただきます。 よろしくお願いします。

#### ○高木委員

厚生労働省のほうは市町村における虐待等に関することに、全ての要綱なんでしょうけど、児童 及び妊婦の福祉という言葉が含まれているようになっております。やはり妊婦というのは母親であるということなもんですから、知立市の今、知立市要保護児童対策ネットワーク協議会設置要綱の中にもやはりこれを盛り込んでいただけると、保健センターとの支援ももっと緊密にうまくいくのではないかなというふうに期待しておりますので、よろしくお願いしたいと思いますけども、その辺はどんなふうでしょうか。

#### ○子ども課長

先ほども申し上げましたように、児童福祉法をもう一度、再度しっかり見直しまして、それに基づいて要綱のほうを改正させていただきます。よろしくお願いします。

## ○高木委員

次に、ページ、23ページ、八橋史跡保存館の薫蒸業務委託料等々、ここにありますけれども、管理業務ですね。ここで貯蔵資料の補修委託料ということで、これ、カビがとてもたくさん生え、カビが発生したということをお聞きしたんですけれども、一体どういうものに発生したのかお聞かせください。

## ○経済課長

八橋史跡保存館ですけども、昭和61年に開設しております。それ以降、経済課のほうで観光施設として管理しております。かきつばた園があります無量寿寺にあるということもありまして、保存館のほうは経済課のほうで管理しているという形をとっております。

カビに関しましてですけども、昨年の12月、文 化課のほうとうちのほうで確認をとったという形 であります。以前にもカビは生えたことが、この 施設はあります。その関係で薫蒸等をしまして、 カビの生えるのを防止しておったんですけども、 昨年の12月に再度カビが生えたということで、ど ういうものに生えたかといいますと、昭和61年に 無量寿寺のほうから寄託を受けた39点の品物があ ります。その寄託を受けたものにカビが生えたと いうことですので、市のものでありませんので、 早急にカビの除去をやっていきたいということで、 今回予算を計上させていただいております。

以上です。

# ○高木委員

39点の委託を受けたものというか、寄贈していただいたものというふうに解釈しますけれども、昨年の12月に発生したのを、これで、猛暑でカビの状態はまた、要するにこの予算よりも、12月でやっていればもうちょっと少なくて済んだということは、そんなことはないんですか。

# ○経済課長

カビが蔓延しないように、風通しをよくしたりしまして、とめることは実際しております。ですけども、カビを、例えば予算でありますけども、 薫蒸予算をとっておりますけども、これはカビをとめるという作業です。ですから、カビをとる作業じゃありませんので、カビをとる作業、カビが生えた以上はとっていかなければ。

先ほどいただいておるような形、寄附ではありませんので、市が今借りている状態ですので、物自体はあくまでも無量寿寺の品物になります。ですから市が借りている状態ですので、返すときにはカビがないようにして返さなければいけないということもありますので、補正予算で。

昨年の12月にわかって、当初予算でなぜ計上できなかったかというと、ちょっと時期が遅かったということで9月補正という形をとらせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

# ○高木委員

済みません、先ほど寄附ではなくて借りている よということで、それを展示用に。

展示というのが、お聞きしたところ、4月と5月、2カ月のみということなんですけれども、以前にもカビが生えたということをお聞きしたんで

すけれども、何か対策というのは、薫蒸を1回や ればずっといいのか、何か今後生えないように、 カビが発生しないように何か対策は考えられてお みえですか。

# ○経済課長

今回の補正で、施設の改修のほうの予算もとらせていただいております。カビが生えないように展示ケース等の、室内の改修工事、これ、例えば展示ケースに空気が流入しますので、それをとめたりだとか、クロスを張ったりだとか、そういうことでカビ対策を今回とらせていただくことを補正予算でやらせていただきまして、それから薫蒸して、2種類の作業をやらせていただくという形をとらせていただいております。それから貯蔵資料の補修のほうと3点のセットで今回補正させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

# ○高木委員

39点は知立の八橋の史跡保存館にあるんですけども、4月、5月しか見られないというんですけれども、もう少し長期に皆さんに見ていただくという、そんなようなことはできないのでしょうか。 ○経済課長

今回補正の中で、パネルの作成委託料という形でまた別に予算をとらせていただいております。この予算に関しましては、八橋史跡保存館、入っていただくのに入園料150円いただいております。それで、実際、今開館しているのが4月、5月の2カ月、そういう状態ですので、あと締め切っているような状態でカビが生える要素も非常に多いということはあります。今後、展示の方法を変えまして、来年度に向けてはまずリニューアルしていきたいということも今回の補正予算の中に入れさせていただいております。

それから、期間を、以前は1年間あけておった んですけども、全くお客さんが入らない状態とい うことがありまして2カ月というように今は変更 になっているんですけども、あり方をちょっと検 討していきまして、どういう展示をして、どうい うものをあそこにやっていくかということも検討 しながら、今後の、あそこの運営の仕方を検討していきたいと考えておりますんで、よろしくお願いします。

# ○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

# ○稲垣委員

一、二点、お願いいたします。

先ほど池田福子委員からも問われました。4款 衛生費の墓地台帳整備委託料というところから二、 三お聞かせください。

先ほど市営といいますか、墓地が15カ所という ふうにお聞きしました。平成23年度の知立市の統 計、これによりますと、平成22年12月31日現在、 市営管理している墓地は14カ所とあって、これ、 最近1カ所ふえたわけでしょうか。ちょっとその 辺、教えてください。

# ○環境課長

今の委員が見ておられたのは知立の統計ですか。 申しわけございません。保健所からの引き継ぎ によって15カ所というふうに聞いておりまして、 当然4月1日から新しい墓地はできておりません ので、私どものほうでは15カ所と思っておりまし た。ちょっと一度、それについては調べさせてい ただきたいと思います。

# ○稲垣委員

じゃあまたわかり次第教えてください。

この統計からちょっと拾っていきます。先ほど墓地台帳整備委託料、これ、大変いいことだなというふうに思います。これは、やはり市管理の市営墓地に限ってのものでしょうか。ここには寺院所有の墓地も14カ所あって、納骨堂も1カ所あるというふうに載っているんですが、これは全く別、寺院墓地とか納骨堂、これに関しては全く調査、台帳整備には載せないということでしょうか。

# ○環境課長

今、委員が14カ所というふうに申しておりましたが、保健所からの引き継ぎでは宗教法人の経営 墓地は13カ所となっております。これも一度ちょっと調査させていただきたいと思います。

それで、私どもの、今回の委託料の中身につき

ましては、先ほどお話しした、市のほうで許可を 受けた15のいわゆる形式的な市営墓地、管理は町 内ですが、そちらのもののみを台帳整備させてい ただく予定としております。

#### ○稲垣委員

この墓地は1年ほど前に一般質問でも取り上げさせていただきました。そのときに私、周辺市全て市民墓地があって、知立市も必要ではないかということを訴えてきました。そのときに部長は、余りそういった市民からの声が届いておらんと、また寺院墓地が多数あり、こちらを案内しているというふうに答弁されました。現在もそこに、状況には変わりないでしょうか。ちょっとお聞かせください。

# ○環境課長

知立市は非常に市域が狭く、なかなか墓地というものは同意がとりにくい施設でございます。現実的には非常に難しい、新しく整備するのは非常に難しいと思っておりますし、今現段階では、知立市としては新しい墓地を整備する予定はございません。

また、問い合わせ等につきましては、確かにそ んなに多くはございません。そして、宗教法人等 を案内しているのも事実でございます。

以上です。

# ○稲垣委員

変わらないということでございます。

それで、ただいま課長の説明に市営墓地という ふうに申されております。私もよく墓地について はいろんな人から相談を受けます。15カ所ですか、 市営墓地ということですけど、これ、町内管理と いうことで、市民の方は何かいろんな条件といい ますか、それを利用するには各町内会に全部任せ てあるんですよね。

例えば新林町と隣町の八ツ田町、全くこれ条件 も価格も違うということですけど、これを市が管 理するとなれば時間をかけてある程度統一してい くべきじゃないのかなということを、市民の方も、 私もそういうふうに思うんですけど、その辺どの ようにお考えでしょうか。ちょっと聞かせてくだ さい。

# ○環境課長

済みません、ちょっと聞き直しなんで申しわけないんですが、今、管理者を、管理を統一していくという、そういう意味合いでしょうか。

恐らくという推測の域がちょっと入っちゃうんですけど、実は保健所からいただいた市営墓地の書類をいろいろ見ておりますと、土地の所有者のお名前が、例えば共有総代何とかさん、かなり古いお名前、個人名が多く見受けられます。

これは恐らく市の土地もないことはないんですが、新たにつけ加えたところは市の土地もありますが、ほとんどが個人敷地、これは恐らく町内のほうで敷地提供者を募ってつくられたのではないのかなと推測されております。

それで、長いことずっと町内が管理されてきた 経過もありますので、ここで一気に市がまとめて 管理運営をするということはかなりハードルが高 い作業になるかと思います。現状では町内のほう から管理について特に主立った要望等は聞いてご ざいませんので、当面はこのままで管理運営をし ていただきたいと思っております。

以上です。

# ○稲垣委員

よくわかります。当方も古い方の提供から始まって今日に至っているわけですけど、今、課長が申されたように当面、知立市は市民墓地の考えはないということでございますよね。先ほど池田福子委員も申されたように、結構市民からは相談があるわけなんですよ。

そうしたことで、周辺市があるから知立市もということではない、まさに4キロ四方で知立市は狭い、そういったことに許認可というと周辺の了解もいるということはよくわかるんですけど、そうならば、今、市管理、歴史があるのはわかります。当然、歴史はあるんでしょう。でも、そういった市民の声というものも私のところには、実は今申したように要望が結構複数届くわけですよね。

これ、今、知立市は高齢化率16.6%ですか。高齢社会が進む中で、せっかく知立市で、本当に知

立市民として長く暮らしてこられた方は、安住の 地ですか、そういったようなものも確保したいと いう声はところどころで聞くわけなんですよね。

今、市民墓地をつくる予定はない、市営墓地ですか、市営墓地の管理はやっぱりそういった歴史があるからなかなかできないというと、そういった人の声はずっとキャッチしないということになるのかなと。

そうしたことから、やはりぜひ将来に向けて市 民墓地は必要だと私は考えます。市としても、ぜ ひとも市民墓地、いろんなハードルはあります、 それは前回も聞いております。そういったことも 長期的にもぜひ建設、第6次総合計画などに盛り 込んでいただきたい。

このことについて、くどくど言っても答えはないでしょうから、一回市長にちょっと所見をお聞きしまして、この質問を終わります。

# ○林市長

市民墓地は以前の議会にも何人かの議員の皆様 方から御要望等をいただいております。要望が多 きことを重々私どもも知っているわけでありまし て、すぐに建てるというわけにはいかないかと思 いますけれども、全然これを俎上に上げないとい うことはいけないわけでありまして、一度内部で 方向性を決めていく、検討していきたいなと思っ ております。

# ○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

# ○佐藤委員

今の続きですけども、私、全然このことを承知していなくて、ですけれども、まずそうした墓地が、先ほどの説明だと、歴史的にはその集落で個人の土地を提供していただいて、そして墓地として利用されてきたという経過はわかりました。

それで、そうした経過がある墓地ですけれども、 それが何で、町内会管理ということで長いことや られてきたということですけども、それがなぜ市 管理の墓地になるのか、その辺のところの因果関 係というか、歴史的なものはどんなことでそうい う扱いになっておるのでしょうか。 先ほど事務は県の事務だったやつが市のほうに 移管されてきたという、そういう歴史も言われま したけれども、どういう墓地なのか、ちょっとイ メージが私、わかなくて、今度整理をされるとい うことですけども、その辺ちょっと御説明くださ い。

# ○環境課長

先に正直に申し上げて、私ども4月1日に経営 許可等、いわゆる墓地の新しく経営したい、変更 したい、廃止したい、こうした事務を今までは愛 知県が、ここで言うと衣浦保健所が管轄地内にお いてその事務をやっておったのが、ことしの4月 1日から知立市に移管されたということです。

それで、ちょっと私、まだ4月1日以降、市内の墓地をぐるぐる回って現場を見たわけではございませんが、市内に住んでおりますので、時折、当然、墓地を見かける次第です。各町内の区長や町内で墓地委員という組織をつくっておられるところもあるんですが、そういったところの方々が定期的な清掃活動や除草作業も含めて管理されているとお聞きしております。

そして、各町内ごとに、例えば無縁になったところだとか、新たにちょっと辞退されたところ、永代供養を辞退されたところ、そういったところが随時あれば町内もしくは組織が募集をかけて新たに入れているということも聞いております。

当市としては、余り町内会の墓地の管理に何ら 今まで環境課としても特に小言というか、要求と いうか、そういったことも今までやったことがご ざいませんので、市のほうで把握していることと 言えば以上のことぐらいだということです。

以上です。

# ○佐藤委員

それで、私が聞きたいのは、そうした町内会管理、歴史記的ないきさつがあろうかと思うんですけども、それが稲垣委員の、先ほどの知立の統計を見ると市の管理ということですけども、その辺はちょっとどういうことでそういうことになっているのか、法律で決まっているのかもしれませんけれども、その辺はどうなんでしょうか。

# ○環境課長

市の経営管理ということにつきましては、実は 保健所のほうからいただいた資料の中に、事務運 営に当たるための要領というものが、いわゆる内 部資料等なるものがございまして、その中に経営 許可に当たってはいわゆる任意団体というか、町 内会という組織では許可を与えないこと、未来永 劫続く公共団体として申請していただくこととい うことの規程がございまして、今まで県のほうも 町内会として出てきたものは認めておらず、これ らは形式的に相談を受けた市のほうが、知立市の 名前で県のほうに許可をとっていたと、それが形 式的なことなんですが、市営墓地という流れにな っております。

以上です。

# ○佐藤委員

そういう経過と取り扱いになってきたということですけども、それで、先ほど緊急雇用だということでありましたけれども、現地を、先ほどの話だと、土地所有者、古いもので個人名になっているものや、一部市の所有の土地もないこともないというふうに言われましたけども、いずれにしてもそうした古い現況と現在の現地を調査して、整理して、そこのところをはっきりさせるということですよね。

先ほどの説明の中では、そうした、はっきりさせる中で、多くの場合は土地改良で地番が変わってしまっておるから、今の古いものと現況とはそごがあるわけだから、それを現在のところに書きかえるという作業をこれからやられるということで、それと同時に先ほど土地利用等にこれを云々というくだりがありましたけども、その辺はどういうことなんですか。

# ○環境課長

調べてみないとわからないんですが、土地利用と私が申し上げたのは、新しいものに書きかえていきたいと、今合っていないものを正しくしたいということで、新たな、いわゆる昔の申請書では当然田んぼばっかの、それも基盤整備も行っていない田んぼの中に墓地があったものが、今、基盤

整備がきちんと進んでいる、土地改良はほとんど 終わっておりますので、みんな、形態も変わって いると、周辺の状況等も変わっているということ で、新たな、新しく土地整理図、あといわゆる位 置図、案内図、そういったものもつくっていくと。

その経過において現状の保健所からいただいた 資料との土地利用形態の相違、いわゆるどこか知 らんうちに埋まっちゃっただとか、ちょっとそこ らへんが心配される部分がございますので、そこ ら辺をちょっと掌握する必要があるのかなと。出 てくるかどうかは、済みません、まだこれから調 べるということなんですが、やはりそこら辺をち よっときちんと調べる必要があると思っているの がその一点。

あともう一つは、今許可するのに当たって、経 営許可をするのに当たっての基準というものがご ざいます。いわゆる通路の幅だとか、排水系統が きちんとされているかだとか、水、給水施設があ るかどうかだとか、そういったもの、あと障壁、 いわゆる外側から見えんように緩衝帯として樹木 が植わっているかだとか、そういったものは経営 許可の新たな基準というものができておりますの で、それは細則としてことしの4月1日施行で墓 地の細則をつくってあります。そういったものと 今現状の形と比べてみて、衛生上の問題点もない かどうかということもチェックさせていただきた いと思っております。

以上です。

# ○佐藤委員

1つだけ。新たな経営許可ということで既存の 15の墓地があるわけですけど、今度この作業をや るわけですけども、その作業の中で申し出があれ ば廃棄になったり、そういうことも入れかえ、入 れかえというか、新たにお墓をつくりたいという 形のものが墓地の経営許可ということですか。

町内会で管理しているわけだから、そこで町内会が経営というか、名目上は市だけど、実態としては町内会だから、墓地を運営していくわけだから、経営するという、新たな経営ということはどういうことを指すんですか、現状と比べて。

#### ○環境課長

失礼しました。基準として、経営許可の基準、いわゆる墓地はいろんな制約がございます。110メートル以内の同意だとかいろいろある中で、衛生面の基準というものがございます。新たに経営許可をする場合にはこういった基準に合致している必要があるよという、そういった基準を細則で策定しているということです。

それで、ちょっと私の説明不足もあったんですが、今回整備する内容につきましては、経営内容まで管理者に対して今何件、いわゆる墓地が建っていて、何件あきがあるよとか、そういったところまでは調査するものではございません。あくまでも、もちろん立ち入りについては町内の了解を得て行うつもりですが、要は敷地の範囲と中の配置状況、墓地がこのような形で、通路が何センチあってという、そういった形式的に外側から見えるものの状況を把握するという意味でございまして、町内の経営の内容まで調べる調査をするというものではございませんので、済みません、説明させていただきます。

以上です。

# ○佐藤委員

それで、これが緊急雇用だということですけれども、これは補正が可決されれば、多分委託という形になるんだろうと思いますけれども、緊急雇用でどうした形で、委託で行くのか、多分そうだと思うんですけども、その辺の関係と、緊急雇用ですので、雇用はどうなるのかと、そこだけ。

# ○環境課長

補正予算の内容といたしましては、委託料、全額委託料と考えております。人件費ということで予定しておるのが、新規雇用者を2名2カ月分、従来雇用者を1名2カ月分、以上、そのように人件費を考えております。

あと、細かいところで、ハードディスクとして 納品していただくとかとなっております。ほとん どが人件費ですので、今言ったような内容が委託 の内容です。

以上です。

# ○佐藤委員

委託ということで、入札でこれはやられるわけ ですよね。

それで、次に、先ほど高木委員と質疑がありましたけれども、改めてその上の育児支援強化事業という形であるわけです。これについては県支出金がついたということで、当初予算にはなかった中身で補正が組まれておるかというふうに思います。その辺を確認させていただいて、本会議でもありましたけれども、具体的にどんな事業をこれはされるのかということです。

# ○健康増進課長

育児支援強化事業の説明をさせていただきます。 これは、愛知県の子育て支援対策基金事業費補助金交付要綱の中の、児童虐待防止対策緊急強化 事業ということで、まず臨時職員賃金ですけれども、これは保健師の賃金、主にハイリスク妊婦の面接フォローということで、これは保健センターに来ていただいた母親妊婦に対していろいろ面接するものでございます。

特に、母子手帳交付が年次101回ございますので、そういったときに面接していただく保健師の 雇用の賃金でございます。

それから、旅費の14万9,000円でございますけども、これは人材育成ということで保健センターの職員の研修会の旅費、参加費用でございます。

それから、自動車損害保険料、その下に出てまいります備品購入費でございますけれども、訪問に伴います、使います軽自動車を1台購入したいと思います。それに伴う自動車損害保険料でございます。それから、備品の中に一般管理備品購入費ということでICレコーダーとビデオカメラ、これは訪問した際、いろんな場所での状況を保存するためのものでございます。

それから、負担金、これは研修参加費の負担金 です。先ほどの旅費に伴うものでございます。

それから、公課費の自動車重量税8,000円。 以上でございます。

# ○佐藤委員

そうすると、まず一つは、保健センターにおい

て母子手帳の交付、人員を置いてハイリスクの妊婦と、この方について面接をするということですけども、ハイリスクということが先ほどからありますけれども、これはどのような判断というか、本人から申し出があって相談があれば当然ですけども、勝手にどうした判断でそういう方を特定されてやられるということになるんでしょう。

#### ○健康増進課長

保健センターでは、まず妊娠されますと、まず 保健センターに妊娠届を出していただきます。そ こで母子手帳を交付させていただきます。その後、 3・4カ月健診、1歳6カ月健診、3歳健診と、 ずっと妊婦を見ていくわけでございます。その中 でいろんな場所で妊婦の相談にのる機会がござい ますので、その中でそういった妊婦に対して面接 を行うものでございます。また、乳幼児の健診に おきましても、虐待、そういったものを見つけま して、またその親に面接、指導することもござい ます。

今回の場合は、ハイリスク妊婦ということで補助申請をいたしますので、生まれる前の妊婦のいろんな不安を取り除いていくためのものでございます。

以上です。

# ○佐藤委員

基本的には届け出があり、母子手帳ですから全ての方に交付されるときに見ていくと。そうした中でこの人、ちょっとどうなんだろうと、相談があったり、そういうことを基本は全てを対象にしながらも、そうした方たちについてあえて面談しながらそうしたリスクを減らしていくというようなことだなというふうに思います。

そうした面談を行いながら、一方では自動車と、同じような中身ですけれども、自動車を買って面談というかお話を、訪問活動をされますけども、これはどうした人を、多分同じような人なんだろうと思いますけども、そうした場所に来ていない人だとか、そういうことなのか、その辺はどうでしょう。

# ○健康増進課長

もちろん届け出を出されて、母子手帳を交付し、 その後、健診に訪れない方、そういった方が特に 大事かと思うんですけども、またハイリスク妊婦 と、うちのほうが長期にフォローしていかなけれ ばならないという方についてはなるべく多く訪問 したいと思いますので、いろんな方のところに訪 問する予定でございます。

#### ○佐藤委員

それで、臨時職員の賃金という形で、先ほどは 保健師という説明があって、これが19万7,000円 というような形です。

当初予算、ここに予算がつくかつかないかということは別にして、同じような仕事を今までも保健センターでやってこられたんですけれども、あえてここでそういう予算があるということで新たに保健師を臨時で採用されて、体制を強化すると、こういう理解でいいでしょうか。

# ○健康増進課長

今、虐待が問題になっておりますし、補助金というのが10分の10という補助でございますので、ぜひこれを利用して、こちらの虐待のほうもしっかり見ていきたいと思います。

以上です。

# ○佐藤委員

わかりました。

それで、その下の低公害車購入促進事業費ということで300万円の減額ですけれども、これについて御説明ください。

# ○環境課長

300万円の減額は、当初予算の編成の際に軽自動車にかかるエコカーの購入補助金について執行しないというお約束がございましたので、その分を削減、減額するものでございます。

以上です。

# ○佐藤委員

それで、この分については減額となりましたけれども、その他予算計上が300万円ですけど、当初七百何十万円ですので、四百何十万円かがほかの車種を対象にして、エコカー減税ということで、エコカー補助金ということであるかと思いますけ

れども、これについてこれから国のほうもエコカー減税が打ち切られるという中で、知立市としてもその他残っている部分についてどうしていくのかということも一つの検討材料かなというふうに思いますけども、その辺はどうですか。

# ○環境課長

低公害車の補助金の、ちょっと今までの流れを 簡単に言いますと、平成22年度から始めまして、 ことしの3月31日、平成24年3月31日までの要綱 では5万円ということで、主にほとんどがハイブ リッドの対象でございました。平成22年度につき ましては256台、平成23年度は354台、平成24年度 は一部3月中に登録されたものに限って、これは ハイブリッド対象なんですが、これに50台を、3 月中のものは2カ月まで申請ができるということ でこの50台を消化したと。合計660台、今までや ってまいりました。

それで、顕著にハイブリットカー、エコカーが、特に平成23年度、ぐっと補助金の申請が上がったと。これは当然販売がかなり多くなった、エコカーに対するニーズが非常に高まったということで、今年度、平成24年度は新たに4月1日以降の登録につきましては、電気自動車とプラグインハイブリッド、あと天然ガスということで、これにつきましては、今、きのう現在までに3台申請がございます。

このような形で、また電気自動車、プラグインハイブリッドにつきましては、家庭に充電器等、それも必要になってくるということで、まだまだちょっと一般の大衆の方ではちょっとまだ敷居が高いのかなという感じは見受けられます。これもおいおい多少は広がっていくとは思うんですが、当市の一つの方針としてハイブリッドをやめた経過から考えると、やはり普及されて、かなり金額が一般の方でも届くようになった時点、これが補助金の車に対する一つの打ち切りの前提になるのかなと思っております。プラグインハイブリッド、電気自動車についてもかなりの方がエコカーを選択して乗られるようになれば、また補助金の見直

しを検討する時期かと思っております。 以上です。

# ○佐藤委員

エコカーが普及することは大変いいことだなというふうに私自身も認識しております。

しかしながら、前の議論もありましたように、 エコカーに対する助成金というのは愛知県内の中 でも西三河に特化したような内容と、しかしなが ら碧南市や安城市は今年度廃止されるというよう な動向もある中で、今、課長が言われたように、 手の届く範囲に来ればそれはやめる時期かなとい うことですけれども、例えば新規に購入される方 が、現在の車から新規に購入、車を持っていない 方が新規に購入される、そして車を持っているけ れどもエコカーにかえるという形ですけども、持 っている車が廃車になってしまえばともかくとし て、中古車市場に流れて、それが利用されるとい うことになれば、エコカーの効果が、CO₂を抑 えるというものを、現実的にはなかなかそうなっ ていないのが実情じゃないかなと私はそんなふう に、調べたわけじゃないですけども、思うんです。

いずれにしても、今、高価なもので、電気自動車でも高価なものはまだ高価ですので、もう少し企業努力がこれからやられて、どのメーカーもコストダウンを図れば、今、無理にエコカー、電気自動車に乗らなくたって、自然とその流れに行くことは確実なわけですので、私はこの時期に西三河特有のエコカー補助金というものについてはいま一度立ちどまって検討する余地があるのではないかなと、こんなふうに思っておりますけれども。

副市長、もちろんCO<sub>2</sub>を抑えるという点については誰も異論がないわけですけれども、そうした意味合いにおいてどうなのかなという形で、来年度、これら引き続き、課長の弁を借りれば、一般的に普及される、手の届くところが来るまで待ち続けるんだということが今表明されましたけれども、いま一度検討すべきことが必要ではないかなと私は思うんですけども、どうでしょう。

# ○清水副市長

エコカー補助金につきましては、先ほどどうい

う目的かというような部分は課長が御答弁申し上げたとおりでございますんで、こういった制度を 今後ともどうするんだということでございますけども、現時点では平成22年度以来の経過の中で今があるということでございます。

今のいわゆる電気自動車でありますとか、そういったものについてはまだまだ周辺設備の環境が整っていないとか、いろんなそういう条件もあるということだというふうに思っております。そういうことでございますので、電気自動車そのものを考えれば、これはCO2排出ゼロということでございますので、環境には非常に優しい車だということはお互いが認識できるところだと思います。

それをどのように普及させていくか、それを私どもの知立市がどういう形でやるのかということについては、現時点の方法をどうするかということでございますけども、ここについてはCO2の削減、地球温暖化対策等々を全体の中で今後も検討する必要があろうかというふうには思います。

しかしながら、その一つとしてのエコカー補助 でございます。ことし、初年度ということでまだ まだ実績が上がっていないわけですが、今年度の 様子を見ながら検討させていただければというふ うに考えております。

# ○明石委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後2時58分

再開 午後3時08分

# ○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

# ○明石委員長

これで質疑を終わります。 次に、討論に入ります。 まず本案に対する反対討論の発言を許します。 (「討論なし」と呼ぶ者あり)

# ○明石委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第51号について、挙手により採決します。 議案第51号は原案のとおり可決することに賛成 の委員は挙手願います。

# (賛成者挙手)

# ○明石委員長

挙手全員です。したがって、議案第51号 平成 24年度知立市一般会計補正予算(第2号)の件は、 原案のとおり可決するべきものと決定しました。

議案第52号 平成24年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。 直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。 ○高木委員

国民健康保険のところ、ページ、43ページの柔 道整復施術療養費支給点検委託料という名前があ りますけども、これ一つ訂正としてはきっと柔道 整復師という言葉が要るんじゃないかなと思うん ですけれども、これはどのように点検されるのか、 毎年行われているのか、そのようなところをお聞 かせください。

# ○国保医療課長

これにつきましては、今年度補正からスタート ということでございます。今まではこういった形 での点検委託はしてございませんでした。

点検方法としましては、業者の方への、専門業者への委託事業です。通常の療養費等につきましては、市のほうでも嘱託員や臨時職員という立場でレセプト点検をできる職員がいるわけですけども、柔道整復ということになりますと、ちょっと中身については特殊なものということで、専門業者のほうに委託させていただくということです。

補正予算という形で年度の途中からということになってしまったわけなんですが、3月ごろだったと思うんですけども、特別調整交付金の対象事業となるのでやりなさいよということで通知がございましたので、それに基づいて今回の補正予算で上げさせていただいています。ページにつきましては41ページの特別調整交付金37万8,000円と今回の37万8,000円が歳入歳出同額で計上させていただいております。

名称につきましては、一応これで、こういう名

称で問題ないというふうに考えておりますけど。 柔道整復師というのは実際に施術を行う方の資格 名であって、実際にそれを行う診療については柔 道整復施術ということで問題ないのかなというふ うに思いますので、よろしくお願いします。

# ○高木委員

新聞等で柔道整復師のほうの不正ということが ありまして、それによってこのことが。今の話だ と、当初ではついていた特別調整交付金というこ とで、ついていたけれども、知立市としてはこの 9月の補正に出しましたよというふうに解釈させ てもらってよろしいんでしょうか。

# ○国保医療課長

今の私の説明が非常に悪くて申しわけなかったですけども、調整交付金の対象にしますのでこういうものを進めていってほしいということの通知があったのが3月でございます。

調整交付金というのは別途当初予算で千七百数 十万円計上されているわけですけども、そこの中 の療養部分について加算されますよというお話で す。よろしくお願いします。

# ○高木委員

これ、とても私も適正化への取り組みについてという文章を拾いまして、本当にこれは治療を受けた方に問い合わせていくというような、被保険者のほうに調査をしていくということで大変な業務だなということを思っているんですけども、知立市、今、柔道整復師、施術される施設というか、営業されているところは何軒ぐらいあるんでしょうか。

# ○国保医療課長

市内での施術施設についての数についてはちょっと承知していませんので、また別途お知らせさせていただきたいと思います。

# ○高木委員

国保ということですけれども、これ、全ての保険の国民健康保険、そして後期高齢者の保険等にも関する全てのものになってくると思うんですけれども、十分注意してということが書かれているもので、適正な外部委託ということで、十分に配

慮していただきたい高齢者のお宅にも伺うことが あるということになるのでしょうか。

#### ○国保医療課長

今回の点検委託につきましてはレセプトの点検 でございます。例えば柔整での問題のある診療で あるだとか、多重受診であるだとか、他部位の受 診につきましては、これにつきましてはレセプト とは別にこちらのほうでも把握できていますので、 これは既に、電話を中心にはなりますけども、指 導させていただいております。今回のこれにつき ましては、レセプトの点検でございます。よろし くお願いします。

# ○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

# ○佐藤委員

まず一つは今回歳入として繰越金という形で4億2,000万円余を前年度の繰越金から歳入して、基金をして、基金積み立てということで3億5,000万円余という形になっているわけですね。それで、現在の基金残高が5億5,000万円余だと思いますけど、そのところについて、結果について教えてください。

# ○国保医療課長

基金の残高ということでよろしかったですか。 主要成果報告書が出ております。150ページの ところに国民健康保険基金の残高が表示してござ います。読み上げますと、前年度末基金額として は2,005万5,975円、これが前年度の末残高です。

失礼しました。平成23年度の基金末は2億376 万8,690円、これに今回の繰越金の中から国庫返 還金となる金額を、6,739万6,000円を除いた3億 5,333万4,000円、約ですけど、積み立てて、最終 的には5億5,710万円という金額になるという予 定でございます。

# ○佐藤委員

それで、基金はそういう現在高がこういうふうなことに今度の積み立てで入れて、こういうふうになるわけですけども、それから、当初予算が組まれて、ちょうど9月が終われば半年というような形でなるわけですよね。残り半年あるわけです

けれども、そうした中で今後の給付費の伸び等がなければ、現計予算の中でやれるということであれば年度末の基金残高も5億5,000万円余、さらに不用額が出ればそこに積み増しするというような形になろうかと思うんですけども、今後のまだ道半ばのところで評価はなかなか難しいし、冬にかけてインフルエンザがはやったりとか、いろいろ出てきますので単純には言えませんけど、例年の、給付費の伸びの傾向から見たらどのような形になっていくのかと、見通しについて、現段階で知り得る限りの見通しについてお知らせください。○国保医療課長

今後の医療費の伸びにつきましては、まだちょっと全く承知しておりません。申しわけございません。ただ、希望としては、基金がなるべく生き長らえていってほしいなという思いはあるわけですが、現在のところの、今年度の伸びという形ではなくて、近年の傾向からすると、この基金を使っていくということになると3年後にはなくなって繰入金でお願いしていきたいというような形になってしまうというような、昨年度立てた見込みというものは聞いております。

# ○佐藤委員

過去の伸びを見てみるとということで、一つは 平成24年度末の見通しについて聞いたんです。それで、課長のほうはできるだけ基金が残るような 形になれば、希望的にはいいなということを言われて、これについてはまだ見通しが定かでないと。 もう一つ、基金を食っていけば3年後にはというような話をされましたけれども、私はかねがね言っているように、どんどん基金を食うようなやり方ではなくて、基金の一定額のところで法定外の繰り入れを安定的に続けるような形で、できるだけ値上げを避けるような、そんな運営をしてほしいなというふうに思っているところであります。

そんな点で、部長、平成23年度は値上げになったわけですけども、そうした経験を踏まえると、それまで法定外を入れなくて基金が減るに任せながら運営し、さあ大変だということで法定外をたくさん入れると同時に値上げするような、こうし

たでこぼこなやり方ではなくて、安定的な、そうした見通しに立って法定外繰り入れをしながら運営してほしいなというふうに、私はこの間もそういうことを言ってましたし、これからもそうあってほしいなというふうに思いますけど、どうでしょう。

# ○保険健康部長

確かに平成23年度、繰り越しがあって、5億何 千万という金額が基金に積み立てられるという状 況の中で、これをただ単純にそのままに、繰り入 れはその後、一般会計からの繰り入れはしないま まずっと基金の積み立てでやっていくということ も考えられんことはないんですけども、将来的に はこの基金もなくなるということは目に見えてお るわけで、佐藤委員がおっしゃったように、安定 的に市としても市民の方にしわ寄せが行かないよ うに、なるべく市としても一般会計からの繰り入 れは安定的に続けていきたいというふうには思っ ております。

ただ、今、国が進めております広域化というと ころでその辺がどういう方向に動くか、その点も 注視しながら今後検討していきたいというふうに 思っております。

# ○佐藤委員

広域化の話はありますけれども、広域化で保険 安定共同のそういうところでどうなっていくかわ かりませんけれど、ただ保険者は、知立市では、 今の枠組みの、フレームの中では、知立市である ことにはかわりがないと。そこをもって私が先ほ ど言ったような点で留意されて、それで3年かそ こらでどんどん値上げせないかんような介護保険 や、また後期高齢者は2年に一遍と、これではや っぱりいかん話なわけですので、全てにおいて負 担が並行的に上がっていくようなシステムは、や はりそれはどこかで歯どめをかけるようなことが なければ大変な事態になるなということから、あ えてそのことを申し上げました。ですから、その ような形で今後の運営をしてほしいなという思い が、それだけひとつお願いします。

# ○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

# ○明石委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

#### ○明石委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 議案第52号について、挙手により採決します。 議案第52号は原案のとおり可決することに賛成 の委員は挙手願います。

(賛成者举手)

## ○明石委員長

挙手多数です。したがって、議案第52号 平成 24年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第 1号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決 定しました。

議案第54号 平成24年度知立市介護保険特別会 計補正予算(第1号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

# ○佐藤委員

国保と同じような話を聞いて、大変恐縮ですけれども、当初予算で、今回歳入があって、歳出のほうで基金のほうに3,800万円余を積み立てるというふうになっているわけです。

それで、当初予算では4,000万円を入れるということですので、平成23年度決算残高と今回の当初4,000万円を入れて今回積み立てるというと、平成23年度末の基金残高とほぼ同じ状況が今日の状況かというふうに思いますけど、一遍確認させていただきたい。

# ○長寿介護課長

今言われましたとおり、当初の繰り入れで4,000万円、今回の積み立てが3,800万円余でございますので、もとに戻るという、数字的にはそういうことでございますけども、ただ、これはまだこれで3月とか、そういうときにまた入れなきゃいけないこともあるかと思いますので、今年度末で同じというふうにはちょっと考えておりません。

# ○佐藤委員

それで、第5期は1億円を入れてと、そして当初、当局の見込みは1億7,000万円ぐらいの平成23年度末残高だったということが言われて、1億円入れて、7,000万円については第6期なんですね、そういうところ。それから、給付費が伸びたときに対応というようなことも言われてきましたけれども、決算じゃないので、そう思うと当初の計画した1億円、3年間で入れていくというものの、ちょっと厳しい状況の運営になっているのかなという感触はしますけれども、その辺はどうなんでしょうかね。

これから後半、給付が伸びればこの基金も4,000万円では足りなくてさらにということもあるような感じもしますけれども、その辺の見通しはどうでしょう。

# ○長寿介護課長

第5期、この3年間で1億円を取り崩すという計画にはなっておりますけども、当然一番、介護給付費が伸びるのが最後の年の平成26年度でございますので、本来でしたら今年度基金を取り崩すような事態が発生していては足らなくなるというのが一般的な認識でございますけども、一応これ、念のために余裕を持つというか、入れておかないと、万が一払えないといけないので入れてはおりますけども、予定としては今年度はできるだけ取り崩し1億円を使わない形でこの1年間の実績が終わればなというふうには考えております。

# ○佐藤委員

小規模特養もスタートしたということで、給付費が減る要因は一つがないと。ただ訪問介護の中で家事支援でしたか、何でしたか、1時間が45分になったとか、何か短縮がありましたよね。ああいう形で給付の抑制がこの間どうだったのか、施設等、その部分で相殺するということはできないにしても、そんな点で実績として、この間の内容は45分になったことで変わったのか、サービスが抑制されているのか、その辺は。

# ○長寿介護課長

サービス利用の形態についてはいろいろな見直

しがありましたけども、サービス限度額と申しますか、その方の使える要介護度に合わせたサービス限度額というのは、これが減らされたわけではございませんので、やはりこれまで毎年着実に給付費が伸びているという、そういう形でございます。

#### ○佐藤委員

介護保険の重要な財源である保険料もあるわけですけれども、第5期でスタートしました、4月から。そのときに保険料について第2段階と第3段階と逆転現象の問題を指摘させていただきましたけれども、その点で減免制度というようなこともあったわけで、それらはどんな内容になり、それが対応している人数だとか、今現在わかれば、それは教えてください。

# ○長寿介護課長

今年度から第2段階、今まで第3段階だけ保険料の軽減制度をやっておりました、減免制度をやっておりました、減免制度をやっておりましたけど、第2段階まで拡大させていただいて、今年度、平成24年度につきましては、この間、いろんな手続を完了して、まだ随時出てきておるんですけども、10日ぐらい前でしたかの時点では第3段階と第2段階の方がほぼ同数出ましたので、倍の方の減免を今実施しておると。大体合わせて80人ちょっと超える程度の人数でございます。

# ○佐藤委員

減免の内容もちょっとお知らせください。

# ○長寿介護課長

これまで制度としてありました、第3段階、4 分の1を減免していくという制度でございました けど、同じ基準で第2段階の方に適用したという ことでございますので、第3段階を4分の1減免 した形で、第2段階の保険料の方をもちろん下回 るようなことはないんですけども、第2段階の方 も4分の1軽減すると、そういう同じ基準は基準 でございます。

# ○佐藤委員

第2段階と第3段階、人数が非常に多いという ことですけれども、減免制度をやっても内訳合わ せて80人ということで、第2段階そのものが何人 かちょっとお示しにならなかったですけど、逆転 現象の対象の方たちは1,200人ぐらいお見えかと いうふうに思うんですよね。

減免制度をつくったことは結構なことだったんだけれども、その対象が余りにも少ないような感じが私はしてならないんですけども、もうちょっと拡充するような内容で実施できなかったのかなと思いますけども、保険健康部長、この点はどうですか。

# ○保険健康部長

いろいろ協議させていただきまして、第3段階と第2段階、それぞれ階層の方が内容はちょっと違うわけでありますけども、その結果、これが一番妥当ではないかなという判断において、今回4分の1という、第3段階と同等のものでやらせていただいたということであります。

# ○佐藤委員

第3段階と同等、その中身を承知していないですけども、人数が、逆転している人数が非常に多い中で第2段階、第3段階合わせて80人と、半々にしても40人程度の対象にしかならないということでありますので、もう少し拡大するような内容でできなかったのかなと私は思うんですけども、そこだけ一遍聞いて終わります。

# ○長寿介護課長

一応今回7月に対象となりそうな第2段階、第3段階の方、1,800人程度の方に文書で御案内しておりまして、こういう制度ですので、該当しそうな人はいらしてくださいということで案内はしておりますので、周知については特に問題はないかなと思います。

あと、委員がおっしゃるように減免基準、この 基準が所得というところを見ておりますので、実際、税法上の所得というのは遺族年金でとか、そういうものが含まれない。実際に第2段階、第3 段階の方であっても遺族年金ですとか、そういう方で結構もらっておられる方もお見えになって、対象にならない方も結構出てくるということで、 基準の見直しについては確かに対象者が少ないと いうのもありますので、また今年度ちょっと検証 しながら、また今後の検討課題かなというふうに 思います。

# ○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

# ○明石委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

# ○明石委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 議案第54号について、挙手により採決します。 議案第54号は原案のとおり可決することに賛成 の委員は挙手願います。

# (賛成者挙手)

# ○明石委員長

挙手全員です。したがって、議案第54号 平成 24年度知立市介護保険特別会計補正予算 (第1 号)の件は、原案のとおり可決するべきものと決 定しました。

認定第1号 平成23年度知立市一般会計歳入歳 出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

# ○池田福子委員

よろしくお願いします。

ページの51ページ、16目市民相談からお伺いいたします。相談事業の実施ということで伺いたいんですけれども、法律相談、結婚相談、それから心配事、市民相談の後、外国人相談というのがございますけれども、市役所にて実施したということで、日にちからするとほぼ1日置き以上、これは回数であって日数ではないんですか。日数ですよね。ちょっとお答えいただけますか。

# ○市民課長

済みません。外国人相談の回数は、これは日数 でございます。ただ、それは256日となっている のは税務課のほう、毎月、確か第4土曜日ぐらい に税の収納ということで実施をしていって、その ところに相談員が派遣されるということで、12日 分プラスしております。

以上でございます。

# ○池田福子委員

ありがとうございます。

税務課とそれからしかるべきところの相談窓口 とがプラスになって256日という解釈でよろしい ですよね。

そうしまして、これだけが突出して6,123人というふうに、大変多いと。1日に1回、直しても24人が1日という平均で相談になっておりますけれども、大体傾向として相談内容と、もう少し充実させるような気はないですかね。

## ○市民課長

相談内容としましては、やはり市役所にお見えになった方の、例えば児童手当の申請だとか、それから医療の、子供が生まれただとか、そういった申請、それと転入だとか転出の、そういった相談を外国人の方が相談員の方にされます。その相談員が市役所の窓口に行って、やはり言葉がなかなか不自由ですので、要するに通訳をされるということで、各課を来客された方と一緒に回って、そういった通訳をされるということでございます。ただ、回数につきましては、毎日、これは行っておりますので、もう少し日にちをという話になってくると、やはり最大限の日にちが実質的には、市役所が開いている日にちが244日でございますので、それ以上開くというのはちょっとなかなか難しいのかなというふうに思っております。

# ○池田福子委員

日にちをふやすのが無理ならば。1人ですか、 お二人ですか。

# ○市民課長

2人です。

# ○池田福子委員

2人で受け持ったとしても12人、単純ではない にしても受け持つということになるわけですよね。 相談の内容は大体そういう手続的なことが多いと いうことで、今のところはそんなに困った状態で はないというふうに理解すればいいですか。

#### ○市民課長

今はやはり見ていただきますと、やはりそんなには混んでいないというのが現状でございます。以前は、もっとたくさんお見えになったときは、やはり1日十何人ぐらいのときもございましたので、今現在は少しちょっと少なくなっているのかなというふうに思います。

以上です。

# ○池田福子委員

わかりました。

そうしましたら、次、ページをはねまして54ページの、ちょっと関連してしまいますけれども、一番下、外国人登録、こういうふうにいろいろありまして、変わりまして、7月9日スタートということなんで、当初非常にいろんな問題が出るんじゃないかということで、特にいわゆる不法というか、滞在する資格がないのにという方もいらっしゃるんではないかということで心配したわけなんですけど、手続の移行というのはどうですか。前回もまあまあ順調だということで伺ったんですけれども、今の状態でどうでしょうか。

# ○市民課長

今現在、外国人の方が7月9日、施行日が7月9日からでございます。その中で登録されている人が4,149人、登録できなかったのが113人、その内訳は在留資格なしが84人の方、それと実態調査をしたときにお見えにならなかった方が29名でございます。その後、9月1日現在の登録者ですけど、4,135名でございます。できない方が105名お見えになります。

この方たちが、やはり制度的に住民登録ができないということで不自由されてみえるのかなというふうに思いますが、ただ市の施策としては、各課がいろんな施策を行っておりますので、ちょっとその辺の話は各課に聞いてもらわないといけないと思うんですけど、苦情については市民課のほうではございません。

今現在、外国人の方の転入転出につきましては 順調に行っているのが現状でございます。

# ○池田福子委員

この中でこの間の質疑のときというか、委員会のときは、お一人ずつ、やっぱり電話でもかけてやってみないといけないねという話はあったと思うんですが、深刻な方はどうですか、見えますか、この中に。

# ○市民課長

済みません、私は、直接その係のほうからそういったお話は現在聞いておりません。手紙だとか何かでも、再三手紙を出させていただいておりますので、住民票があればそのような対応が多分本人さんもわかってみえると思うんですが、そういう、なかった方については極力再度手紙を、7月9日以前に手紙を出させていただいて、入国管理事務所のほうで一度話をしていただきたいという手紙の内容を送らせていただいております。

以上です。

# ○池田福子委員

市のサービスはきちっとしたものを受けられる ということになっておりますけれども、所在がわ からない方に対して、やっぱり再度いろんな方法 を使っていただいてしていただきたいと思います。 そうしないと、結局は地下にもぐったりとか、そ ういうことになりかねないということになります ので、最後まで守るよという姿勢を示していただ きたいと思います。

ここでちょっと質問させていただきたいのが、 その一番下なんですけれども、登録、登録、居住 新規、居住の閉鎖というのは、これはどういう意 味でしょうかね。

# ○市民課長

済みません、ちょっと閉鎖につきましては、今、 資料をお持ちしておりませんので、後ほどお知ら せしたいと思います。済みません。

# ○池田福子委員

じゃあよろしくお願いします。

そうしましたら、続きまして58ページへ飛んでいただきまして、緊急警報装置事業、こちらのほうで伺いたいと思いますけれども、これでは昨年から比べますと41台増加になったということで、もう一度、設置条件のほうを確認させていただい

てよろしいですか。

# ○長寿介護課長

緊急通報装置の設置条件につきましては要綱のほうで定められておりまして、ほとんどがおおむね65歳以上のひとり暮らしの方ということでございますけども、あと細かいところで同居者が障がい者の方であったり、あと障がい者の二世帯であったり、それに準ずる世帯とか、ちょっと細かいところはありますけど、ほとんどが65歳以上の元気な方であってもひとり暮らしの高齢者であれば対象となっております。

# ○池田福子委員

気になるのが、同居者が障がい者ということで すけど、障がいの程度と種類がちょっと明確にな れば。

# ○長寿介護課長

緊急時の対応が困難なというようなところのふうに書いてあるものですから、障がい者の方であっても別にだからそれで該当するということではなくて、それが困難な状態、これはちょっとそこのところは判断させていただくときに、この状態ならちょっと緊急対応は同居の家族がおられても難しいのかなと判断すれば該当させていくということでございますので、できるだけ広い範囲で認めていくというスタンスはとっておりますので、手帳を持っておられれば該当してくる可能性が高いということでございます。

# ○池田福子委員

身体、知的はわかるとして、精神はどういう位置づけで入りますか。

# ○長寿介護課長

事業そのものの目的がひとり暮らしの高齢者の 方の、何かあったときのという備えですので、精 神の方であっても、ただ手帳をちょっと持ってお られればいいんですけども、もし持っておられな くてということであれば、一応検討させていただ く過程の中で準ずるというようなところで認めさ せていただければ該当するのかなというふうには 思います。

# ○池田福子委員

ありがとうございます。結構精神の方でも重い 方も見えるものですから、そうなりますと夜中に 飛び出したりとか、そういう事例もございますも んで、考慮していただきたいと思います。

それから、常々提案してまいりまして、それで 日中独居の方、それから夜間だけ独居の方、こう いう方についてはどうでしょうか。同居者が健康 で働いているという場合ですよね。日中は取り残 されてひとりだという、夜間でもそうですけれど も

# ○長寿介護課長

現状の考え方といたしましては、日中独居の方で本人が要介護状態といいますか、そういう状態の方であれば認めていくというようなちょっと拡大した解釈をしておりますけども、現状お元気な方で、若い方と一緒に同居してみえて、昼間は当然働きにいってみえるので、ほとんどの同居世帯で高齢者の方であれば日中独居になる可能性が高いわけでございますので、その方までちょっと拡大するということは現状考えておりません。

# ○池田福子委員

そうなんですよね。ただ、私は、高齢者の方に はよく言うんですけれども、室内にいるときのほ うが危ないと言うんですよ、私。外を歩いている ときなら誰かが見つけて連絡してくれるというこ となんですよね。日中独居で、働いている人と同 居なら10時間ぐらいはひとりになるはずなんです ね。ですから、そういうときこそ必要と。外にい るときはいいよ、庭仕事しているときでも誰かは 見つけてくれるよと。うちの中が一番、しかもお 風呂場とか洗面所とか、そういったちょっと閉鎖 されたようなところが一番危ないんだからという 考えもあるし、夜間の独居でも一緒ですよ。夜勤 だったら、今それこそ労働条件が厳しいもんです から、少しずつ長くなっていると。そうすると10 時間はいないということになるわけですね。危な いときに10時間いないわけですよ。そういうとき こそ必要だなというふうに私的には思うんですが、 いかがですか。

# ○長寿介護課長

委員の言われることは確かにごもっともだとは 私も思いますけども、いずれにしましてもこの事 業をやっていく上でなかなか1台、例えば新規に 入れますと1万3,000円以上かかったりですとか、 毎月の継続的な経常経費がかかってまいりますの で、そこまで枠を拡大していくとなりますと相当 な予算の計上が必要となってまいりますので、ど こまで拡大するかというのはなかなか、これを全 部に全部の高齢者の方につけるにこしたことはな いんでしょうけども、どこかで線引きする必要は あるのかなというふうには思います。

# ○池田福子委員

もしあれでしたら、順次条件をつけてでもいいですので、少しずつ拡大していっていただければいいんじゃないかなと思いますけれど、やっぱり核家族化ということが進んでまいりますもんで、老人と、それからその息子と一緒とか、そういう家庭も今後ふえてくると思いますので、ぜひお願いいたします。

続きまして59ページ、敬老金支給事業のほうに 絡めましてちょっとお伺いしたいんですけれども、 昨年、その前でしたか、年末調査のときに所在不 明者というのが結構出ましたよね、年齢の高い方 の所在がわからないというのが。ことしは今現在 いかがですか、こういう方は。

# ○長寿介護課長

所在がわからないという、敬老金を配る上で所 在がわからなくて配れないという人は今のところ いません。

# ○池田福子委員

敬老金以外で。

# ○長寿介護課長

敬老金以外で所在不明というとちょっと私、質 問の意味がちょっとよくわからないです。済みま せん。

# ○池田福子委員

たしか、年末調査のときに所在不明の方がぞろ ぞろと見えて、問題になったんですよね。

# ○市民課長

昨年だったか、もっと前でしたか、120歳の方

が、100歳以上の方が実際お見えにならないということで、世間的に新聞だとかテレビだとか、そういったところで放映された事例がございます。 その中で知立市も、ごめんなさい、人数をちょっと把握していないんですが、何名かお見えになりました。

そうした中で、私のほう、120歳以上の方につきましては、刈谷の法務局のほうに、この方はお見えにならないですよということで申請を上げております。その方たちについてはもう既に職権消除みたいな形で戸籍がなくなっております。

それ以後、いろんな法務局だとか、いろんなところからそういった、この方が見えないですよという話、またほかの市町村からも、研修会等を行っておりますが、そういった担当者のほうからはそういった、例えば安城市がいないよとか、刈谷市はいないよという、そういった全国的な話は、また地域の話は私のほう、耳に入っておりません。それだけ報告させていただきます。

# ○明石委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後3時58分

再開 午後4時09分

# ○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

# ○国保医療課長

先ほど高木委員からの御質問がありました市内 の柔整診療所の数ということなんですが、全部で 31というふうに把握しております。この数字は柔 整のほかに鍼灸とかも含めての数字だと思います ので、よろしくお願いします。

# ○環境課長

先ほどの補正予算で稲垣委員が御質問いただいた、知立の統計の、墓地の数について内容がわかりましたので御報告します。

知立の統計につきましては、ここに書かれている資料、衣浦東部保健所ということで、担当の企画部署が直接衣浦東部保健所に確認した数字が14、14ということでありましたが、移譲を受けたとき

には私ども15、13と。いろいろ古い資料を見たところ、弘法山墓地というのがございまして、弘法山墓地の台帳が申請者知立町にもかかわらずお寺という表記がありまして、どうもここから推測すると、保健所が知立の統計の、問い合わせのときにはお寺と思っていたのが、移譲する前にはそれが間違いだと気づいて、それが1個、町のほうから、市のほうからお寺のほうにずれたと。この結果、1動いて15、13になったということだと思います。

以上で報告します。

# ○市民課長

先ほど54ページの閉鎖なんですけど、閉鎖の意味は出国と死亡です。

以上でございます。

# ○池田福子委員

ありがとうございます。

そうしましたら、今度は59ページに引き続いて 老人のスポーツ、老人スポーツ振興事業というと ころでちょっと伺いたいと思うんですけれども、 これはどのような費用で充ててらっしゃいますか。 ○長寿介護課長

こちらのほうは市の補助金という形で老人クラブに補助金ということで、こちらの分をそれぞれ、こういったスポーツ振興の分も含めて補助金を出しております。

# ○池田福子委員

じゃあそれにちなみまして、次にはねていただきまして、老人クラブ育成事業と絡めまして伺いたいと思うんですけれども、やっぱりいろんな運動系のものも多くなってまいりますもので、例えば損害保険のようなのは皆さん、どうしてらっしゃるんでしょうね。クラブに対しての損害保険なり。

# ○長寿介護課長

こういった事業を行う上での損害保険ということだと思いますけども、特に私どものほう、こういう活動をされるときの損害保険については特に金銭面での補助はしておりませんので、各個人、個人と申しますか、老人クラブ単位ごとにそうい

った対応をしてみえるんだというふうに思います。 ○池田福子委員

このパンフレットが長寿介護課にあるということなんですね。 となんですよ。窓口にあるということなんですね。 金額もそんなに高いものではないんですけれども、 例えば行き帰りに自転車で何があるかわからない とか、そういうことも起こり得た場合に、ちょっ と保険があれば安心という方も見える。もちろん 任意でいいもんですから、でも老人クラブごとで また考えていただいてもいいんですけれども、わ ずかな補助金でもやっぱり入る気になる方も見え るんじゃないかと思うんですね。

元気のいい方も多くなりましたもんで、だけど 元気のいい方ほど体力に自信があるもんですから 過信してしまう場合もあると思うんですね。被害 者になる場合もあれですけど、何かの場合で加害 者になってしまう場合も考えてみてもいいんじゃ ないかと思うんですが、いかがですか。ちょっと した提案なんですけどね。

# ○長寿介護課長

私どものほうは知立市の老人クラブ連合会というのを通してこういった事業、さまざまなそういう形で補助をしておるもんですから、一遍、老人クラブの役員の方にそういった御提案もちょっと説明させていただいて、一度検討させていただきたいというふうに思います。

# ○池田福子委員

ぜひお願いしたいんですね。

ちなみに、ボランティアのほうは全員ではないですけど、任意で、何か1つ、2つ登録していれば、1つのほうに入っていればいいもんですから、それはやっぱり行き帰りも入るんですよ。やっぱり何かでぶつけちゃったというときも対象になるもんですから、ぜひ安心して活動できるためにもお考えいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、次、63ページからなんですけれども、 ここで2つ目、法律が変わったということでこう なっていると思うんですけれども、2つ目の施設 に入所する身体障がい者云々で書いてあって、平 成23年度末まで経過的に運営、その次もそうなんですね。旧法知的障害者更生施設支援、平成23年度までに経過的に運営と。その次のページ、これも一番上が経過的運営、その次も平成23年度末、経過的に運営、その次もなんですけれども、これ、法律が変わったからこうなっているということで理解しているんですけれども、そこまでなのか、ちゃんと次の施設へのつなぎというか、そういうのがきちっと行っているのかということをちょっとお聞かせ願えますか。

# ○福祉課長

旧法による入所施設並びに授産施設については、これは当然、平成18年に自立支援法ができ上がったという形で、そのときに本来は新事業への移行という形で各事業所のほうが新しい事業項目の中でやれる事業を充てていくという形で変更させていただいております。

ただ、それに一応経過期間として5年間は経過的に運営できるような形で見させていただく、みなしの形で見させていただくという形をとっています。それが一応5年間の間です。ですから、一応平成23年度末で本来は終わっているということになります。ですから、それまでに新しい事業への切りかえを事業者で考えてくださいという形になります。

例えば、一番最初の旧法による身体療護施設等、こういったところについては通常、自立訓練だとか、あと就労継続の支援事業だとか、そういったものに切りかえていくような形で、事業所が全て考えていただいて、県のほうへ、指定を受けるものですから、そちらの指定をとり直していただくという形でやらないといけない。

それがないと、つまり国のほうからの報酬等、 そういった運営費のほうの補てんが効かなくなっ てしまうということで、これはどちらかといえば、 行政のほうからもそういった形で切りかえてくだ さいという話はさせていただいて、当然、国から も話が出て、ただ5年間の間にはこれで切りかわ っていくということで、知立市においても今利用 されている施設については、そのまま施設的には あるわけなんですが、事業体系が新体系にかわる ということで、今回の主要成果のほうには平成23 年度、これで載っていますが、来年度の主要成果 には旧の施設というのは全て載らなくなって、ほ かの事業のほうへ振りかえていくという形になり ます。

以上です。

# ○池田福子委員

ということは、ここの5事業体は全てうまく移 行したということで考えればいいですね。

#### ○福祉課長。

そうですね。当然、年々減っていくという形を とって、最終的に1事業所とか2事業所が残って いるわけなんですが、それも全てかわられたとい うことで聞いておりますので、間違いないと思い ます。

# ○池田福子委員

法律で新しい総合支援法というものに変わって いくためにということなんですけれども、どこが 一番重点的に変わるのか、利用者の立場から考え てちょっと答えていただけますか。

# ○福祉課長

今年度というか、ことしの6月20日に法改正、 自立支援法の法改正が行われました。その中で名 称も一応、自立支援法というところから総合支援 法、略称なわけなんですが、そういった法律のほ うに切りかわるということで公布されております。

施行については来年度、4月1日からということで、一番大きなものというのは、今まで身体、知的、精神、精神の中に発達障がいも入れているわけなんですが、それに加えて難病により障がいのある方、そういった方が加わって、そういった方についても今まで福祉サービス、それから地域生活支援事業等のサービスが受けられなかった方についても今後、サービスを受けられるという形ですね。

ですから、そういった方について、まだ話の中ではちょっと決まってはいないわけなんですが、 通常ですと障害者手帳だとか、そういったものがあるわけなんですが、それが難病の方には県の出 している難病の関係の給付事業、医療費の給付の 受給者証というのがあるんですが、それで確認す るか、もしくはそういった難病の特殊なそういう 一つの手帳みたいなものを作成というか発行する という案も何か話には聞いておりますが、そうい ったのはまだちょっと確定していないんですが、 どれにしても一番大きなものというのは難病が加 わることというのが一番大きなもの。

それと、制度の中で、変更の中に、平成26年、 来年ではなくて再来年の4月1日からという形の 変更もあります。それについては今まで重度介護 訪問、そういったサービスの中に今まで肢体不自 由の方のみで、重度の肢体不自由の方ということ で訪問サービスをしていたわけなんですが、それ に加えて知的だとか精神の方の重度の方にもそう いったサービスも受けられるよということで拡充 させていただいております。

それから、あともう一つ、今まで障がい程度区分という言い方、障がいの重さでどんなサービスをやるかという形で、うちのほうの審査会を受けて、この人にはこのサービスですよという形で程度区分というのを決めさせていただいているんですが、これが今度、平成26年からについては支援区分という、ちょっと名称を変えさせていただいて、重さというよりも、この人には何が必要か、何を支援したら一番いいのかというのを、今度はそういった度合いで見させていただくという形でやっていくという形になります。

大体大きなところはそういうところが一番大きなところ。あと、細々したところでは移行支援の対象施設等で矯正施設とか保護施設の方もそういう対象になるよとか、そういった細々のところがありますが、今のところが一番大きなところだと思います。

以上です。

# ○池田福子委員

使う側からしますと負担のほうが気になるんで すね、負担の仕方が。それをちょっと御説明いた だけますか。

それと、今、知立市が大体どういう傾向にある

か、負担の方たち。

# ○福祉課長

今お話しさせていただきました福祉サービス、 障がい者の方がいろんなサービスを受けるに当たって、基本的には自立支援法の中で言っています のが1割負担、これが皆さんが御存じのとおり1 割負担という規定があって、その分はあるわけなんですが、ただ平成18年当時からいろんな軽減等でさせていただいて、今現在、実際で言うと、まず生活保護並びに住民税非課税の方については自己負担がございません。あと、それと、在宅の方で障がい児の方については所得割の限度があるわけなんですが、居宅の方で障がい児の方については4,600円という自己負担が、限度が決まっております。

それと、18歳以上の方については9,300円という自己負担の限度額、一月当たりの限度額が9,300円。それと、それ以外の方で、もう少し上の20歳以上で収入が、20歳以上の施設入居者とか、あと収入の多い方については一月3万7,200円というのが限度になっております。こういう形でやらせていただいております。

それで、今現在、平成24年度の利用者でこの区分に分けていきますと、まず自己負担のない方、ゼロ円の方、この方については今全体が329名の方が今利用されているわけなんですが、その中で218名の方がゼロ円ということですね。

それと、4,600円、ほとんど障がい児というか児童の方ですが、この方が60名。それと、9,300円という方、この方が27名。それと、3万7,200円という方が24名ということで、大きなところは今のゼロ円の方、約66%の方が今ゼロ円になって、これについては平成22年度、平成22年4月1日からということで既に改正で変わっております。

それと加えて、本来今まで福祉サービスと補装 具、いろんな補装具、車いすだとか、そういった もののお金というのは別々にやっていたんですが、 それが平成24年、ことしの4月1日から合算して 限度で計算させていただけるということで、また それもさらに本人たちの軽減につながっていると いうことで、今回の改正では、特に負担について の改正は行われておりません。

以上です。

# ○池田福子委員

圧倒的にゼロ円の方が多いということなんですけれども、例えば高額の負担をしてらっしゃる方でも、御自身の収入というよりも御家族の収入であったりする場合があるわけですよね。そうすると、やっぱり負担感というのはかなり違ってくると思うんですけれども、その辺はいかがですか。 ○福祉課長

サービスの、今言った所得のほうの計算につきましては、市民税の所得割を算定させていただくわけなんですが、通常、障がい者の方、18歳以上の障がい者の方については、通常、御本人もしくは配偶者の方の収入で見させていただきます。それと、障がい児の方、18歳未満の障がい児の方については、申しわけないんですが世帯全体で見させていただくものですから、ほとんど3万7,200円という形の限度の方というのは障がい児の方が多くて、要は親御さん等の収入によって自己負担が発生しているという形になってきます。

いろいろ問題があるということで言われておりますが、今回の改正では、その点については触れられておりませんので、このままの形でという形になっております。

以上です。

# ○池田福子委員

もう一つ、65ページの日中一時支援事業という のがございますよね。これの実情を教えてもらえ ますか。

# ○福祉課長

日中一時支援事業については、本来、保護者の 方、通常で言うと関係者の家族の方の休息等を、 休息していただくために対象者の障がい者の方を 預かるという形の施設でございます。

ほとんどは障がい児の、子供のほうが多いわけなんですが、通常でこちらの知立で今、八ツ田のほうで日中一時ということでやっておりましたが、それについてはほとんど安城養護のほうへ、要は

お迎えに行く、学校が終わった時間にお迎えに行って、あと施設のほうで預かって世話をさせていただいて、あとお母様が時間になって迎えにくるという、仕事等を終わられて迎えに来るという形をとっています。

今、日中一時についてはやはりそういった事業、これは地域生活支援事業と言いまして、知立市のほうで選択させていただいた事業ということでやらせていただいて、なおかつ報酬等についても知立市のほうの要綱で決めさせていただいた数字のもので支払わせていただくというものですが、やはりお母様たちというか、保護者の方たちには大変喜ばれている施設です。

これがないとやはりなかなか休息がとれない、 やはりいつも四六時中子供を見ているということ で、やはりそういった息抜き等も含めて、こうい った施設が市内、今1カ所、2カ所、3カ所にな るわけなんですが、そういったのをもう少し本当 はたくさんできてくるともう少しお母さんたちも 安心していられるのかなという気はしております。 以上です。

# ○池田福子委員

ありがとうございます。

保護者の方の休息も必要ですし、また子供たちの場としても社会性を培う意味でも、こういう事業、地道な活動ですけども、続けていただきたいと思います。

続きまして67ページ、請願でも出ておりますが、 福祉医療のことなんです。

県は補助を減らそうとしているということなんですけれども、医療の後退ではないかと思うんですね。今、医療費の負担、いろんな場合がありますけれども、例えば医療費の負担、これ、県がそのように補助をなくしてくるという方向に出た場合、市はどのように対処する心構えがありますかね。

# ○国保医療課長

今、県のほうで福祉医療の見直し策定検討会と いうようなことで着々と見直しが進んでおるとこ ろです。 私も実を言いますと、そこの中の構成員という ことで、県のほうにちょっと今まで2回ほど会議 に出席させていただいていますので、その状況に ついては多少把握しております。

ただ、そこの中でもまだ、例えば先ほどお話がありましたように、負担金が0.5、1割の減になるのか、それとも一部負担をとるのか、それとも所得制限を入れていくのか。そういったものだけではなくて、あとは市のほうからも、例えば子ども医療の単独制度があるわけですけども、こういうものを県下で8割くらいは知立市と同じように中学生卒業までという形、通院中学生卒業まで見るというようなことを取り入れていますので、そういった方向で県は削減一方ではなくて、こういう拡大もあわせた上で制度の見直しをしていったほうがいいんではないかという意見が非常に強い状況にはなっています。

ただ、最終的には市町村の意見を聞くという形の中でやっているわけなんですけども、結論を出すのは愛知県ということにはなってきますので、結果がどうなるのかはまだはっきりわかっていないものですから、それに対して市のほうがどういう方向で対応できるのかということについても、まだ今の段階ではそういった県の制度が見えないうちに、そういった方向で市の中で検討するということもしておりませんので、現状ではどう対応するかということについてはまだお答えできる段階ではないということですのでお願いします。

# ○池田福子委員

福祉医療なんですけども、例えば高齢者ならば一つの病気じや済まない場合も多いわけですよ。 幾つも病気があって、しかもずっと慢性的なもの ということになりますので、例えば窓口で100円 払えというような、そういうこともあるみたいで すけども、幾つも受けなきゃいけない、いつまで も行かなきゃいけないという状態も多いわけなん ですよね。

そして、1回は少なかったとしても、それが何 回もということになる場合も出てくると。そうい うことが積み重なってきますと、受診をしなくな っちゃうということが一番懸念されるわけなんですね。

医療というのは、やっぱり命の問題でもありますもんで、本当に最低のラインだと思うんです。 安心して医療を受けられるというのが最低のことだと思うんですね。ですから、本当にここ、みんなで頑張っていかないといけないと思いますけども、どうですか。いろいろ会合には出てらっしゃるみたいだから、その辺のところバチッと言ってもらえますか。

# ○国保医療課長

いずれにしても県のほうの意志はかたそうというのが感覚です。愛知県のほうの行政改革大綱の中で福祉医療ももう既に見直しをするというふうにはっきり書かれていますので、県の担当課についてもそこの方向に沿った形で会議を進めたいという意向は非常に強そうな感じです。

もちろん市町村のほうからも十数市町村が出ているわけなんですけども、やっぱりできれば現行制度のとおり続けていってもらいたいという話は当然、私も含めてそういう話がでるわけなんですけども、ただ、現状で行くと福祉医療という制度自体がもう既に回っていかなくなっちゃうということで、お互い痛み分けするところがないとやっていけないんだということを言われますので、確かに医療費自体は非常に年々ふえていく中で、県の収入も少ない、市町村の収入も伸びていかないという状況の中で、本当に福祉医療だけ今までどおりで行けるのかというのは確かに問題として提起されるとう一んというふうに答えざるを得ないような点もあるわけです。

ただ、私もちょっと言ったんですけども、今度、 消費税が、地方消費税も入ってきて、そういう形 の中で福祉財源にそれを充てなさいと、地方消費 税についてもそういう話が来ていますので、少な くとも2014年からの実施ということは、事務上も 間に合わないし、そういった国の制度の改定も含 めた上で見ていく必要があるんじゃないのという ことで、余りにやるにしてもじっくりと、もっと 意見を聞きながら時間をかけて、本当にみんなが 納得できる制度の中でやっていってほしいという ことは要望として上げてはあります。

くどいようですけど、先ほども言いましたが、 最終的には県が決めちゃいますので、どこまで抵 抗と言っちゃいかんが、声を上げて、それが聞き 届けられるのか、ちょっと疑問には思うところは あるわけですけども、精いっぱいのことはさせて もらっておりますので、よろしくお願いします。

# ○池田福子委員

それこそよろしくお願いします。

そうしましたら、ページをめくりまして74ページ、保育園費というところでちょっと伺いたいと 思います。

乳児室の面積ということで、県からありまして、 ゼロ・1歳児の1人当たりの必要面積が変わって くるんですよね。その辺のところをちょっと紹介 願えますか。

# ○子ども課長

保育室の、ゼロ・1歳、乳児の保育室の、面積の基準について県の基準で決めるということになりまして、今までが乳児室の面積、乳児1人につき1.65平方メートル、ほふく室の面積は1人につき3.3平方メートルという基準であったものが統一で3.3平方メートル以上という基準に改めるということで、県のほうから県の条例を改正するということでいろいろ意見を各市、知立市ももちろん含めてですけども、調査が来ておりまして、それに対して以前、議会でも話がありましたけども、それがやむを得ない話としても、これは余談ですけども、補助をつけてほしいなんていう話もしながら回答した覚えがありますけども、これについては、県はもう決定ということで12月議会に出すというお話を聞いております。

# ○池田福子委員

おおよそ倍になるわけですよね、これが。今、 名目上では待機はいないから、本当は目いっぱい ですよね。定員いっぱいですよね、名目上は。だ けど、実際には見える、その話は、きょうはやめ ておきまして。倍になってしまうということは半 分が出ちゃうという、飛び出ちゃうということに なるんですけれども、さあそれをどうしましょう と。1年余裕がありましたっけ、それもじゃあ答 えてもらえます、何年からはっきり。

# ○子ども課長

平成25年度からになりますので。ちょっとお時間をいただいて若干説明させていただくならば、まず南保育園ですけども、本来ですと3.3平方メートル及び1.65平方メートルで計算した場合にゼロ・1歳児で27人を予定しておったわけです、設計の段階では。これが3.3平方メートル、一本になってしまうということですと、単純に面積で割る人数で御理解いただきたいんですけど、今説明するのは、27人が20人になってしまいます。7人減になってしまいます。

ただ、7人減になりますけども、今までの南保育園からすると、今までの南保育園で単純に3.3で計算すると8人しか入れなかったものが20人になるものですから、そこでふえます。

それから、猿渡保育園も大きくなったもんですから、そこでプラスマイナスほぼゼロというような形になります。ですから、せっかく2つが大きくなったにもかかわらず、実質的に受け入れられるのはほぼ同じ人数かなという形になるかと思います。

# ○池田福子委員

南保育園は新設だからいいとして、これ、新設ではないんですよね。今まで存在している保育園も対象になるんですよね。違いますか。

# ○子ども課長

南保育園だけを捉えるならば、従来、今現在ある保育園が八ツ田町の正文館の前にありますけども、それが新しく今建てているところに移転する形になりますので。

# ○池田福子委員

# 既存の。 ○子ども課長

その部分はさっき言った人数の変更があります。 8人が20人になりますけども、ほかの園も含めて、 既設の園も含めて、基準は3.3平方メートルにな りますので、全てがその部分で半分になる、単純 に半分という考え方で行っても、辛うじて大きくなる園がありますので、そこで差し引きとんとんかなというような説明をさせていただきます。済みません。

# ○池田福子委員

そうしますと、面積が倍になったとしても、人 数的には間に合うと、面積、全部埋められると。 待機児はないということになりますか。定員は下 がらないの。

# ○子ども課長

実質的に受け入れを拡大しようということで、 南保育園の200人定員という形で、全てを含めて 200人定員という形でつくらせていただいたんで すけども、先ほど申しましたように、結果的に今 の現状とほぼ変わらない状況になってしまうとい うことになるもんですから、定員的には。

# ○池田福子委員

ということは、ほかで入園児を減らさなきゃいけないけれども、南保育園に持ってくればほぼ大丈夫ということで、待機児は名目上はなしですよというふうに考えればいいですか。待機児は発生しないだろうと。

# ○子ども課長

待機児という意味でなく、受け入れの人数として、定員として結果的に現状維持の数字ということになってしまうということです。

# ○池田福子委員

数字合わせはできるけれど、そこが保護者の望むところかどうかはわからないから、だから待機 児としては出るかもしれないよというふうに理解 すればいいわけですよね。

# ○福祉子ども部長

来年度の募集を10月以降行うわけですが、今年度と同様の人数の、ゼロ・1歳の乳児の受け入れをというふうに考えますと、新しい南保育園で増、それから猿渡保育園での受け入れの増、そういった増分が3.3平方メートルということで来年以降、面積が広くなって、人数が、受け入れが少なくなるんですが、全体的で行くと今年度と同様の人数が受け入れられるという状況で、私どもももう少

し南と猿渡で余裕を持てるだろうというふうに想 定しておったんですが、これが3.3平方メートル というふうに来年4月以降なってしまうことによ って、今年度と同様の受け入れ人数というふうに 想定しております。

# ○池田福子委員

それは合計として受け入れられるというふうに 理解すればいいですね。合計として全部の保育園 を総なめにして受け入れますよということで考え ればいいということですね。

そうしますと、一応待機児というのは少ないだろうと、ないとは言わないけど、少ないだろうということで考えてよろしいということですか。

## ○子ども課長

ちょっと誤解というか行き違いがあるといかんのでちょっと確認ですけども、基本的に知立の保育園、先ほど南保育園が大きくなる話をさせてもらったんですけども、来迎寺と宝と新林は今まで1.6平方メートルで計算していたんですけども、それ以外の保育園は全て3.3平方メートルで今までも既にやっていますので、影響的にはそこがもう既に3.3平方メートルをやっていますので、その分は少ないかなというふうに思います。

定員のほうですけども、今言いましたように、2園でキャパを広げたつもりが、結果的にはキャパが全く広がらない状態になってしまったということで、ただ、ことしの定員は確保するということですが、そもそもがゼロ・1歳の待機児を少しでも解消しよう、年度、月を重ねるごとに待機児がふえてくる中で、いわゆる国基準の待機児であるなしにかかわらず、入れる人をふやそうということで考えたものができなくなってしまうという部分では、少しばかりつらい部分があるのかなというふうには思っております。

# ○池田福子委員

わかりました。働かなきゃいけないお母さんたちもふえていますもんで、本当に対処していただきたいと思います。

そうしましたら、76ページの生活保護のほうで

伺いたいと思います。76ページ、その他の分類の 方は減ったんですよね。199世帯から184世帯に減 ったということで考えればいいと思うんですけれ ども、これは就職がうまくいったというふうに考 えてよろしいですか。

# ○福祉課長

そうです。その他につきましては、当然、可能 世帯、就労が可能な世帯ということで、その中で 仕事が見つかって抜けていくという方がやはり多 くいるということですね。それが大半を占めてい ると思います。

ただ、通常全体の、これで言うと、184世帯なわけなんですが、この中でもほとんど働いてはみえるんですが、収入が少ないということで、ほぼ受けている方、そういった方で収入がふえて抜けていくという方も見えますので、そういったことで抜けていくと思います。

# ○池田福子委員

それで、その他の方の年代というのが幾つから 幾つまでと考えていらっしゃいますかしらね。

# ○福祉課長

実は、この時点、この3月末時点では少しちょっと数字が出ていなくて、申しわけありません。 今、8月末現在の数字が出ていますので、少しそれを報告させていただきます。

まず世帯数なんですが、431世帯、人数で言うと613名の方が保護を受けております。内訳としまして、高齢者の方についてが122世帯、それと障がい者、傷病者、ここで言うと3行目になってしまうんですが、108世帯、それと母子についてが30世帯、その他についてが166世帯に今なっております。

若干、3月からもまたさらに減っているという形でやらせていただいています。今のその他の166世帯について年代別で見させていただきますと、まず20代、10世帯、それから30代、29世帯、それから40代が40世帯、それから50代が60世帯、それと、あと60歳から64歳までの方の部分が27世帯という形で、やはり一番多いのが40代、50代、これで約6割の方がそこに集まっているというこ

とで、やはり就職等、仕事がなかなか見つからないということもあって、ここの率が高いような形でなっております。

以上です。

# ○池田福子委員

知立市はそんなことないと思うんですけれども、 全国的には生活保護の問題で非常にバッシングを 受けているんだろうとは思うんですね。いろんな 報道もされております。

ただ、働ける世代だろうと言われても、64歳で新しく就職しようと思っても、相手、なかなか受け入れ態勢がないんですよね、はっきり言って。 雇い主側からしたら、何で64歳の人を雇いますかということになりますよね。今、若者だって就職できない状態というのがあると思うんですね。

けさの新聞に、これは中日なんですけれども、いろんな国との比較も出しているんですけれども、これには日本の生活保護を受ける人は少な過ぎると言っているんですよ。ここですと、日本は1.6%なんですね。ドイツが9.7%というふうに出てきているんですよ。

いろんなことがあるんですけれども、そもそも 生活保護までの段階が短か過ぎると。失業して、 すぐ生活保護と、日本の場合は。そういうことが 多いわけですよ。ほかの国なんかでもそうですけ ど、雇用保険が手厚かったりとか、年金が手厚か ったりとかするんですけども、日本の場合は年金 も老齢年金とか、それからあれだけですと本当に 四、五万円という状態もあって、生活保護を受け ざるを得ないのに生活保護を受けて甘えていると いうバッシングが多いものですから、その辺のと ころをきちっと理解しないといけないと思うんで すね。

就労のことなんですけれども、就労、ケースワーカー、人数、減ったということなんですけども、ケースワーカーがふえて、1人当たりの人数はどのように変化しましたかね。

# ○福祉課長

生活保護の方の就労については本会議のほうで も話が出ていましたが、今現在、全体で言うと、 大体ケースワーカー1人当たり75世帯を受け持つんですね。一時的には100世帯を超えていたときがあったということに比べるとかなり人数をふやしていただいて、かなり一人一人について見守れるというんですか、そういったことが可能になってきたのかなという形ですね。

ただ、今の75世帯の中には、当然、高齢者の方、 障がい者の方、そういった傷病者の方で、本来本 当に働けない方とか、そういった入院されている 方も見えまして、全ての方が就労に向けてという わけでもありませんので、それについて、就労に ついてはやはりそういった本人を見させていただ いてということで、やっぱり働く意思のある方に ついてはそういう働きの紹介等もさせていただく ということでやらせていただく。

もしくはそれと、あと若い方で働けないという んですか、仕事を探していてもなかなか見つから ないという方については、いろんな就労支援員と いう方が見えますので、面接の指導から、そうい ったのをやらせていただいて、少しでも早く仕事 が見つかって生活保護から脱却できるような形を 進めさせていただいております。

以上です。

# ○池田福子委員

働くというのも一つの喜びでもありますもんで、 ただそれが、生活保護の期間が長くなるとどうし ても一歩が踏み出せないという方も多いもんです から、ただ働き始めてすごく生き生きした方も見 えるもんですから、こんなに元気だったんだと思 う方も見えるんですね。ですから、ぜひここのと ころは各個人の状態を見ながら進めていただきた いと思いますので、よろしくお願いします。

まちづくりのほう、ページ、93ページです。

失礼しました、商工の部分でまちづくりの3,800万円の補助ということなんですけれども、ここができたときのいきさつとかはいろいろあると思うんですけれども、そういうことを知らない市民のほうが圧倒的に多いと思うんですね。一番最初の立ち上げがこうで、公的なものがやるよりもちょっと委託して第三セクみたいにしてやった

ほうが出費が逆に少ないだろうということで立ち 上げたというふうには聞いたんですけれども、た だそれを知っている市民は圧倒的に少ないと思う んですね。

単にこれを見たときに、3,000万円の経常利益 がマイナスなんですよね。だから、その補塡のよ うに市民からは見えると思うんですけども、いか がでしょうか、これ。

# ○経済課長

まちづくりの補助金ですけども、知立まちづく り会社運営費補助金ということで、毎年ここのと ころ、3,800万円ずつ出させていただいておりま す。正直言いまして、駅前のリリオ、それから駐 車場等の、あそこの施設の運営費にかかってくる わけですけども、当初の建設のときのいきさつを 知らないと、なぜ3,800万円を毎年払っていくん だという話は多分思われる方はいらっしゃると思 います。ですから、うちのほうとしましても、な ぜこれが必要かということは、うちのほうの担当 としては理解しておるんですけども、一般の市民 の方が見られたときには、この額が多いんではな いかということを言われるのはごもっともかなと 思うんですけども、皆さんに理解してもらうしか ないのかなというような感覚ではございます。よ ろしくお願いいたします。

# ○池田福子委員

私が言いたいのは、要は理解してもらうように 努力ということになるんですよね。例えばこれ、 売り上げは5%以上減っていると、経費は35%上 がっていると、差し引きプラスすると40%減って いるんですよ。売り上げ、販売管理費、販管費が マイナスですね。ふえているわけですよ、販売管 理費が。売り上げは減っているんですよ。これが あれだとこれは破産状態なんですわね。普通で行 けばですね。

例えば営業努力というか、そういったものをしているならしているという努力を見せないと、市民が納得しないと。3,800万円といったら1日10万円以上の1カ月で100万円だとしても3,600万円ですよね。1カ月、100万円ずつポンポン積んで

いるわけですよね。1日、10万円と。以上。 ○経済課長

リリオに関しましては、昨年度、大規模改修等を行っております。リリオのコンサートホールと、それからパティオとの関連もあります。パティオのほうが後にできまして、それでリリオのほうもコンサート等の事業も一生懸命やっておりますし、それから駐車場に関しても、入る台数等が伸び悩んでおるのも事実で、それからコンサートにかかる方も伸び悩んでいるのも。

ただ、一生懸命やっておるのは事実なもんですから、今度、今あいていましたところに、岡信が入ってくるということで、それなりの収入がまた少し出てくると思うんですけども、これもずっとじゃないもんですから、しばらくの間ですので。

○明石委員長

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後4時59分

再開 午後5時10分

# ○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

# ○池田福子委員

済みません。ちょっと1分だけ戻りまして、先ほどの、保育園の定員の問題なんですけれども、 定員自体はそのままだけれども、待機児としては、 もし待機児を解消させようと思った場合は定員を ふやさなきゃいけなかったと。定員はふえないも のだから待機児は存在しますよということでよろ しいですか。

# ○子ども課長

存在しますよというか、定員が結果的に変わらなかったということを、先ほど説明したとおりなんですけども。本来それを広げようと、受け入れの数を広げようと思って南保育園を大きくした、猿渡も大きくなったというふうな形なんですけども、結果的に広がらなかったもんですから、定員が、変な話、イコールになるんですけども、そうなると待機児という問題では今までどおり出てくる可能性は十分にあり得るということだと思いま

す。

# ○池田福子委員

済みません。じゃあ、もとに戻りまして、例えば営業努力のようなことはされますか。どうでしょうか。

# ○経済課長

済みません。先ほど岡信の話、ちょっと間違え ましたんで、申しわけありませんでした。駐車場 の料金だけになりますので、お願いいたします。

まちづくり会社は営業努力を一生懸命やっておるというふうに私どもは思っておるんですけども、それをPRしていくようにお願いします。それから、市のほうとしましても、第三セクターがどういうものかということを一般市民の方にPRするように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

## ○池田福子委員

先ほど私は月100万円と言いましたけど、月300 万円ですね。300万円がごそごそと、1日10万円 ということですね。

PRするということなんですけれども、例えば 駐車場の入車台数が1,949台減少というふうに書 いてあるんですけれども、おおよそ2,000台なん ですよ。日に割っていくとかなりの数になるんで すけども、普通でしたらなぜ減ったんだろうから 考えるんですよ。なぜ減ったんだろうと、ネック は何だろうと、じゃあそのネックを取り除けばま た入るだろうという感じで一つ一つ問題をクリア していって、これで売り上げを確保しようねとい う感じで結びつけていくんですけれども、そうい うのは営業努力というのかどうかはわからないん ですけれども、これで何年もなっているものです から、いつまでも第三セクターで、だからこうい う状態だというのも経営している側としてはやっ ぱりちょっと、五、六年で脱するところもあるわ けですから、経営される方たちももうちょっと金 銭面、市民の負担にならないようにと考えていた だきたいと思うんですけど、いかがですか。

# ○経済課長

まちづくり会社の、一緒になる機会が結構あり

ますので、その機会に話をさせていただきたいと思います。

市も一緒になって考えないと、多分これは打開 できない内容じゃないかなと思いますので、よろ しくお願いいたします。

# ○池田福子委員

市民は、努力しているという姿が見えればいいわけなんですよ。実際にこれで利益がバンバン上がるというふうには思っていないと、文化のためだというのも理解している方が多いと思いますので、こういうふうに頑張っていて、こういう催し物をしたということが見えるという、そういう活動をしてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

# ○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

# ○坂田委員

2点ばかり、お聞きします。

成果報告書の57ページ、3款民生費、2目老人福祉費として、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるように努めましたとなっております。その中で、その次の59ページの家具転倒防止器具取りつけ事業、利用者は4人となっておりますが、この件は私の記憶するところでは、ここ最近3件、2件と来て、平成23年度が4件。3、2、4件。非常に、努めましたと言う割には寂しい数字が出ておりますけども、担当課長としてこの数字をどのように受け取られますか。お聞かせいただきたい

# ○長寿介護課長

今言われましたとおり、確かに大変少ない件数でありますので、何とかもう少しPRのほうをさせていただいて、あと取りつけられる方の対象者の方の枠をもう少し広げたいというような考えも持っておりますので、今、ひとり暮らし高齢者で、自分で取りつけができない方というような、ちょっとそういう縛りを入れておりましたけども、実はことしの4月から自分でつけられる方は、金具だけはお渡ししますよという形には変更させていただきました。

金具だけお渡しは今しているんですけども、それでもまだちょっとPRが足りないのか、それほど数字も伸びておりませんので、高齢者の方で希望される方であれば金具を何とかお渡ししていけるような形まで拡大して、これは人の命にかかわるようなことでございますので、ぜひこの制度を利用していただきたいなという思いはあります。

# ○坂田委員

後ほど私、その点はお聞きしようと思っておりましたけども、そういった形で今はおおむね65歳以上の高齢者世帯のみで取りつけが困難な人となっておりますが、今、長寿介護課長が言われましたように、そうしますと4月からは65歳以上で希望される方には金具を全ての方に渡すと理解してよろしいでしょうか。

# ○長寿介護課長

取りつけのほうは御自分でやっていただくという形にはなりますけども、自分で取りつけられる 方に対して、高齢者の方であれば御希望の方に金 具、4組までお渡しできますので、お配りさせて いただきたいということでございます。

# ○坂田委員

そうしますと、きょう、私、インターネットで そこら辺のところを引いたんですけれども、この 項目について、今、長寿介護課長が言われたよう なことはどこにも載っていないような気がします が、どうでしょうか。

# ○長寿介護課長

今、私が申したことは、金具をお渡しするということはこの4月からやっておりますので、そのように変更したのは広報でPRさせていただいておるんですけども、ただ条件は一緒だったんですね、ひとり暮らしの高齢者という。今後はそういうひとり暮らしとか、そういうことも取っ払って、高齢者の方で希望される方まで枠を広げてもいいのかなということで、それは今後です。

早急に、例えば10月、10月以降、10月1日の広報で今載るような、たしか準備をしておったと思うんですけども。そういう方にお配りしていきたいと、高齢者の方で希望される方には。そういう

ことでございます。

# ○坂田委員

そうすると、またそれは10月1日からということですけども、現状で申し込むにはどういった手続をするんでしょうか。そこら辺をお聞かせいただきたいと思います。

#### ○長寿介護課長

こちらのほうは窓口に来ていただいて、取りつけも含めて、取りつけられるから大丈夫という方については金具だけをお渡ししていまして、申請書を1枚書いていただくのみでございます。

# ○坂田委員

申請書1枚だけと言われましたけども、その申 請書はどういう申請書でしょうか、名目は。

# ○明石委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後5時21分

再開 午後5時21分

# ○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

# ○長寿介護課長

要綱のほうで、家具転倒防止取付申請書というのがございますので、取りつけを希望される方はこちらの様式、あと交付申請書という形で、交付だけでいいという方には交付申請書のほうを出すような形になっております。

# ○坂田委員

そこに広報の、ホームページに載っておりますところによると、家具転倒防止器具取付申請書、家具転倒防止器具取付配置図、家具転倒防止器具取付けに係る確約書、この3通を出すとなっておりますけれども、今の長寿介護課長の答弁と違うかと思いますが、そこら辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

# ○長寿介護課長

大変申しわけございません。取りつけ器具の配置を、取りつけを今、シルバーのほうに委託しておるわけでございますけども、こちらのほうにシルバーのほうを通して、取りつけまで希望される

方につきましては、今、委員のおっしゃられたと おり、確かに配置図と確約書、こちらのほうをや っぱり出していただくという形になっております ので、訂正させていただきます。

#### ○坂田委員

3通を高齢者の方に、書いて出せということは、 この書類を見た途端に恐らく申し込む方も後ずさ りするんでないかと。特に取付申請書、この5番 目に対象者及び世帯員の氏名、生年月日、続柄、 そういったことまで書けとなっておりますけども、 最近、我々の地元の居住者名簿についても個人情 報保護の観点から名前だけにしてくれと、そうい った生年月日とか、いろんな細かいことを書くこ とはまかりならんという意見が出て、そういった 名前だけの登録、年齢ぐらいは世帯主は書いても らいますが、これ、たかがと言ったら失礼だけど、 この器具を取りつけるのにここまで必要なんでし ょうか。そこら辺のところをお聞かせいただきた いと思います。

それともう一点、今、器具取付申請書に、2番 目として家具の種類及び数量となっておりまして、 またその次の配置図に家具の種類も書けと、同じ ようなことになっておりますけども、そこら辺の ところ、もうちょっと簡略化して、これ3枚も必 要ないと思いますが、そこら辺のところ、今後ど のように考えておられるかお聞かせいただきたい。

# ○長寿介護課長

今、委員がおっしゃられたとおり、確かに高齢 者の方で3枚の書類を全部調えられるのは大変だ と思います。ただ、実際、窓口に来られて、担当 の課で聞き取りながらこうやって書いていただい てはおりますので、何とか書類としての形にはな るんですけども、今先ほど私が申しましたことが まだ要綱の上で、今、全ての高齢者の方の、希望 の方には金具のみ渡すというようなことは、要綱 の上ではまだちょっと改正されておりませんので、 今、委員の言われた様式の少し簡素化、そういう のも含めて、高齢者の方にとって申請しやすい、 書きやすいような様式に、もう少しちょっと考え させていただきたいと、そういうふうに思います。

# ○坂田委員

ぜひそういった方向にしていただきたいと思い ます。

昨年度が4件ということですけども、今年度、 ここまでどういった数字が出ておるのかお聞かせ いただきたいんですが。最近、市長はいろんな集 まりのところで、挨拶の中で、ポケットにこの金 具を入れて、知立市の安心、安全の立場からこう いったサービスをやっておりますので、ぜひ皆さ ん、申し込んでくださいと盛んにアピールされて おりますけども。そういったアピールは市民に浸 透して、少しは今年度といいますか、ここまでで すけども、数字が上がってきているのか、そこら 辺のところ、わかっておればお聞かせいただきた いと思います。

# ○長寿介護課長

ちょっと具体的な数字は承知しておりませんけ ども、申請があると私ども、私の決済になるもん ですから、その記憶で申しますと、今年度も非常 に少ない、まだ数件の状況だというふうに思いま す。

# ○坂田委員

市長のアピールがそこまで浸透していないとい うことですね。

ちなみに、取りつけに器具は当然無料でござい ますが、市が業者といいますか、そういったとこ ろから買い受ける場合、金具は幾らぐらい、いろ いろピンキリだと思います。種類もあるかと思い ますけども、大体幾らぐらいするもんなのでしょ うかお聞かせいただきたい。

# ○長寿介護課長

今、市でお配りさせていただいておるものは、 大体たんす1さおをつけますと、4カ所つけます ので600円ほどかかりますが、これ、たくさん注 文すれば当然単価は下がってくると思いますけど も、今、件数が少ないもんですから少しずつの注 文ということでこのような単価になっております。 ○坂田委員

4つで600円ということは1個150円ということ で、大体カーマとかコーナンに売っておる、私も 買ってきて取りつけておるんですけども、安いやつはやっぱり簡単にグニャッとなっちゃうんですよね。そういった点で今、市民の方からは、そういったものを見たときに、知立市が配布しているものを見たときに、もう少しいいものを採用すべきだ、取り入れるべきでないかという、そんな意見もありますけども、そこら辺のところ、現状の150円ぐらいのものでいいと考えておられるのかお聞かせいただきたい。

# ○長寿介護課長

それでいいというふうに考えておったわけではないですけども、買い置きがあったものを今そのまま使わせていただいておるわけですけども。金具が今、委員が言われたようなちょっと問題があるようなことであれば、それは大変よろしくないので、今つけていただいておりますシルバーさんのほうにもちょっと確認させていただきますけども、金具としてたんすの固定ということに対して、それで強度のほうは大丈夫かどうか一度確認させた上で、もし改善が必要であれば、必要であるというようなことになればまたちょっと考えさせていただきたいと、このように思います。

# ○坂田委員

ぜひシルバーのほうの方には元大工さんとか、 いろんなそういった専門職の方も見えるわけでご ざいますので、そこら辺のところはまた十分検討 していただきたいと思います。

先ほどの事業の、昨年2万2,680円となっております。今、家具は大体600円ということですもんで、4件であれば四、六、2,400円ぐらいかなと思いますけども、単純に。4件で2万2,680円、ここら辺の内訳をお聞かせいただきたいと思います。

# ○長寿介護課長

こちらのほうはシルバーさんの委託料ということでございますので、大体2人で、1時間で1,890円という形で、3時間で5,670円になりますけど、これの4倍ということで、ほとんど人件費ということでございます。

# ○坂田委員

ということですが、例えば私の地元では、自主 防災会でつけますよというアピールもしておるん ですけども、そういった場合、今、市からは金具 をいただくということはまず不可能なわけですけ ども、今後そういった形で地元の自主防災会とか 何らかの団体がつける場合、市からそういった、 先ほど無料にするという、高齢者全て無料にする ということですけども、そういったところに支給 される、無料で支給される、そういったお考えは ないでしょうか。お聞かせいただきたいと思いま す。

# ○長寿介護課長

高齢者、一応私どもは長寿介護課ですので、私 どもの予算の範囲で購入したものをお配りするの は高齢者の方になると思いますけども、申請され る方が高齢者の方でなくても、それを高齢者の方 のところにつけるということで、そういう条件の もとに申請される方、自主防災会の方でこういう ところの、例えば4件をつけるんだということで 4件分ということの申請をいただければ、そうい うのにも対応していくべきではないかなというふ うには思います。

# ○坂田委員

ぜひその方向でお願いしたいと思います。

もう一点だけお聞きしますけども、86ページの 4款衛生費の2目塵芥処理費、これに関しては、 田中議員の質疑の席においていろいろ説明いただ きました。小型家電のリサイクル率を上げるため に、将来は全市的に取り組む。そして、また電気 で動くもの、そしてまたこの8月から新たに実施 した地区、この地区はちょっと私が聞き間違えて おったら失礼ですけども、新地町、西町、牛田町、 昭和9丁目で小型家電の収集を始めたと報告があ ったと思いますが、試験的に4町を始めた、この 4町を決めたのは、どういったことに基づいてこ の4町をスタートしたのかお聞かせいただきたい と思います。

# ○環境課長

この4町に決めさせていただいた理由につきましては、今、ごみ減量推進員さん3名見えるわけ

ですが、それぞれの町内会の集積場を回って、いろいろ問い合わせ等に対応させていただいている方々に、今回、小型家電のリサイクル、市のほうも取り組んでいきたいんだけど、ただ、いわゆるどれだけの量が、どれだけの大きさのものが、実際分別についても問題があるかどうか、いろんな、最初いっせいのせでやる前に、例えばコンテナの量だとか、人員の量だとか、いろいろ未知数のものがありました。

特に昨年、ガラスと陶器、こちらの分別を始めたときに各町内会からもいろいろまた手間がふえるというようなお叱りもあったもんですから、試験的にやりたいということでごみ減量推進員さんのほうに、現場を一番よく熟知されている方に、一番適当な町内会、場所はどこだろうということで御相談して、その中でこの4町が上がったもんですから、じゃあ適当な広さもあるし、何とかこの町内ならやってくれそうだよということも含めて選定させていただいたところでございます。

以上です。

# ○坂田委員

この8月から試験的に始めたわけですけども、 試験的に始めた理由は、平成24年の8月、ことし の8月、国会で成立した小型家電リサイクル法に 基づき、また来年4月からこれが施行されると聞 いておりますが、そこら辺に基づいて今回試験的 に始めたのか、そこら辺のところをお聞かせいた だきたいと思います。

# ○環境課長

小型家電のリサイクル法につきましては、先の 国会で可決成立させたということです。ただ、施 行につきましては1年以内にという条件がたしか ついておったと思います。

実は、現時点でも試験的にというか、国のほうがモデル事業として全国のいろんな主要都市、手を挙げた地域、自治体のほうで既に試験的に取り組んでいるところもございます。

私どもが、委員が仰せのとおり、家電リサイク ル法ができて、議会でも質問がレアメタル等の、 そういった金山が眠っている場所が、眠っている ということもありまして、市としてはぜひともこれを進めていきたいと。リサイクル率を上げるためにも進めていきたいという前提の中で、これを一つのきっかけとして、法律の施行を一つのきっかけとして、今、試験的でやっておりますので、法律の施行に合わせてすぐやれるかどうかというのはまだちょっと検討が必要かと思いますけど、そういう前提で試験的に行っているのは事実でございます。

# ○坂田委員

当初、将来的な全市的で始めるという、質疑の 席ではありましたけども、今の環境課長の答弁で は、まだ来年の4月からは決めていないというこ と、決めていないわけでしょうか。私が推測する には、法律が施行された時点から全市的で知立市 で始めるために、試験的に今4町でやっていると 理解しておりますが、そこら辺のところ違うんで しょうか。お聞かせいただきたいと思います。

#### ○環境課長

失礼しました。やっていきたいという意思がご ざいまして、施行に合わせて当然やりたいと思っ ております。

ただ、試験的にやった内容で4月からやりたいんですが、すぐさまできるか、今、8月からやっていることですので、ちょっとまだデータが不足しております。何とかやっていきたいとは思っていますが、最終的な決断はそのデータをもとに、やり方を工夫して、予算措置等も伴うと思いますので、そこら辺を踏んだ上でやっていきたいと思います。

# ○坂田委員

8月から私の地元でも不燃物回収の日に小型家電を収集しておりまして、8月は環境課長も現場に足を運んでいただきましたけども。昨日も、やはり不燃物の回収のときに、私の地元ではかごに4つ、小型家電が回収されましたけども、小型家電というか、何かぐちゃぐちゃですね、ある面では。どこまでが小型家電か、そこら辺を市民の方はいまいちわかっておりません。

そこで、今、回収は、ほかのものは知立衛生が

回収しますけども、小型家電に関しては市の職員が回収していると思いますけども、将来的には専門業者に回収させる、そういったお考えはないのか、そこら辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

# ○環境課長

委員がおっしゃったとおり、実はそういった考えもございまして、そういった金属類の回収業者さんにもいろいろ問い合わせをしている状況でございます。無料でそれが回収できれば、市のほうにお金が入る入らないは別として、リサイクルが進んでいくということで、市としてはいいことだと思っております。

ただ、今、委員がおっしゃったとおり、箱の中がかなり乱雑になっているのも事実でございます。 それをこの状態でそのまま持っていっていただけるかどうかというのが、ちょっと今、正直言って課題ということにはなっております。ほかにも幾つかちょっと課題はあるんですが、そこら辺を見きわめた上でいろいろ対抗策をとって、一番いい形は今おっしゃったように、無料で回収していただけるのが一番いいと思いますが、少し問題はあると思っております。

# ○坂田委員

回収の状況は先ほど申したように、いろんながらくたも入っちゃっているんですけども、現実に家電のリサイクルのために、地域で、例えば私の地区でもですけども、8月から試験的に始めたんですけども、それに対して、地元に対してどのような周知を図られたのか。あそこにいる世話をやく方々ですけども、ほとんどの方がわかっていないんですよね。もうちょっとそこら辺のところを周知するか、それなりの看板をつくるとか。今、看板はかごに取りつける、ああいうのとか、ドライヤー、何かの絵がついてある、あれだけですよね。もうちょっとわかりやすい看板なり何なりを設けるべきだと思いますけど、そこら辺のところ、どうでしょうか。

# ○環境課長

確かに委員がおっしゃるとおり、今、青いコン

テナにパネルというか、小さな絵を描いたものを 入れているだけです。これは、非常に小型家電の、 これは何が小型家電かということがなかなか難し い部分もございまして、私どもが最初これを取り 組むときに、電気を使うもの、もしくは電池で動 くもの、これが一番簡単じゃないかと、まずそれ でやってみて、例えばパソコンだとか、そういっ た、これは本当にPCリサイクル法というのがあ るんですけど、そういったものがどうも国のほう も明確にこれはやっちゃいかんよと言っている部 分もないわけですので。

例えばパソコンでも廃パソコンと言って、PC リサイクルにメーカーで引き取り料が払ってない ものだとか、自作したものだとか、そういったも のを実際に集めているところもあるようなもんで すから、きちんとした情報ではないんですが、い ろんな定義がございまして、その辺の分別が難し いということは感じております。

そこら辺、委員の御指摘のとおり、もうちょっと表示の仕方、あと内容の、分別の仕方の検討を もうちょっと深くやっていきたいと思います。

# ○坂田委員

ぜひお願いしたいと思います。

それと、なぜ小型家電の回収を知立市が取り組んでいくのか、そこら辺、なぜやらなきゃいかんのかということも現場の方々はいまいちわかっておりません。今までああいったごみで入れておったのをこの8月からなぜ分別をやらなきゃいかんのか、そこら辺のところもまた説明していただきたい。

そして、8月から試験的にやっているわけで、 先ほど申したように、昨日もかごに4杯、たまた ま私の地区ではそういった収集をしたんですけど も、8月以降の収集された小型家電は既に何らか の形で業者に販売しているのか、あるいは市のど こかに一括で保管されているのか、そこら辺のと ころをお聞かせいただきたい。

# ○環境課長

市の職員が回収してきたものは、不燃物処理場において、今現時点でも不燃物の中からシルバー

の業者が不燃物の中から小型家電に相当するもの は職員で分けて、一つの一角に運んでおります。 それのルートに乗せております。

ただ、記録をとる都合上、写真をとらせていただいて、どんなものがあったかということは記録をとってからそういった形に、そのルートに乗せて業者に売っております。

以上です。

# ○坂田委員

8月から試験的に実施して、当初予測した量、 またそうして予測したような現場での混乱とまで は言いませんけども、現場のいろんな意見、出て いると思いますけども、そこら辺のところはどの ような形になっているのか、どういった意見、ま た、そして当初の予測とどうだったのか、そこら 辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

# ○環境課長

始めた当初のときに、どうやってやるんだという話がやっぱり一番多くて、電池で動くもの、電気を使うもの、この2つに決めた当時、ちょっとバタバタした時期がありました。

その後、ちょっとまだきちんとした検証が、記録はとってございますが、済みません、まだこれからもうちょっと精査して、いろいろ問題があるかとは思いますので、これからちょっと整理させていただきたいと思います。今現時点では、済みません、まだ明確に問題点等は把握してございませんので、よろしくお願いします。

# ○坂田委員

最後に1点をお聞きし、終わりますが、今回こういった小型家電のリサイクル法で、小型家電を収集、各地区で将来的にですけども、全市的にこれが実施された場合、今、古紙回収は売却益がそれぞれの町内に還元されておりますけども、そういった古紙回収、古紙のように売却益といいますか、それを収集した町内に還元する、そういったお考えはあるのかないのかお聞かせいただければ。

# ○環境課長

これもまた今後やっていく事業でございますの で、今、委員のおっしゃった、確かに古紙回収が 進んだのは皆さんが取り組んだ結果だと思っております。そういった利点もあるということはお聞きしていますし、先ほど言ったように無料で回収という部分、業者が全てやってくれるという、そういった部分もメリットを感じております。いずれにしても、ちょっとこれから検証して、一番いい形にしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

# ○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

#### ○高木委員

主要成果報告書55ページ、リリオ出張所利用者 状況ですけれども、こちら、去年、平成22年度は 来客数が1万122人で、平成23年度におきまして は8,796名というふうになっております。

先ほどリリオに関しましては駐車場のほうも大変利用者も減った。百均が前はあったんですけど、オレンジというところもなくなったということで、いたし方がないとは思うんですけれども。ここ、リリオの出張所、もう少し利用者がふえると私はいいと思うんですけれども、何か市のほうとしては利用者がこのままでいいというふうにお考えなのか、これでいいじゃないかと思ってみえるのか、もう何かちょっとやろうと思ってみえるのか、その辺のところをちょっとお聞かせ願いたいんですけど。

# ○市民課長

リリオ出張所につきましては、平成21年度から 税務課が開始しましたコンビニ収納、その影響で 確かに毎年減少しております。一時、多いときは、 多いときというのは平成20年度、要するに平成20 年度のときは1万5,395人の方がリリオ出張所を 利用されました。その後、委員が言われたように、 平成23年度は8,796人と、かなり減少しておりま す。

そうした中で、私のほうは、市民課としては、 住民票、またそれから印鑑証明、そういったもの を実は発行しております。交付しております。そ うした中で、税金は確かに税務課のほうがそうい った形、また、し尿券については衛生課の管轄に なりますので、それを一括して市民課のほうがやっているわけなんですけど、その中でちょっと戸籍みたいなものを発行したいという話をしたときに、やはり今あそこは正職員じゃないもんですから、それはできないよという話がございまして、それをちょっと断念した次第でございます。

ただ、今後やはり利用客がふえるためにはどう したらいいかということで考えておるわけなんで すが、まだ、ただ、今いい方策がなっておりませ んので、今後検討していきたいというふうに思っ ております。

# ○高木委員

リリオの出張所に関しては、市民サービスの一環として始められたところだと思います。土曜日、日曜日に市役所で、知立市転入転出等をできるといいなと私は思います。市によっては第4日曜日なら日曜日、土日はこの出張所でやりますよというようなところもあることを他市のホームページで見ました。

今、ここは嘱託職員でやっているからというふうにおっしゃったんですけれども、休日の窓口を庁舎で第4の土曜日、日曜日に月1回開いてみえて、納税外国人に対するサービスもしてみえるということなんですけれども、リリオ出張所においても曜日を決めて、土曜日、日曜日、市役所のほうはやっておりませんので、何かそこで転入、転出、若い子たちは働かなければならない、引っ越してきたのに会社を休んでここへ、市役所のほうへ届け出をしなければならないということで、大変困ってみえる声もよく聞きますけれども、市民サービスの一環としてそういうことは実施できないものでしょうか。

# ○市民課長

リリオ出張所のほうで転入転出、そういった事務をしたらどうだというお話なんですが、そこへ 正職員を派遣しても、実質的に土日また祝日、そこはほかの市町村が休んでおります。そういった 関係で、やはり転入転出、そういったものを取り 扱うには、やはりほかの市町村とのかかわりがないと、やっぱり勝手に受けて、あと間違ったりな んかしているところもございますので、再度前住 所地を確認して転入転出、そういったものを私の ほうでさせていただいておりますので、そこの出 張所の中で土日の転入転出というのは、ほかの市 町村もなかなか受けづらいというところもござい ます。

その辺をやはり御理解いただいて、終日土日は やはりほかの市町村が休んでおりますので、普通 の月曜日から金曜日までの中でそういった事務を 取り扱っていきたいというふうに思っております ので、よろしくお願いしたいと思います。

# ○高木委員

私、調べましたら、近隣ですと岡崎市がやっているなということを目にしましたので、私のほうも一度岡崎市のほう、そういう今お話を聞きまして、そういう難しい問題があるんだなということで勉強させていただきまして、ありがとうございました。私もまた今後勉強して、リリオに少しも多くの利用者さんが来られるように宣伝していただきたいなと思います。

次、ページ、58ページ、民生費の中で2目老人 福祉の中、軽度生活援助事業についてお聞きいた します。58ページ、軽度生活援助35人となってお りますけど、これ、実人数になっておりますけど も、実際は何名ということでお聞きします。何名 というのは、これ、重なって名前が出ていると思 うものですから。

# ○長寿介護課長

こちらに載っております実人員は前年、平成23 年度4月から3月までの間に、例えば4月だけ利 用された方、7月から新たに使われた方、いろん な方が見えると思いますし、継続して使われてい る方もあるんですけど、1回でも使われれば1人 とカウントしまして、このサービスを利用した方 の実際の人数でございます。

# ○高木委員

35名のうち6カ月以上の方は何名でしょうか。

# ○長寿介護課長

3月末の段階で、3月末、年度末でございます けども、このときに利用されていた方は15人の方 が利用されておりまして、そのうち10人の方が6カ月以上継続して使ってみえる方でした。

# ○高木委員

軽度生活援助の要綱の中に、軽易な日常生活援助を行うことに自立した生活を継続するための援助を行い、要介護状態への進行を防止するというような要項が出ております。この要項をずっと読んでいきますと、事業の利用期間はおおむね6カ月間。いつも私はお聞きしますけども、病院から退院したときに、介護認定を受けていないからへルパーが利用されていない人に緊急に使える、これはそういうものなんですけども、5年以上この契約でこの制度を使ってみえる方が現実におられますけれども、このことについてはどんなふうに思ってみえますかね。

# ○長寿介護課長

要綱、これは6カ月というふうに変えたのが平成22年度のときに要綱改正させていただいたというふうに思いますが、実際この制度は、ずっと末永く使っていただくような考え方のものではなくて、やはり短期間、一定の期間において、その期間だけを支援していくという制度だというふうに思います。

何年も使われているということで、かといって その方が要介護状態にあるかないか、一応要支援 以上の認定を受けている方はこのサービスを使え ませんので、そういう状態ではないけども、やは り一定の支援が要るという方に関しては、6カ月 を超えても、これが1年になったとしてもやむを 得ない部分はあるかなと思いますけども、その辺 の見きわめはきちんとしていかなきゃいけないな というふうには思います。

# ○高木委員

この制度ですけれども、非常に格安なんですね。 格安だから、利用者にしてみれば介護認定を受け るよりもすごくお得という感じで、これを皆さん が使いたいなという、本当に使いたいという人は、 これはシルバーさんに委託しているものですから、 シルバーさんがもう人がいっぱいでやれんよと、 そういうことになってきているんですね。 現状をもうちょっと考えて、6カ月というふうに、これ、決めてあるなら6カ月で切って、そして次にシルバーさんのほうに、シルバーさんのほうがちゃんと生活援助してくれるので、その方向にどうして、これをだらだらと使っている人は、私はどうもそれが、私はヘルパーとして働いているんですけれども、本当に不思議な現象なんですね、これ、知立市。

このままずっと今のお話だと、困った人はずっと使っていかれるということですか。

# ○長寿介護課長

あくまで要項上に沿った形で、要項に該当する 方はということでございますけども、もちろん今、 委員のおっしゃるとおり、これはある程度一定の 限られた期間というのが大前提だというふうには 思いますので、私どものほうも在宅介護支援セン ターの協力を得ながら、今、軽度生活、このサー ビスを使っておられる方、本当にまだこれが継続 的に必要なのかどうかというのは随時チェックし てくださいというふうにはお願いしておりまして、 8月末現在、今このサービスを使っておられる方 は12人でございます。

市の中で12人がこの制度を利用されているわけでございますけども、3月末に10人おられた継続利用者、今は6人にまで減っておりますので、今後もう少しこういった、今、委員がおっしゃられるように、きちんと判定して、確かに介護サービスを使うよりもこれは安い、安いというか、そういう表現がいいのかどうかわかりませんけども、実際ホームヘルパーさんを使われるよりもこのほうが低い金額で利用できるというようなことにはなっておりますので、損得でこちらの制度を利用するというような、そういうことがあってはならない、そういうふうに思います。

# ○明石委員長

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後5時58分

再開 午後6時09分

○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

# ○市民課長

済みません。高木委員からの、先ほどの岡崎市の話なんですけど、ちょっと済みません。私のほうが認識不足で、土日にやっていないというお話をさせていただきました。ただ、ホームページを見ますと、岡崎市、毎月第1土曜日の午前中に住民異動届や印鑑登録の手続を行う休日届け出の窓口を開設しておりますということになっておりますので、ちょっと私の言ったことをここで訂正させていただきます。

それと、ただ、土日に市役所なり、そちらのほうで窓口を開設したとしても、例えば子ども課だとか学校教育、また、要するに子供さんが見えた場合は転入だとか、要するに学校の届け出だとか、それから保険、また児童手当、子ども手当の関係だとか、また水道、そういったものがやはり開いていないと、土日に受け付けをしても再度普通の日に来ていただくという形になりますので、結果的には市民の方に御迷惑をかけるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

# ○高木委員

どうもありがとうございました。

しかし、窓口があいているということで市民の 方は安心される、どうしてあいていないかなとい うことを私も聞いたことがあります。きょう、先 ほどの説明を聞きまして、相手の、要するに他市 から引っ越してきても、今まで住んでいたところ の市役所があいていない限りは確認がとれないと いうことでよくわかりましたので、またそのよう に聞かれたら、聞かれた方には説明したいと思い ます。

あと、先ほどの軽度生活援助に関しましては、 もう一度だんだんと今、利用者、必ずこの要綱に のってということでやってくださっているという ことで安心しております。

次に68ページ、先ほども条例のほうでお話がありましたけれども、福祉施設管理運営費というところに高齢者福祉、一番下段になりますけども、

八橋老人憩の家がありまして、ここに利用者 6,073人、そして一月に506人の方が使われたんだ よという、こういう統計が出ておりますけども、 この方たちが先ほども八橋の公民館よりも狭くな るよということで、この方たちが今活動してみえ た活動が八橋の公民館に移ることによって、活動 が縮小しなければならないというようなことは、 そういう心配はないですかね。

# ○長寿介護課長

今の老人憩の家、八橋は15畳の和室が3つございまして、かなり広いわけでございますけども、大体それを全部使っておるわけではなくて、大体主に使っている部屋があって、あとカラオケをしたりする部屋で使ったりということで、1日平均にしますと20人程度でございますので、その20人の方がそこでカラオケをしたり、囲碁将棋をしたり、お話ししたりするということであれば、八橋の公民館、新しい公民館で、その辺のところをもちろん町内の方もというか老人クラブの方も考えた上で、こちらで活動するというふうなお申し出の上でこういう形になっておりますので、その辺は大丈夫だというふうに私は理解しております。

# ○高木委員

八橋公民館のほうでやるよという申し出があったといっても、ここが閉鎖になるからそういうことになってきたのではないですか。

# ○長寿介護課長

ここが閉鎖になるということだけではなくて、 今度新しくできる公民館、こちらのほうに拠点を 移したいという申し出、これは区のほうから、区 長さんのほうからございまして、その上でもとも とあそこは日吉山王社の土地、八橋町の土地でご ざいますので、更地にしてお返し願いたいと、こ ういう区長さんからのお申し出がありました。

# ○高木委員

八橋の老人憩の家ですけども、近くには文化広場もあります。文化広場は市の施設でお金が発生するんですけども、もしも八橋の公民館と何か重なることがありましたら、市長、減免にて無料ということで、老人会の活動が活発に行えるように、

減免ということをいざというときにはそういう措置を考えていただけますでしょうか。

#### ○林市長

今回、憩の家、本当に皆さん、長らく使ってみえて閉鎖ということであります。文化広場の減免、いきなりちょっとということでありますので、一度内部で、今回閉鎖する、そうした中で活動ができなくなっていったときにという話ですよね。そのあたり一回担当のほう、また老人クラブの役員の方々、当然しっかりと真摯に声を聞いてやっぱりやっていく。やっぱり暫定措置というのも必要かなと、いきなり今までやっていた形から手狭になっていく、場所的に。勘考してやっていかれると思うんですけれども、どうしてもという話があったときにはやはりしっかりと聞かせていただいて、また担当とも話をさせていただいて検討していくことかなと思っております。

# ○高木委員

今まで使ってみえた方たちが今はいいですよと 言うけども、いざとなったときにまちの行事と老 人会のほうの行事が重なった場合は、今まで続け てみえるということはとても、継続されることは 立派ないいことだと思いますので、高齢者のため に、自立のためにぜひともそういう優遇措置とい うか、そういうのを考えていただきたいと思いま す。

続きましてページ、95ページ、観光費の中で、 ミスかきつばた。風間議員から以前もありました けれども、男女共同参画の時代にあって、知立市 はミスかきつばたをまだ継続されていくというこ とでしょうか。

# ○経済課長

ミスかきつばたのコンテストですけども、長年 やってきておりまして、歴史と伝統があります。 中日社協の方もミスかきつばたを継続してほしい というような形で今実施しております。

いろんなミスかきつばたの、なくすという方向では、来年度は考えておりません。継続してやっていく方向でまだ検討しております。やり方に関しましては少し見直さなければいけないのかなと

いうところはあると思いますけども、今後の検討 課題でございまして、ミスかきつばたをやめる方 向、安城市の親善大使のような形も今は新しいや り方があります。ですけども、知立市に関しまし てはミスかきつばたを継続していきたいと考えて おりますんで、よろしくお願いいたします。

# ○高木委員

平成22年度のミスかきつばたの応募者数、そして平成23年度の応募者数、減っておりますね。今年度は何人の応募者でしたでしょうか、平成24年度は。

# ○経済課長

ことしの応募者数は、非常にことしも少なくなりました。当日欠席された方が非常に多かったものですから。平成22年度が60人、平成23年度が56人、ことしはそれよりもまた少なく応募者数はなっております。

減少していることは事実ですけども、伝統ある ミスかきつばたというお祭り自体、かきつばたコ ンテストは来年度またやっていきたいという方向 で今検討させていただいています。

# ○高木委員

何人でしたか。

## ○経済課長

具体的な人数はちょっとここに持ってきており ませんので、また後で報告させていただきます。

#### ○高木委員

伝統あるミスかきつばたということですけども、 伝統、伝統と言って、今から何か、何回もおっし やって、伝統があるからそのままずっとこれを続 けていくのか。応募者数が減っている。私はこれ をやめなさいというか、やめてくださいとは言わ ないんですけども、ミセスでもとても美しい方が あります。そういうことをいうと何か私もミセス なんですけど、そういう意味じゃなくて。本当に 若いお母さん、ママたちで、え、ママという、そ ういう、じゃあ来年から私、提案なんですけれど も、ミス、ミセスとか、要はミスだけに限定する、 そういう、人数が集まらないから、例えばそこに 八千草薫のような人が、吉永小百合のような人が、 年齢の人が来ても、これはすごくいいんじゃないですか。

かきつばたの、私、ミスかきつばた、美しいかきつばたでもいいんじゃないですか、別に。今、これをスッと言っちゃったんですけど。でも、本当にミスに限ってもだんだん応募者数が減ってきているというのが、前回からもずっと続きで、ごみゼロのときの集客、皆さん、参加人数が減っただとか、よいとこ祭りの参加人数が減ったとか、ちょっとこれ、ここで平成25年度はミスじゃなくてミズで行こうと、そういう感じでいかがでしょうか。

#### ○経済課長

いろんな意見をお伺いして検討させていただきますけども、ミスかきつばたコンテストのやり方自体にも問題があるという御発言もありました。 それから、ミスを続けていくのもどうかというお話もたびたび伺っております。担当としましてはまた検討させていただきますので、よろしくお願いいたします。

#### ○高木委員

検討させていただくということで、未婚、既婚にかかわらず、来年度からはそうやって私もひょっとしたら応募できるかなということで。それは冗談ですけども、本当にもうちょっと広き門というんですか、もうちょっとかきつばたを皆さんに知ってもらうためにもう少し、これ、もしもミスじゃないだけにすると私はもうちょっと話題性もふえるような気がします。本当に考えていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

# ○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

## ○稲垣委員

二、三点だけお願いいたします。

主要成果報告書の85ページ、公害苦情件数ということが載っておりまして、米印でその他のペットのふん害、生活音とありますが、ペットのふん害についてちょっとお聞きします。

最近、我が町内でも野良猫の問題が大変取りざ たされております。そうしたことで野良猫のふん 害だとか、夜中の鳴き声ですとか、そういったようなものについても苦情というのは届いているか、ちょっと教えてください。

## ○環境課長

環境保全係のほうに確かに猫のふん害、鳴き声 というのもあったかと思うんですが、猫のふん害 につきましては苦情が寄せられております。

#### ○稲垣委員

これはもう随分前から野良猫においしい御飯を やって、そういったことで、猫は大体4カ月、5 カ月で繁殖期を迎えてどんどんふえていくという ことは申すまでもないことなんですけど、たまた ま動物愛護の方から東京千代田区の事例が案内さ れました。野良猫の殺傷、今は全国で毎年、犬猫、 殺処分ですか、約30万匹くらい殺処分されている ということであります。

中でもその方法、 $CO_2$ 、ガスで殺処分ということをよくお聞きするわけですけど、動物たち、子猫、子犬というのは、呼吸がすごく小さいために、3割ぐらいがまだ死んでいないときにそのまま燃やされるということをよく聞くんですよ。

これはちょっと本題から違うかもしれないんですけど、知立市も野良猫対策といいますか、そういったことに対して、先ほど申した東京千代田では13年間、前から取り組んでこられて、猫の殺処分ゼロというのを目指してこられまして、2010年3月から今日まで継続されているわけですよね。こういった情報については把握されていますか。ちょっとお聞かせください。

# ○環境課長

東京千代田区ということに限って言えば、済み ません、承知しておりませんが、それは地域猫制 度のことでしょうか。

地域猫制度につきましては、一番近いところでは高浜市が実践されております。 県内でもやって みえるところが、これは県の動物保護管理センター、こちらのほうに協力をしていただいて実施しているところがあるということは承知しております

以上です。

#### ○稲垣委員

そうですね。高浜市は取り組んでみえます。

命の大切さということは、先ほど子ども条例、 いろんな声が出てきたんですけど、本当に猫、犬 というのには本当に罪がないんですよね。これは 我々人間社会の中でかわいい、かわいいと言って、 さっき言ったように餌を与えて、都合のいい時だ けですよね。

これはぜひ知立市も千代田区に倣えということになるかもしれません。でも、大切なことだと思うんですよね。これは時間がかかります。これをぜひ積極的に取り組んでいただきたい。予算の点もあると思います。この辺はどうでしょうか。お考えを聞かせてください。

#### ○環境課長

地域猫制度につきましては、県の動物保護管理 センターのいろんな機会で説明を受けることもご ざいます。ただ、高浜市が成功する、している、 しないというのは、ちょっと今、私は、それは明 言できないんですが、いろんな問題点があるとい うことを保護センターから聞いております。

それはひとえに地域の方の御協力が前提であって、地域の方、その中にお一人でもお子様が餌を与えたりだとか、猫をかわいがっている方がそこまで見えて、公園に見えて餌をやったりだとか、それを見て見ぬふりをしたりとか、いろんな地域の方が本当に同じ方向を向かないとこれはうまくいかないんだよということは聞いております。

それと、かなりの数の、去勢避妊の手術を伴います。動物保護管理センターもぜひとも取り組みたいというところがあれば御相談を受けるとは言っておられますが、知立市の中でそこまで地域の結束が得られて、本当に成功するんだろうかという、若干ちょっと心配な点もございますが、委員がおっしゃるように、それで千代田区のこともちょっと調べてみまして、成功例はどんなことをやって成功したのかというところも研究させていただいて、今後の課題とさせていただきたいと思います。

以上です。

#### ○稲垣委員

もう一個、本当に残酷な話で、実は私も友達から紹介されました。タマネギのネット袋に、生きた猫ですよ、これ、生きた猫をぎゅうぎゅうに詰めてそのまま放置してある。中には当然死んじゃうのもいるんです。こんなのを見たときに、ちょっときょうは熱くなっちゃうんですけど、冗談じゃないやというふうに思ったんですよね。

そういうのを見る中で、今いろいろ課題は言われました。高浜市のほうからも課題を聞きました。 今、環境課長が申されるように、地域の協力、本 当に飼い主のいない猫問題は行政だけでは当然解 決できるものではない、これは申すまでもありません。

特に獣医さんだとか、ボランティア、また本当に地域の人たちが連携して、そういったものが不可欠で、獣医にお願いして、不妊、去勢手術、こういうようなものになってくるんですけど、一代限りの命を見守っていこうということで、さっき申された地域猫、やっぱりそういうことをまちとしても優しいまちといいますか、そんなようなことも動物に向けてもぜひ検討していただきたい。これはお願いしておきます。

次に行きます。87ページ、再生資源回収報償金、ここに登録団体が51団体、古紙が1,500トン余ですよね。報償金といいますか、古紙の回収の方法にちょっとお聞きします。

これは、実際、事業所から出る古紙ですよね、 段ボールとか。こういうようなものも一緒に回収 しているようなところを聞くんですけど、これに ついては容認しているといいますか、これは事業 所ごみでもいいんですかね。教えてください。

## ○環境課長

古紙の再生資源の回収につきましては、町内会だけだったものが、子供会を含めていろんな団体が参加していただいたおかげでかなり実績を上げていることがわかります。その中で、今ちょっと御指摘の事業系のごみが、団体の中で取り扱われているということでしょうか。

本来、事業系一般廃棄物につきましては、事業

者の責任において処分等していかなければならない。ただ、資源ごみについてですが、こちらにつきましては、済みません、ちょっと今、私、これがいいことなのか悪いことなのか、ちょっと今即答できませんので、ちょっと後ほどお答えさせていただきたいと思います。

#### ○稲垣委員

これ、資源回収はすごくいい、本当にいいことだと思っています。しかしながら、その辺を明確に、オーケーならオーケー、ノーはノーとこれを明確にしていかないと、たしか自分の記憶の中では事業所から出るものに関してはノーということだったと思うんですよね。それ、またよろしくお願いします。この件はこれで結構です。

次に、91ページ、ここに、ちょっとこれを教えていただきたいんですけれど、農業振興指導事業、ここに花き温室園芸組合と、それから果樹生産組合、それからもう一個、グリーンセンター知立産直部会。済みません、知立市の中に花き温室園芸組合と果樹生産組合、これ、私は長いこと住んでいますけど、今幾つぐらいの組合といいますか、組合員、もし御存じでしたら組合員数をちょっと教えてください。よろしくお願いします。

## ○経済課長

今の組合員ですけども、花き温室組合は多分、 追加分の数字は後でまたお教えしますけども、4 名程度だと思いました。それから果樹生産組合も 今、梨をつくられている方が非常に少なくなりま したんで、高根のほうで。多分5軒か6軒という ぐらいの数字だと思います。

グリーンセンター知立の産直部会に関しては結構な数字があると思います。後で正確な数字は先ほどと同じように出して報告しますんで、お願いいたします。

## ○稲垣委員

ありがとうございました。

これは、私も知立でこういった組合があって、 頑張ってやってみえるということをもう少しPR したいなと思って、どんな活躍、組合員がいて、 今、経済課長が言われたように、牛田梨ですか、 かつて知立青果市場があったころ、本当においしくて随分高い値段で取引していたということは聞いております。ただ、これがまだ今5人、6人見えるということはちょっとうれしくなりました。

それから、もう一個、グリーンセンター知立産 直部会の中で、会員みずからの生産物を消費者に 供給し、生産意欲、技術の向上を図りますとあり ます。生産意欲、技術の向上を図る、どのような ことをされているのか、ちょっと教えてください。 〇経済課長

これに関しましても資料を今持ち合わせており ませんので、後で御報告させていただきます。

#### ○稲垣委員

じゃあよろしくお願いします。

最後の質問に行きます。

93ページ、商工振興補助事業、プレミアム付き 商品券事業補助金、これは3年、4年続けてこら れたんだと思うんですけど、この事業の600万円 ということで取り組んでこられました。これの成 果といいますか、商工業者の、知立市においてど んなことが成果として得られたのか、また今後こ ういったことをきっかけに新たな補助事業を考え てみえるか、その辺を教えてください。

# ○経済課長

プレミアム付き商品券事業に関しましては、昨年度、また再度やらせていただきました。以前、最初にやったときには、金融機関等で行列ができるような形でなりましたけど、今は抽せんという形をとってやっております。

アピタとかそういうところでも商品が購入できるということで、非常に結果としては、市のほうの持ち出しはありますけども、市内の商店の販売ということに関しては貢献していると、私のほうでは思っております。

以上です。

#### ○稲垣委員

消費者にとっては大型店の取り扱いというのは 非常にありがたい。一方、最近特に個人商店、老 舗の閉店とか、ことしに限っては非常に身近に幾 つも幾つも見ているんですよね。これは、ここで 申してもちょっと議論にならないのかなと思うんですけど、こういった支援事業、どうなんでしょう。 商工業者と消費者、その辺の声というものはデータとしてとってこられたのかどうか。

また、さっき、今この事業にもいろいろ手を加えてきたよということがありましたが、費用対効果といいますか、市全体にとってメリットといいますか、ちょっとその辺がわかっていたら教えてください。

#### ○経済課長

プレミアム商品券の換算集計表でいきますと、例えば正直に言いまして大型店、アピタ、ピアゴ、ドミー、これが5,000万円強、それから食料品スーパーの6店で3,800万円、ですから1億1,000万円の大体予算でしたけども、そのうちの9,000万円近くが大型店で占められているのは事実ですので、ですけども、それで9,000万円大型店に行っているからと、この事業が失敗だとは思っておりません。

以上です。

#### ○稲垣委員

もちろん私もそう思います。消費者も市民であって、業者、商工業者のみの事業じゃないという ふうにわかってはいます。ただ、結構、個人商店 からは、そこで努力して、商工会の中でもしっか り協議していけばよかったと思うんですけど、結果的にどうだったのかなということをよく耳にするんですよね。

これからこういった補助事業、こういったようなことについてしっかりと研究する中で、知立市に合った、こういったサポートは必要でないのかなと。本当に、先ほど申したように、年内にも私の知っているお店の中でも4つぐらいですか、年内にもう閉めるよというところがあって、1店はもう本当にすごく老舗で、1店というか、もう幾つか幾つかあるんですけど、本当に寂しいなと。よく街路灯の話も出るんですけど、本当にそういうお店が消えていくというか、何かまちの中が真っ暗になってしまう、そんなようなものも感じるものですから、ぜひこういった商店の方々の本当

に力になるような、そういったバックアップをお願いしまして、私の質問を終わります。もし考えがあったら聞かせてください。

## ○経済課長

今、商工業振興条例というものもうちのほうで、 商工業の振興基本条例というものを作成中でございます。今、そういうものも含めまして、商工業 の振興に関しまして、うちのほうでは積極的に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

# ○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

# ○佐藤委員

それでは、成果報告書57ページに社会福祉総務 費ということで、社会福祉協議会への補助金等、 こういう事業がここにあるわけですよね。さらに、 70ページには、福祉の里が指定管理者であるとい うことから、指定管理料についても2,200万円余 あるわけです。

この間、福祉の里のそうした形で決算額が出ていますけども、この間、福祉の里についてきょうも議論がありましたけども、防災訓練の問題、危険箇所の問題等を含めて、平成23年度を含めて放置されてきたという、結果的にそういう事態だったというふうに思うんですね。

それと同時に、そういうことが議会の中で問題になり、改善がなされようとしているわけでありますけれども、そうした点で社会福祉協議会が行っている事業について、状態について、指定管理者になっている事業、委託されている事業、また独自に社会福祉協議会としてやられている事業がありますけれども、いずれにしても、高齢者福祉、その他を含めて連携がとても大切なパートナーであるというふうに思いますけど、その辺の基本的認識は、そうした今議会で指摘されたような中身を含めてどのように考えているのか、その辺をお聞かせ願いたいなと思います。

#### ○福祉課長

福祉課のほうにおきまして、まず今の57ページ、 これにつきまして、運営費補助ということで人件 費分の補助金を出させていただいております。ただ、若干うちのほうが全額というわけにはいかないものですから、予算の中でお支払いのほうをさせていただいて、今の社会福祉協議会補助事業と、その下の福祉活動専門員設置費補助事業ということで、この部分を出させていただいております。

それと、今、福祉課のほうで社会福祉協議会の ほうに委託という形で出させていただいたものが、 まず一つに、障がい者の相談支援センターという 形でやらせていただいております。これについて は、2名の方に障がい者の相談ということで当た っていただくという事業をやっております。それ と、あともう一つ、地域生活支援事業ということ で、デイサービス事業、そちらのほうもうちのほ うから委託という形でやっていただいております。

障がい者につきましても、当然、社会福祉協議会というのは市においての中枢の事業、福祉に関しての中枢の施設ですので、当然それはうちのほうと連絡をとり合っていく形でやらせていただいて、どちらかというとこちらからお願いすることが多いわけなんですが、それについても積極的にやっていただくという形でお願いさせていただいております。

## ○佐藤委員

社会福祉協議会では、例えばリーマンショック 以後を含めて、生活に困窮される方、職を失う方、 そんな中で生活保護を受給される方などなどいる わけですけども、そうしたときに対応できるもの が社会福祉協議会に生活福祉資金貸付及び小口資 金貸付というような形のものがあろうかと思うん ですけれども、これについて直接所管する事務で はないですけれども、こうした市のサービス、扶 助や給付との関係の中でこれらも有効な内容の一 つになっているので、この内容についてと、社会 福祉協議会から聞いている平成23年度の実績など もお知らせ願えたらと思います。

#### ○福祉課長

確かに、生活保護等の方について、まずはそち らの社会福祉協議会の、小口等の貸付資金のほう の紹介をさせていただいております。 ただ、今現在、ちょっとこちらのほうにそういった、どれくらい借りてみえているとの人数だとか、そういったデータ的なものがこちらにちょっと来ていないものですから、ちょっと私の手元にもないものですから、ちょっと答えができなくて申しわけありません。

# ○佐藤委員

小口資金については緊急的なものだということを聞いてますけれども、8カ月まで無利子と、保証人が要らなくてもいいというような中身だとか、それから暮らしの資金は5万円と、保証人1人、無利子と1週間程度で融資ができると、こういうものが、そのほかにももう一つありますかね。生活保護を回避するための融資みたいなものもあるみたいですよね。これは年利が1.5%と、しかし、毎月10日締め切りで、その後、県に申請し、県が承認するのかな。そして、おりるのに、翌月の初旬という形であるわけですね。ありますけれども、これでよろしいですかね、大体、制度の中身は。

# ○福祉課長

詳細につきましてはなかなかうちのほうでもつかんでいないところの部分もあるわけなんですが、貸し付けについては制度自体あることは当然うちの担当も承知して、その中で、相談の中でそれを勧めたりとか聞いてくださいという話をさせていただいています。当然、もともとは愛知県の社会福祉協議会がやってみえる事業ということで、知立の社会福祉事務所も受け付けするところの部分になっておるわけなんで。

ただ、話に聞くとそんなに、結構手続もなかな か難しいということで、結構受け入れないという ことで、またうちらの、福祉課の窓口のほうへ戻 ってこられる方も結構見えますので、その中で、 それで一つは生活保護のほうに陥らなくて、そこ の中でそれを借りることによって少しでも、それ で立ち直っていくという方も見えると思いますの で、それについてはうちのほうも積極的に話を出 させていただきたいと思っております。

以上です。

#### ○佐藤委員

それで、今、福祉課長はそうした方が相談に来られたら申請を、状況を聞くんだろうと思いますけれども、まずはそうした貸付制度を紹介するというようなことですよね。しかし、貸し付けが可能で、生保を受けなくても済むような方は、それはそれで結構なことだというふうに私は思うんですよね。

ただ、そういう制度があるからといって、申請の方が来た場合、すぐ話も、そんなことはないと思うけれども、拒否するためにこの制度を紹介するようなありようはあってはならないなというふうに思うんです。

問題は、私、これは社協の制度、先ほど言われたように県制度がおりてきたような中身ですけども、そうした緊急を要する人たちや、本当に財布の中身を見たら本当に何も入っていないような人たちが来るわけですので、そうしたときに社協の融資制度というのは、一つは命の綱というか、生保を受けなくても、その後、融資を受けることで立ち直っていける方も見えるかと思うんだけど、しかしながら、申請方法や手続がかなり面倒くさいということで、パシッと融資が受けられないというところが一番の問題だというふうに私は思うんですけれども、この点はどうでしょうか。

#### ○福祉課長

うちのほうも当然それについては、一応紹介は させていただきます。本人にも言っていただくと いうこともあるんですが、当然それですぐ結果的 に割と出てくるのが早い、もらえるかもらえない かという形ですね。もらえないという状況であれ ば、当然福祉のほうの生活保護のほうで補塡して いくという、そういう形の手続に入っていくとい うことで、今、うちのほうはそういった、特にそ れを理由に断るということはほとんどありません。

本人の申請意思があれば全て受け付けさせていただくという形、その後に本来の調査等をやらせていただいて判定させていただくという形をとっておりますので、それによって申請書、受け付けを拒否するということはしていませんので、その辺は大丈夫だと思っております。

# ○佐藤委員

そうした点では、実績やその他、社協のほうに 聞かなければわからないわけですし、借りたはい いけど、返済が滞っている例だってあるかもしれ ないので、そうした実態は実態としながらつかむ ということが必要でありますけれども、ただ緊急 のときに、本当に時間がかかり過ぎて融資を受け ることができないと。一時的なお金を借りられれ ば、生活保護に頼らなくてもよかった人が、今、 課長が言われたように、インターバルが長いため に、結局、保護に頼らざるを得ないという結果も あるわけですので、私は、保護は保護としながら、 そうした融資制度を、社協のものですので単純で はないですけども、何かもっとうまいような融資 制度ができないのかなということを、例えばそう したお金の流れの、それぞれの資金によってはお 金の流れがみんな違うわけですよね、はっきり言 って。

だから、市が例えば預託金みたいな形というとおかしいですけど、そんな形のものを社協と合同してつくりながら、もっとスムーズに融資ができる、救済ができるようなものを、私、どういうものがいいかということは言えませんけど、もうちょっと現実に合ったような、制度はあるけども、拝むだけで食べることができないと、これではいけないなと思うんです。その辺、どういう方向がいいかということは私はわかりませんけども、さまざま商工費を見ると、住宅のための預託金制度だとか、中小企業が融資を受けるための預託金だとか、さまざまあるので、工夫すればそうしたものが可能ではないのかなというふうに思いますので、一度検討していただきたいと思います。

それで、私は素人なので何とも言えませんけど、 部長、どうですか。そうした方向もひとつ検討し ていただきたいなと思うんです。

#### ○福祉子ども部長

私も、その融資があるということは、制度自体 があるということは承知しておりますが、実態と してどういう書類等の、今、お話があったような ことの実態は、中身まで細かくはちょっと承知し ておりませんから、社協さんの融資制度のところ を一度よくお聞きしてみたいというふうに思いま す。

# ○佐藤委員

社協のほうがそういうことだということでわかりませんけれども、もっとスムーズに借りられるような融資制度を市も強く出していただいて、ぜひやってほしいな、検討してほしいなと思いますけど、部長がああいうふうに言われましたけども、副市長、そうした検討が必要ではないでしょうか。 実際として、一度、中身はともかくとして、実態を調べながら検討していただけないですか。

#### ○清水副市長

私も正直、今、具体的なところは全くイメージができておりません。今のお話を聞く中では、今の社会福祉協議会が実施していただいている制度をある程度改善するなり、見直しをすると使いやすくなるのか、それがかなわずに新たな制度を設ける必要があるのか、そんなことも今後の一度、実態を把握しながら検討させていただきたいと、このように思います。

# ○佐藤委員

ぜひお願いしたいと思います。

それで、もう一つ、次のページの58ページですけども、外出支援サービスということで、在宅福祉ということでありますけれども、この制度について御説明をまずお願いしたいなと思います。

# ○長寿介護課長

こちらの制度につきましては、今、要介護認定を受けておられる要介護3から5の高齢者の方につきまして、リフトつきのタクシーでございますけども、上限で年間36枚ということで、月3枚になりますけども、大体1回3,000円の券になりますが、これを36枚までお渡ししていると、こういう制度でございます。

#### ○佐藤委員

それで、ここには要介護3から5という設定が されております。わかるような気がしますけども、 要介護1から5まであるわけで、これがあえて知 立では3から5というふうになっていますけれど も、なぜ3から5という設定でしょうか。

#### ○長寿介護課長

要介護3から5という方が、いわゆるリフトつきのタクシーでなければ移動できない方だというところでこういう重度、4、5の方が重度なんですけど、3も含めた重度という形で設定されたものだというふうに理解しております。

#### ○佐藤委員

重度の方で、リフトつきじゃなければ移動できないと、こういうことですけども、近隣の刈谷市はこうしたタクシーについてどうなっているか御存じでしょうか。

# ○長寿介護課長

刈谷市につきましては、普通のタクシーですか、 一般の乗り入れタクシー、こういうものも利用で きるような形で、条件が一定の条件のもとにこう いう制度を実施しているというふうに承知してお ります。

## ○佐藤委員

刈谷市は、介護タクシー、いわゆる車椅子やストレッチャー、介護タクシーですよね、知立市で言うところの。これは、要介護1以上で特殊車両の必要な方と。例えば要介護3、5じゃなくても1に該当する方でも、そうしたことが車椅子等を含めて必要な方がおればこれが使えるというふうになっているんですけれども、知立市では1、2の方には、そうした方は全然存在しないわけですか。

#### ○長寿介護課長

要介護1、2の方でリフトつきタクシー、これが絶対に必要だと思われる方が全くいないというふうには思いません。ですから、要介護1、2の方でもこういったタクシーの制度を、ある意味、3から5というのは、少し厳しいのかなというのは私も以前からちょっと思っておりました。

#### ○佐藤委員

要介護、先ほどの軽度生活支援事業ではありませんけども、要介護1、2であっても、例えば先ほど障害者自立支援法が総合支援法に変わっていくというようなことの話の中で、その人に合った、

見合ったサービスをするように変わったということを先ほど紹介されたと思うんですよね。だとするならば、3、5という区分ではなくて、1以上の方を対象にして、それに見合う方であったらちゃんと対象にして救済してあげるということが必要ではないでしょうか。

私はそういうふうに思いますけれども、先ほどの障がい者の方の総合支援法とは中身が違いますけれども、高齢者の方だってサービスを考えるときにはそういうことを基本にすることも必要ではないかと。特に、これについては市の独自施策の一つですので、どうでしょう。

#### ○長寿介護課長

委員がおっしゃいますように、要介護度には認知症というような部分がかなり加わっておりますので、要介護の重い方でも認知症の方であって要介護3とかの認定を受けておられる方、実際はリフトつきタクシーは必要ありません。そういう方を対象にしながら、要介護2で純粋に、認知症なんかでは要介護2の方と、そういう方も確かにリフトつきタクシーが必要な方が現実にお見えになると思いますので、これは今、委員がおっしゃられたように、やはりこれを見直していくべきものの一つだろうなというふうに私は思います。

## ○佐藤委員

保険健康部長。長寿介護課長はそのように見直していくべきものであろうと。1だから全部それを対象にせいよということを言っているわけではなくて、その状態に、介護度が1、2であったとしても、それを必要とする方がおるならばそのような対象に加えるべきだというふうに私は思うんです。そこのところを一偏確認させてください。

## ○保険健康部長

長寿介護課長が言いましたように、一度、1、2であってもリフトつきのタクシーが必要な方がお見えになる状況であるならば、要綱を検討していきたいというふうに思っております。

#### ○佐藤委員

もちろん現実に合わせてつくるということが必 要ですけども、お見えになる、現在おるというこ とですけども、そういう方が、高齢化率が上がることを通じて、そういう方が必ずしも今現在いなくても、発生する可能性があるということであるならば、刈谷市はまさにそのことを想定して1以上を対象にしたものにしているんだというふうに思うんです。

ですから、私は刈谷市の例を研究していただいて、私はそうした受け皿が、もしもそういう方が発生して、受け皿がなければその谷間の中に取り残されるということになりますので、そこはしっかりと検討してもらいたいというふうに思います。どうでしょうか。

#### ○長寿介護課長

確かに、今、委員の言われるように、要介護1、 2の方の中でも必要とされる方がお見えになれば、 何とかそれを対象としていけるような、そういう 枠組みに要綱のほうを見直していきたいというふ うに思います。

# ○佐藤委員

それで、そうした見直しを進めると同時に、知立市においてはミニバスが走っていますよね。ですから、刈谷市では要介護1以上の方については、今の福祉タクシー以外で一般タクシーを利用できる、そういうものがあるんですね。630円の月3枚、3,000円、36枚というようなものがあるんです。

私がのべつ幕なし、要介護1ということの限定が刈谷市の中にはあるわけですよ。そして、要介護1でも元気な方はいいですけれども、ミニバスの停留所が遠いというような方もおられるでしょうし、住んでいるところによっては乗ってから目的地に着くまで大分短縮されたといえども1時間余バスに揺られないかんという実態もあろうかと思うんですよね、知立市の場合は。

そうしたときにのべつ幕なしではないですけども、そういうことが認定できる方がおるならば、そうしたタクシーも助成するような検討も今、一つ必要ではないかというふうに思いますけれども、刈谷は要介護1という形で、そうした2本立てで高齢者の対応をしているんですよね。どうでしょ

う。

#### ○長寿介護課長

刈谷市においては要介護1の方で、そういうリ フトつきタクシーほどではないけども、そういう 外出困難な方に対して普通の一般タクシーの助成 もしているということでございますけども、近隣 市の中で刈谷市だけだと、このように思っており ますけども、これは知立市も以前はタクシー券と いう助成をやっておりましたけども、ミニバスが できた平成12年でしょうか、そのときにその制度 を廃止しておるというような経緯もあります。 また、改めてそういう要介護1、要支援2とか、 そういうちょっとこういったはざまの方に対して、 こういう制度をまた復活させていくかどうかとい うのは、ちょっとこれは今すぐこれをやりますと いうのはなかなか申し上げにくいんですけども、 一度、刈谷市の状況などをちょっと一偏確認しな がら、ちょっとお時間をいただきたいと思います。 ○明石委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後7時02分

再開 午後7時11分

## ○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

## ○経済課長

まずミスかきつばた、高木委員の質問でありましたミスかきつばたの応募人数ですけども、平成21年、88人、平成22年、60人、平成23年、56人、平成24年は62人ということで、6人ふえているという現状でした。応募者数です。これは、締め切り間際に中日新聞に掲載していただいた関係で、最後に急激に伸びた関係で、62名の応募があったということでお願いいたします。

それから、稲垣委員の先ほどの質問で、花き温室組合の人数ですけども、3名。果樹生産組合が5名、それからグリーンセンター知立産直部会が245名。それからグリーンセンター産直部会の生産意欲、技術の向上の内容でございますけども、やっている内容といたしましては、先進市への視

察研修、各種講習会の実施、これは栽培講習だとか果樹育成講習だとか、漬物講習など。それから、消費者との触れ合いの一環で消費者農業体験実施とか、こういうような事業をやっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

#### ○環境課長

先ほどの、稲垣委員の御質問の中で、事業系の 資源ごみが子供会のほうに回っているというお話 がありました。やはり、廃棄物の処理に関する法 律のほうで、事業者は事業者の責任においてごみ を処理しなければならないということになってお りまして、それがたとえ資源ごみでありましても 同様でございまして、事業者が売却する分には問 題ございませんが、それを横流しすることについ ては認められておりません。

以上です。

# ○佐藤委員

そういう形で、要介護1以上で、先ほども申しましたけれども、ミニバスのバス停が遠いとか、乗ったはいいけれども、1時間以上揺られないかんとか、その人にふさわしい内容の交通手段かということもひとつ検討していただいて、今すぐということにならないにしても、一つの検討課題としてあるんじゃないかと私はそう思いますので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。どうでしょう。

# ○長寿介護課長

この辺で、先ほど申しましたように、刈谷市が 実施しておられる。近くにそういう事例がござい ますので、一度、刈谷市の実態を研究させていた だいて、一度、一遍どのような状況なのか、その 上で一度検討を進めたいと思いますので、お願い いたします。

## ○佐藤委員

刈谷市ばかりじゃなくて、これを見てみますと、こういう資料、インターネットで載っておった半田市だとか、さっきのリフトつき以外で阿久比市だとか、知多市だとか、豊田市とか、そういう形で要介護1以上になっているかどうかを私、ちょ

っと確認していませんけれども、そのような実施 状況がありますので、ぜひ御検討をお願いしたい なと。保険健康部長、それでよろしいですね。

## ○保険健康部長

一度、そういう実施している状況を調査させていただいて、検討させていただきたいというふう に思います。

## ○佐藤委員

それで、もう一つお伺いしますけれども、61ペ ージという形で、自立支援給付事業という形でさ まざまなメニューがここに載っているわけですよ ね。そこのところで一つお聞きしたいんですけれ ども、以前は支援費という形でありましたけれど も、これが自立支援法のもとでなったわけです。 支援費のときは、例えば通所施設、けやき作業所、 今はA型、B型というふうに言っていますけれど も、あのときに通所なさっている方たちは報酬単 価が月額の報酬単価でやられていたと。それが、 今日、日割り計算と、実績割というような形にな ったわけですけれども、これは今度、総合支援法 と、先ほど難病が追加になったり、継続分につい ての改善があったり、これはそもそも自立支援法 のサービスを受けておった方が、とてもじゃない という裁判をやって、和解して、そういう中身に していくということで合意されて、今日の到達を つくり出したと。

しかしながら、裁判を闘った原告の方や支援した弁護士団体は、これは当初求めていたものとは 全然違うじゃないのという形になって、今現状なっているわけですよね。

それは、前段はともかくとして、そんな形で報 酬単価は改善されたのかどうか、その辺はどうで しょうか。

#### ○福祉課長

報酬につきましては、ことし、平成24年の4月、 それ以前にも改正で若干上げているとか、そうい う形をとらせていただいたりとか、時間の区切り を分けたりとか、そういったので改正させていた だいております。

それと、今の自立支援法ができたときに、やっ

ばり月額から日額に変わったという形をとって、 収入が減っていくという形で、実は安定事業とい うことで当然そこの新しく新事業に移ったために、 収入が減った場合に9割まで補塡するという事業 があります。

これについては本来、平成23年度までの5年間という形をとっていたんですが、やはりそれではまだまだ事業所が成り立っていかないところもあるということで随時延長されている状況にあって、ただ平成25年度がどうなるかというのはまだ明確になっておりませんので、そういった事実になって、今のところ、平成24年度については継続した形のもので、一応その部分、9割までは足らない部分については補塡するという事業はありますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

## ○佐藤委員

それは事業運営安定化事業補助費というような 形で、当初予算を見ればおおよそ1,200万円、平 成23年度で1,245万円余と、これは平成24年度も 同じほどの額が計上されておるわけで、これがな いと事業所としては、これはけやきに出している ものだと思いますけれども、けやきは成り立たな いと。

この現状で、経過措置として、今、福祉課長が 言われたような形でやられて、しかし、これが総 合支援法にまだ切りかわっていくのは、全てのメ ニューが、平成25年度中に変わっていくわけでは ないので、来年度についてもそうしたことが当然、 国として、これは国費ですよね、措置されなけれ ばならないというふうに思いますけども、これら は新しい法体系の中でも基本的に日割り計算とい うことが継承されるわけですよね。

## ○福祉課長

今、佐藤委員の言われるように、今回、総合支援法に変わったと言いながらも、そういった報酬 部分、それと今言った計算の部分については変わりがないということで、相変わらずの今の日割り計算なりで計算していくという形になっていきます。

以上です。

#### ○佐藤委員

そうすると、法の衣がえはしたけれども、施設にとってはなかなか、一番この間、問題にしてきた問題については改善されていないということだというふうに思うんですよね。

自立支援法から総合支援法と、こういう形でなっているわけですけども、当初予算を見ますと、自立支援法の枠の外の事業も、知立市は例えば心身障害者更生事業委託料というような形で、当初予算は914万8,000円ですか、そんな形でなっているんですけれども、この事業は、成果報告書には載っていません。本予算書のほうを探せば出てくるわけですけども、当初予算で、途中で減額補正はないわけですので執行されたと思いますけれども、この内容についてお知らせください。

## ○福祉課長

心身障がい者の更生事業につきましては、本来 こういったけやき等の作業所、普通作業をすると ころなんですが、そういったところでなかなかそ ういった利用が困難な方、要は重度の障がいのあ る方、この方についてやはりまだ更生を援助する、 そういったことを思って、当然うちのほうで、市 単ではありますが、そういった事業をけやきのほ うで今やっていて、工房のほうの、けやきのほう でやっていただいています。

今現在、当然いろんな交流、仲間との、ほかの 方の仲間との交流、それと相談等の実施もやらせ ていただいています。それと、少しの作業であり ますが、軽作業もやっていただくような形でやっ ていただいております。以前は4名の方が対象に なっていました。現在、今2名の方が対象になっ ております。ただ、全体的には重度の方というこ とで、人がついていかないといけないということ もあって、やはり人件費が主な委託料になってお りますので、委託料自体がそんなには下がってい かないということになっております。

これについては、以前から、本来、自立支援法 の中で生活介護という事業があるわけなんですが、 そこの介護事業をあそこのけやきでやっていると いうこともあって、そちらのほうに切りかえられないかという話もあったんですが、やはり重度ということでほかの方と若干ちょっと違うということもあって、人も要るということで、その関係で補塡の意味もあって、委託料としてやらせていただいております。

以上です。

#### ○佐藤委員

それで、これは18歳以上ですよね。家族の方がついていかれたり、ケースによっては経管栄養だとか、そういうことも、たんの吸入だとかも必要な方だというふうに私は思うんですけども、そういう認識でよろしいですか。

#### ○福祉課長

申しわけありません。対象者につきましては、 市内に在住する18歳以上の、知的の障がい者の方 になります。

それと、費用負担については、本来ないわけなんですが、ただ食事代等の実費だけは本人からいただいております。それと、職員体制なんですが、一応、支援員の正規職員1名と非常勤、臨時の方を1名ということで、2名で当たらせていただいております。

以上です。

## ○佐藤委員

それで、実際には委託の事業の中では今現在2 名ですけれども、そうした方は市内の方で見えないものか。見えた場合でも、例えばどこかの施設に入所されておられるという場合もあるんだろうと思いますけど、その辺の実態は、知立市在住市民の方でこうした重度の方はどのくらい見えるんですか、18歳以上は。

## ○福祉課長

実態等、現実にはうちのほうの担当等で相談が あってという形で受けているわけなんですが、た だ、この方がという形で、重度の方でどれくらい というのは、はっきりした数字はつかんでおりま せん。

当然いろんな重度の方で、市外のほうの施設等、 入所施設等を使ってみえる方も見えますし、いろ いろあってということで、たまたまけやきの方で 今そういった方が2名いるという形で、まだそこ まで、どの方がここを利用できるかとか、そうい ったのでちょっとつかんではいません。

#### ○佐藤委員

そうすると、けやきにおられた方という、自立 支援法の前からおられるわけですので、支援費の 前から多分おられるという方も見えるんだろうと 思うんですけれども。

それで、もう一つは、そうした形で2名の方を 対応されているんですけれども、今後、けやきに 委託ということですけれども、希望される方がも しもけやき以外の方で希望されれば、そうした方 の取り扱いはどんな取り扱いをされるのでしょう か。

#### ○福祉課長

当然、社協に今ある障害者相談支援センター、 そちらのほうの支援員ですか、相談員とうちの担 当と、そういったので話し合いながら、当然、利 用計画、本来で言うと福祉サービスというのは利 用計画をつくらないといけないわけなんですが、 そういった利用計画をつくりながらその人に合っ た形で、いろんな、自立支援法の中のほかの事業 所で対応できればそちらのほうを使っていただい てやっていただくと。それができなければ、当然、 けやきのほうで取り扱わないとできないというこ とであれば、けやきも含めてそういった話し合い を持って決めさせていただく形になります。

#### 以上です。

# ○佐藤委員

18歳以上の方はそういう形でなっていますけれども、ほかもみんな、メニューがほかにもあると思いますけども、18歳未満の方は、こうした重度心身障がい児の方は、どういうところで対応されるのかなというふうに思うんですけれども。例えば小学校、中学校、養護施設で、そうした方を対応で入れろと。最高で高校まで行ける方もおるかもしれないですけれども、そうじゃない場合だと、例えばそうした方はどういうところで対応できるのかなというふうに思いますけれども、どうでし

よう。

# ○福祉課長

重度の方についてなかなか事業所もやれないという部分もあります。それで、どうしているかというと、やはりそれは最終的には在宅、家のほうで家族の方が、通常、障がい児であれば、お母さんなりお父さんなりが見ているということで、その中で使えるサービスがあればそれを使っていただくということですが。

ただ、そういった施設、よくここの地域でも、 入所施設、夜間面倒を見ていただける施設がありませんので、そういったので今のところ、皆さん、 市外のほうを使ってみえるということで、遠方のほうを使ってみえるということで、市外にという 希望はどうしてもあるわけなんですが、なかなか施設自体、事業所自体もなかなか立ち上がらないということもあって、今のところはどちらかというとそういった、やはりまだまだ親御さんたちの面倒になっているんじゃないかなという形で思っております。

#### ○佐藤委員

親御さんたちの、そういう形で、存命のうちはいいかというふうに思うんですけども、それ以降について、親御さんが高齢化なさるような状況、介護が必要になるような状況を踏まえたときに、それ以降の課題、今から整理し、準備しておかなければいけない課題だなというふうに思いますけども、その辺のお考えはどうですか。

#### ○福祉課長

議会等でも本会議等でも出ました就労の話と同じで、やはり皆さんが思われているのは、やはり子供の行く末ということで、特に今言われた、亡くなられてから面倒を見ていただけるところ、ケアホームみたいなところだとか、そういった施設ができれば、そういったところに入れたいと、入れていきたいという形の希望はたくさんあります。けやきについては今現在、平成26年度、新しくケアホームというのをつくる計画でおります。今の八ツ田のところ、今2棟あるわけなんですが、そのうちのもう一棟つくるという形で計画させて

いただいております。

それと、あとは本議会でも部長のほうもちょっとお話しさせていただいたんですが、そういった民間の施設、民間のアパートなり、そういったところを使ってやっていただけるということなんですが、ただ、やはりそれも事業所のマンパワーがないととてもできないということで、それと、あと費用の問題等があって、その辺を今後どういうふうに市のほうで援助なり補塡できるかという形で、それは検討していかないといけないというふうに感じております。

#### ○佐藤委員

そうした形で高齢者の介護の問題もそうですけれども、どちらかというとこちらのほうがスパンの長いケアが必要だということを見ると、中島議員も言っていましたけども、ハッピープランをどうするんだということですけども、それは市のほうもそうですし、また関係者も含めて、そこに盛り込みながら、少なくとも安城養護を卒業される方たちは数がわかっておられるし、その需要に応えていかないかんということがあれば、やっぱり速やかなる計画策定と対応がどうしても求められているなというふうに思いますので、その辺はぜひ検討しながらいい中身をつくってほしいなというふうに思います。福祉子ども部長、どうでしょう。

# ○福祉子ども部長

障がい者の方の施策については、なかなか進んでいないというのが実感だろうなというふうにちょっと思います。特に施設面のことの重要性もわかって認識しておるわけですが、なかなか進まないという現状を打破するためにも、本会議で申しましたハッピープラン等、少し長いスパンになるかもしれませんが、その辺は考えながら進めていきたいというふうに思います。

#### ○佐藤委員

次に、先ほども議論がありましたけれども、福 祉医療についてちょっとお聞かせください。

まず先ほど、朝、陳情者からいただいた資料を 見ますと、今年度、平成24年度、市町村等協議見 直し案作成と、こういうスケジュールになっているわけですよね。先ほど福祉課長のほうも、協議の場に2回ばかり出たということですけども、これは全ての市町村から、こういう対象の市町村からそうした国保医療課長クラスの方が出て、協議されているということでしょうか。どんな協議をされているんでしょうか。

#### ○国保医療課長

まず対象者は全ての市町村ではありません。十 数市町村の担当の課長ということで選ばれており ます。

選ばれた根拠は、よくはっきりわからなかった んですけど、県の紹介のほうで関連の部会みたい な形になっているところの市町村が選ばれたとい うような、ちょっとその辺の最初のいきさつが聞 き逃したというか、はっきりよくわからないまま 過ごしてきちゃいましたので、ちょっと話が申し わけなかったですけども。

話の内容としては、朝、陳情の方が言ってみえたような、県がシミュレーションを出して、そういったもので試算表みたいなものを各市町村、集まっている課長たちに配付しまして、交付すると幾らぐらいの効果があるんだよということをまず配って、それを前提において、以降はそれぞれの意見を求めるという形で、事前に紙で書いて出して、その意見を集約したものについて、それをたたき台に検討を進めるという形では進んでおります。

#### ○佐藤委員

そうすると、県の内容、シミュレーションを含めて、これについてそれぞれ意見を表明されるということですよね。これは、平成24年度ということで、あと6カ月ぐらいしかないわけですけれども、見直し案が皆さんの、十幾つかの市町村の意見を聞きながら、それはまた参加しないところの意見も聞くんだろうとは思いますけれども、そうした形で見直し案を一緒に作成するということですか、県とそういう形で。どうなんでしょう。

#### ○国保医療課長

一緒に作成するというイメージで出してきてい

ると思います。ただ、先もお答えしましたけど、 最終結論は県が決めるということになりますので、 結果がどうなるかというのは非常に難しいところ かなというふうには思っております。

# ○佐藤委員

それで、行革大綱の中に盛り込まれた項目だということがありまして、手法は同じ土俵の上に市町村を乗せて、協議と言いながら、実際にはシミュレーションに基づくものについて意見を表明してくれといいながら同意を求めていくようなことなんですよね。

知立市は、それぞれ、例えば案がありますけれども、シミュレーションされて、その前にこれから平成24年度中に作成だというものの、あと何回くらい会議といいますか、協議といいますか、やられるんですか。

# ○国保医療課長

先週、協議の取りまとめ案というものを送ってきましたので、それについて回答した段階ですので、近々会議が開かれて、あと1回ぐらいしかないんじゃないかなというふうには思いますけど。初回の顔合わせと実際の会議と今まで2回というふうで認識しているんですけど、それと次が多分10月下旬か11月ぐらいかなというふうに思っているんですけど。その後、もう一回あるのかどうか、これはちょっと説明がなかったのでわからないんですけど。そのようなところです。

# ○佐藤委員

そうすると、シミュレーションをやられて取りまとめ案が出てきたと、それについて知立市としての意見を付したということですよね、知立市としての意見を付したと。知立市としての意見はどのような中身で上げられたんですか。

#### ○国保医療課長

どのような内容でということですよね。 回答ですよね。

一応各市匿名での回答ということにはなるわけですけども、基本的には現行制度の維持を求めるということなんです。 やるとしたらという話で、 その中で所得制限は事務上、非常に大変になって くるので、人員的な負担も大きいということで、 それは絶対やめてもらいたいと。やるとするなら ば、一部負担金、先ほどは100円、500円の話で、 それでも数が重なれば非常に使いにくくなってし まうじゃないかというお話もありましたけども、 その中でやるとするならば、一部負担金が一番理 解を得やすいのかなということと、それと医師会 のほうも県下で足並みをそろえて対応していかな いと、各市ばらばらで県の福祉医療が来ると対応 がとれないということを言われたということもあ りまして、せめて2本立てぐらいならばできると いうようなことを言われたというようなことは県 の方が言ってみえましたけども。

足並みがそろうのが一番ベストだろうなという ふうには思うわけですけども、一応、知立のスタ ンスとしては一部負担金、やるならばということ ですけども、そういう形で一番、利用者の方にと っても、市の事務上の負担にとっても軽いものと いうことで、それを意見として上げてあります。

それでやるなら、その回答にはやるならばということが求められていることなんですか。例えば、基本的には今の制度を守れということを、今、課長が表明されました。それは、思いは一緒なんですけれども。だけど、そういう形で県が意見は聞くものの、最終的にやるということになった場合、一番負担の少ないやり方を選択してほしいという回答を匿名で上げられたと、こういうことですよね。そういうことでよろしいですか。

# ○国保医療課長

○佐藤委員

そういった形です。県に対しては匿名ではなくなるわけですけど、メールで送りますので。それを各会議へ上げるときにはどこの市の意見ということは匿名になるという意味合いですので、よろしくお願いします。

#### ○佐藤委員

私は、そうした意味で、やっぱり行革大綱の中になぜこれが、これからふえていくということはいろいろあるわけですけども、このスパンの流れで見ると、余り私どもに知らされることなく、平

成23年、平成24年と、平成25年にはシステム改修をやって、平成26年には実施しますよという話は どうなのかなと疑問を持つわけです。

それで、県は行革大綱で浮いたお金は、なぜそんなに、県民の皆さんが子育て支援についてもそうした思いの中で子ども医療費は拡大してきたり、障害者医療事業についても長年のそうした運動の中で、それぞれ歴史的な背景の中でこれらが実現してきたわけだけども、なぜそんなに減らそうとするんですか。

# ○国保医療課長

県の考え方を私が代弁していいのかどうかわからないんですけども、説明の中であったのは、先ほどもちらっとお話しさせてもらいましたけども、医療費自体がどんどん増大していくと。県の行政経費も増大する中で税収は伸びてこない。この中で福祉医療制度を持続可能なものにするために、ある程度のそういった改正もやむを得ないということを県のほうは言ってきています。

# ○佐藤委員

それで、そういうことですけども、いずれにしても年内にはそうした見直し案が決まってしまうというようなことですよね、今の課長の話を見れば。その辺はわかりませんけども、どうした中身でなっていくのかということは、現行制度維持をぜひ訴えていってもらいたいし、思うわけですけれども、そうした内容についても逐一、きょうはこれをいただきまして初めて私、その中身についていろんなシミュレーションをやられて、一部負担金についてもさまざまなものが検討されたんだなということがよく、きょうもらって初めてわかりましたけれども、そうした情報も教えてほしいなというふうに思っているところです。

ただ、結局のところは、県がそう思っても、県 民の皆さんがこの制度を今までよりどころにして きたわけですので、そんな意見が広がれば、そう 単純に事は進められないのではないかなと。きょ うの陳情者がかつての、今回だけではなくて以前 にもそうした検討がなされたわけですけども、撤 回もされたということですので、その推移を見守 りたいし、また私はそうした意味で現行制度が維持できるような方向を、陳情などで態度をあらわ すべきだなというふうには思いますけれども。

それで、次に、保育園の先ほどのことですけれども、ちょっとお聞かせ願いたいんですけれども。 県が、地域主権一括法がありまして、保育園の設置基準についても都道府県が条例で制定できるというふうになりまして、これが3.3平方メートルというようなことも出てきましたけれども。

先ほど私、わからなかったのは、例えば南保育園ができますよと。200人定員なわけですけれども、0歳、1歳児が3.3平方メートルだということですけれども、27人がどうのこうのというの、ちょっとよくわからなかったんですけど、この辺。〇子ども課長

南保育園が20人、27人というところだと思うんですけども、南保育園の今現在つくっている、建設している南保育園のゼロ・1歳の乳児保育室の床面積が91平方メートルということで、単純に1.65平方メートルの部分と3.3平方メートルの部分があるわけなんですけども、今までで行くと。人数割りでやると、約20人が定員、ごめんなさい、27人という計算になります。27人になるんですが、定員としては少し余裕、目いっぱいの定員ではまずいということで、20人という定員を設定させていただいたということで、当初の計画では20人の計画なんですけども、91平方メートルを3.3平方メートルで割ると27人という計算になりましてという説明を、ちょっと説明が悪かったですけども、そういうつもりで説明させていただきました。

# ○佐藤委員

そうすると、91平方メートルということでありますけれども、そもそも1.65平方メートルを前提にしてつくられたのか、今その3.3平方メートルということが出てきたので、3.3平方メートルで計算してどうなのか。そもそもの出発点はどこに立脚するんですか。0歳、1歳は1.65平方メートル、従来の基準でやって、全体として200名の保育園を目指していたのか、初めから3.3平方メートルを、0・1歳を見込んで200名をやっていた

のか、それだけで全体との定員との関係で全然話 が違うことになるんで、そこをはっきりさせてく ださい。

## ○子ども課長

設計段階、旧基準でありますが、先ほどから出ている面積的なもの、ゼロ歳、これは1.65平方メートル、それから1歳のほうが3.3平方メートルで、旧基準で計算するわけですけども、単純に91を2等分しまして、ゼロ、1歳それぞれが47.2平方メートルの計算になるかと思います。ごめんなさい、済みません。失礼しました。面積がちょっと違うもんですから、済みません。この場合は、ゼロのほうが47.2平方メートル、ほふく室のほうが43.8平方メートル。

# ○佐藤委員

割り戻した数を言われても困るので、当初予定していた0歳児の定員は何ぼで、1歳は何ぼかと。それが今度の3.3平方メートルが0歳児も対象になったことによってどうなるのか、全体の定員がどうなるのか、ちょっとそこのところをわかりやすく。

# ○子ども課長

当初の定員はゼロ・1歳合わせて20人という計算でおります。

## ○佐藤委員

そうすると、ゼロ・1歳合わせて20人と、その内訳は旧基準で行けば1.65平方メートルと3.3平方メートルだということですけれども、トータルで20人を予定したわけですよね。今度、それが全て3.3平方メートルにせないかんわけですよね、新基準は。そうすると、これは定員何ぼになるんですかということを聞きたいんです。それで、全体の200人定員との関係でどうなるのかということなんですよ。

## ○福祉子ども部長

当初、200人定員の積算としましては、先ほどちょっと課長が申しました、91平方メートルを3.3平方メートルで割りますと27人にはなるんですが、当初は27人ぎりぎりいっぱいでは、やはりもう少し余裕を持とうという中でゼロ・1歳につ

いては20人定員というふうで当初計画しておりました。

その後、3.3平方メートルということでなってきますので、3.3平方メートルで27人まで最大一応基準としては受けられるという現状です。ですので、今、当初は20人でしたけども、3.3平方メートルの最大27人まで、来年4月開校のゼロ・1歳は受け入れられると。

ただ、当初の200人定員はと言われると、20人で、あとそれぞれ年齢に応じた最低基準に割り出した人数で出しておりまして、定員としては一時保育も6人ということで、計画としては200人定員ということであります。

# ○佐藤委員

それで、もう一つ、先ほどの議論の中で、定員は200人と、ただ3.3平方メートルになっても、早い話が91平方メートルですか、その中身の中では20人、当初の20人は担保できるし、なおかつ最大で27人まで可能だということですよね。そういうことですね。

わかりました。27人までは、3.3平方メートルになったからといってこれは減らないと、逆に27人まで、保育士やその他の配置が要るのでそう単純ではないですけれども、可能だと。

そうすると、猿渡でもそういう、あそこも200 人というふうに言われておったんですけど、それ を聞く前に、今現在対応できている保育園という ことで先ほど言われて、対応できない保育園は宝 と3カ所ぐらい言われましたよね。3カ所ぐらい、 宝とどことどこだったか。これは現在の定員と 3.3平方メートル後の定員はどうなるんですか。

# ○子ども課長

対応できないという表現ではなく、今、来迎寺、 宝、新林の3園は1.65平方メートルで計算して定 員を決めさせていただいているんですけども、そ のほかの園はもう既に3.3平方メートルで計算し た上で定員を決めさせていただいていますので、 対応できないという言い方はちょっとあれなんで すけども、大丈夫だというふうには。

#### ○佐藤委員

宝、来迎寺、新林と、これは1.65平方メートルでやるわけですんで、それぞれ宝、来迎寺、新林、それぞれの現在の定員は幾つで、3.3平方メートルになったら幾つになるのか、そこはどうですか。余裕があるわけですか。幾らここで減るんですか、全体で。

#### ○子ども課長

来迎寺が。ちょっと、今、ゼロ・1歳の定員がちょっと把握していないもんで、あれなんですけども、たしか1.65平方メートルであった場合に27人だったと思うんですが、これを3.3平方メートルにすると13人、ちょっと済みません。正確な数字かどうかちょっと自信がないんですけども、そんなような数字でよければですけども。

宝が1.65平方メートルで計算した場合に16人、 これが8人に減ってしまう。それから、ちょっと 新林まで計算してなくて、済みません。

# ○佐藤委員

ファジーですけれども、トータルでこの3園は27人の枠があるけれども、これが3.3平方メートルで半減するわけですよね。13人、14人がカバーできないということですけれども、そうすると、南保育園で最大27人と言ってましたけども、当初は20人と言っていたので、13人を27人だけでは吸収できないということだと思うんですよ。

もちろん出発点がどこかという問題がありますけれども、それと猿渡保育園が200人だと。猿渡保育園については先ほどの議論の中でも、合わせれば吸収できるよという、プラスマイナスゼロだよということを言われましたけど、その内容については言われなかったわけで、本当に内容がどういうふうですか。本当にそれで吸収できる中身でしょうか。

## ○子ども課長

今ここで持っている範囲のデータでちょっと済みません、御説明になってしまうかと思うんですけども、3園、先ほどお話ししました来迎寺、宝、新林について1.65平方メートルが3.3平方メートルになりますので、そこでは完全に減ることは間違いないです、受け入れる数が。

南保育園だけをとった場合に、旧の南保育園が 今まで8人でしたので、そこがマックスで27人に なりますので、そこで19人ふえますので、そこで 随分公立保育園のほうについては吸収できるかな ということで、それプラス猿渡があるということ で考えていますので、とりあえずぎりぎりセーフ かなというふうには。

## ○佐藤委員

それで、保育園ということを考えると、利用者から見れば、確かに今の話の中では、従前の中身よりも南保育園、それから猿渡という形で七、八名、多分ふえていくと、現状よりはふえていくということでありますけれども、保育園というのはお勤めされているような方が通勤途上だでとても便利ということで選択される場合もあるわけですよ。

私は、宝保育園を、子供、利用させていただきました。しかしながら、あれでよかったかなというふうに思うと、職場に近いところで、0歳児、乳児保育を、例えば逢妻保育園か、やっていればあちらのほうがよかったかなという気がするけど、それ自体がなかったもんであれですけども、いずれにしてもトータルでふえるとはいうものの、じゃあ減ったところはそのままにしておいていいのかという問題も出てくるんではないかなという気もするんだけども、トータルでふえたからオーケーだよと、こういうことじゃないと思うんですけどね、利用者の立場から見たら。それはどうでしょう。

# ○子ども課長

確かに数字的な面でいいのかという話になれば、数字だけはとりあえずクリアするわけですけども、かといって面積基準というのは、これは守らなければ、事故があったときにじゃあどうするかという話も当然出てきますので、今現在の施設が大きくなったり、いわゆる立て直しだとかリニューアルとか、そういった形で大きくなったり何なりしない限りは非常に難しい問題なもんですから、やれる範囲で精いっぱい考えていくしかないかなというふうには思っています。

#### ○佐藤委員

それで、先ほどの議論を蒸し返して悪いようですけども、最大27人といっても、今度出発するときは20人で出発するんですよね。だって保育士の確保の問題もあるので、27人やろうと思えば、保育士の配置をちゃんとせないかんでしょう。そういうスタートの仕方はしないから、12人、南だけでふえると。減ったのが13人とするならばマイナス1と。なおかつ猿渡を入れてちょっとプラスになるのかなということだというふうに思うんですけど、福祉子ども部長、それでよろしいですか。何か最大27人受けられるというような話をすると、27人までそれでスタートをするのかなというふうに思うけど、実際は、面積的には27人まで受け入れ可能だけども、実際は20人で行くよと、こういう話でしょう。

## ○福祉子ども部長

先ほど、来年度の保育園の入所も近々あるわけですけども、その中で南保育園の3歳、4歳、5歳、特に3歳児は当然2クラスになる予想です。ただ、4歳、5歳については、じゃあ2クラスになるかというと、そこは少し不確定ということであります。

私のほうは、今の現状、職員採用としては、4歳、5歳も確保するということで要望しています。 私の見込みとしては、4歳、5歳、途中から、例えば学区が一緒だからといってこちらに見える方、転園という子供さんもそんなに多くはないだろうという、ちょっと見込みもしております。

ですので、そういったところで何とかできるの かなという、ちょっと不確定要素ですけども、そ んな気持ちでは一応おります。

それから、もう一つお話しさせていただきたいのが、今のところ、先ほど私、一時保育ということも申し上げて、予定で進んでおりましたけども、ゼロ・1歳の状況によっては一時保育も一時的には乳児対応ということも一つにはちょっと、まだはっきり確定しませんが、ちょっと様子を見ながら、今後どういうふうにするかというのは検討していきたいなというふうに思っています。

以上です。

#### ○明石委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後8時02分

再開 午後8時09分

# ○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ○佐藤委員

そうすると、南保育園、定員が減るところもありますけれども、南保育園は最大マックス27人と、それは全体の園児の集まりぐあい、クラスの状況を見ながらそうした対応も可能だということで、27人もスタート時にあり得ると。そうなれば、13人が減っても十分吸収できて、待機児についてもどうなのかなと思いますけど、この前、本会議の質疑では、今年度、平成23年度はどうかわかりませんけど、今現在では9人おるよという答弁がありました。そうした中で育休の方はそこに入っていないよということがあるので、もっと多くなるんではないかということもありますし、そうした中でそもそも待機児解消に十分対応する中身になっているかどうかと、その辺は可能かということですけども、どうでしょう。

## ○子ども課長

待機児解消に、今現在ゼロ・1歳の乳児室、ほ ふく室の面積で割った27人というのがあるんです けども、それに対して、先ほど部長からも話があ りましたように、余りにも多い場合によっては、 状況を見ながら、例えば一時保育を、これ、先ほ ど部長から話がありましたけども、別のところで、 やはり一時保育室で確保してある部屋もそういった乳児のほうで使うというようなことも考えなが ら対応を考えていきたいと思っております。

#### ○佐藤委員

待機児が今の見通しでは、3.3平方メートルになったからといって減るということじゃなくて、逆に若干ふえるような中身もあるので、今現在出ているような待機児は今後吸収できる見通しだという、こういう認識でよろしいですか。

#### ○子ども課長

猿渡を含めた全公私立合わせて14園の中で待機 児をできるだけ解消というか受け入れるような形 で進めていきたいと思っております。

#### ○佐藤委員

それではもう一つ、次の放課後児童教室についてお聞きしたいわけですけれども、特に花山について、花山というよりも今現在、放課後児童クラブについては一番、1万2,000人と、一般の方が児童センターを利用する数は人口が急増している南や西のほうが多いですけども、放課後児童の状況は花山が一番だなというふうに思いますけれども、次世代育成計画では、学童のガイドラインやそういうことができて、定員70人を超えた場合は2つに分割するとか、そのほうが補助金的に有利だということもあって、そういう形のものを南児童センターではやってきたりしているんですけども、その辺の見通しはどうですか。

## ○子ども課長

大変答弁しにくい部分もあるんですけども、次世代育成支援の後期行動計画にも今、委員の御披瀝のあったように、目的をもってやるということで、目的として花山児童センターの、児童クラブのほうで増築というか増を計画してうたってあります。

今現時点で、繰り返しの答弁になってしまうわけなんですけども、全くやっていないわけではないんですけども、一つずつやらせていただく中で、まだ現在手がついていないというのが現状であります。

# ○佐藤委員

それで、計画の中では、計画の当初は7カ所と、中間年になったら8カ所と、中間年というのはちょうどことしに当たるのかな、計画的には。そして、最終の平成26年度までに11カ所にふやすというような計画ですけれども、計画の範囲の中で花山も、もちろんそのときに70人をうんと下回るような人数であれば別ですけれども、引き続き70人を超えるような人数であればそのような対応をしていくということになるだろうし、そんな激減す

るようなこともないだろうというふうに思いますけども、検討はされているということですけども、 平成26年度に向けて11カ所までふやすわけ、現状 8カ所だと思うんですけど、これを11まで、あと 3つふやすと、花山のほかにも1、2という形で あるんじゃないかなと思いますけども、その辺ど うですか。

#### ○子ども課長

中間年が平成22年度になるかと思います。中間年のところで8カ所になっておりましたが、これ以降に西が2つになりましたので、残りは、猿渡は今借りているものがあるんですけども、一応1つになっていますので、これを2つにすることは可能ですので、それプラス花山という問題が出てくると思います。

# ○佐藤委員

花山については、なかなかずっと前から言われているわけだけども、具体化が進んで、いろいろ検討はされているんだけど、その姿がなかなか見えてこないなと。ことしが平成24年度でしょう。基本設計か実施設計か何か知らんけども、やったにしても、平成26年度末までには完了すると思えば、少なくとも今、計画は、方向がはっきりしていないとできない計画だと思いますけども、部長、その辺どうでしょう。

## ○福祉子ども部長

本当に花山児童センターについては、私ども、 大変頭の痛いところでございます。

今の現状で行きますと、その場所を増築ということも考えると、構造的に増築というのも難しいということも聞きましたし、学校で、単独でまた別にあそこの駐車場を増築するということも分離してということは考えられるわけですが、それの場合は学校との関係等もあります。その辺は学校のほうにもちょっと、学校というのは教育委員会のほうにも一応話はさせていただいたんですが、私どもとして、お互いにこういう方向で行こうということは、まだ現実は、方向は至っていないんですが、少しでも計画になるようにということは私ども、今現在も、少しでも計画どおりに行くよ

うにということは思っております。

#### ○佐藤委員

なかなか学校敷地の中ということがあって、難 しい対応だなということは思いますけれども、ぜ ひ尽力していただいて、2クラブになるような、 そういう方向をとってほしいなと改めて要望を、 要求しておきたいというふうに思います。

それから、65ページですけれども、ここの公害 苦情件数ということで、騒音、振動、悪臭、7公 害に対するものが63件あったということですけれ ども、85ページのところにありますけれども、こ れは内訳で行くと、63件のうちで騒音、振動、悪 臭、これはどういう状況になっていますか。

## ○環境課長

知立の環境の21ページにもありますが、悪臭が 9件、大気汚染が25件、騒音が16件、水質汚濁が 13件ということになっております。

# ○佐藤委員

それで、振動、それから騒音、悪臭と、これは 私もいろんな方から相談を受けてやりましたけど も、環境課のほうで測定をやられたり、騒音の場 合、測定をやられたりするわけですけども、デシ ベルというやつを24時間やったり、いろいろする けど、なかなかこれは基準値の範囲だとかいろい ろあって、なかなか難しい問題だなということは 私も認識しているんですよね。

基準値以内だからといって、県との調停というのか、ちょっとそういう話し合いの場があったり、そういうことに、基準値以内だからだめだよということではなくて、方法があるわけですけども、そこで悪臭についてもなかなか難しい問題だなというふうに思うんですよ。

かつて私が住んでいる山屋敷でも工場のところに、風向きによっては大変なにおいがするという苦情も寄せられました。しかしながら、風向きがなければにおってこないと。たまたま市のほう、片やそういう苦情を訴えられて、測定やそういうこともされるんだと思うんですけども、たまたまにおってなかったと、風向きがそういう関係でありますけれども、こうしたものについては、苦情

を受けて、解決に、平成23年度は先ほど言った件数があるわけですけども、悪臭や騒音や、解決に至っておりますか。

## ○環境課長

昨年の悪臭の苦情については、一番私の記憶にあるのは、牛田町の工場、そこで一番、解決に至ったものがあるかどうかというと、一段落したというものはありますが、根本的に全面解決というふうに至ったところは、平成23年度においては残念ながらなかったかなと思います。

一つ記憶に残るのが、悪臭の特定ができないという苦情があって、それが非常に難儀だなというのがありました。だから、それは苦情ということで計上しましたが、そこだと思われる工場に行っても原因がつかめない。そうすると違うところから、じゃあ探してくれという話なんですけど、非常に風向きは四方八方から来るわけですので、牛田の地域というのは特に工場が幾つかありますので、ひょっとかして豊田のほうかなということもありますので、そういったものがありまして、苦情件数としてはカウントしていますけど、これが特定されるという前提で本来、いわゆる苦情なのかなという気はします。

ただ、もちろん調査をやらないわけではなくて、何度もその工場に足を運んで、内容、中もきちんと見させていただいて、そういったこともやっておるんですが、どうしてもその中では原因として思われるものがなかったということがございました

以上です。

#### ○佐藤委員

そうすると、そこの牛田町の食品工場という形で、近隣の方から、中島議員が明らかにしたアパートの方、その他、オーナーの方も苦情を訴えていると。なおかつにおいがひどいので、入居しようと思っていた方は退去なさるというような事態も起きているわけで、それでこの間、今、環境課長がお話しされたように、そういうことが、苦情が出て、どんな調査といいますか、今一部言われましたけども、どんな調査をされてこられたのか。

ここに臭気の算定方法ということで、場所が特定されないということで、例えばそこの工場だろうということで、知立の環境を見ると、臭気の規制の概要というものが出ていて、煙突のところで調べたり、境界のところでやってみたりというような形になっているわけですけども、そうした調査はやられたのか、その辺はどうなんだろうというふうに思うんですけどね。

今までの調査の中身について、立入調査をした ということですけど、その辺ちょっと、もうちょっと詳しく教えてください。

#### ○環境課長

その工場につきましては、どうもかなり前から 御相談があったというふうに聞いております。私 が対応したところでは、5月のときに調査してほ しいというお話がありまして、6月には排水の写 真をお持ちになって、こういうふうになっている よということをお聞きしています。また、10月だ ったか、この日はにおいましたよというようなカ レンダーをお持ちになってみえました。

立入調査の内容ですが、一応工場のほうに行っ て、苦情があるので中を調べさせていただきたい ということで会社の責任者の方に中に御案内して いただきまして、最終ます、いわゆる浄化して流 す最終ますはどこですかと、そこでにおいをかが せていただいて、あけさせていただいて、色だと かにおいを確認したと。それと、あと浄化施設と いうので、屋上にあるんですけど、そちらのほう にできまして、浄化状況、BODだとか、COD だとか、いろいろ微生物によって浄化している、 監視機械というのも確認させていただいて、記録 についてもちょっと苦情のあった日時等をある程 度お聞きしたところの日にちをお示しさせていた だいて、ちょっと後日その結果を教えていただき たいということで指示させていただいて、工場の ほうとしては快くそれを了解していただいたと。

1回目については、あと周辺のところでにおい を、職員の鼻で、ここが臭いよと言われた線路の 北側も含めて、どんな状況かというのは、現場に、 外に出るたびもそれは実施しておりましたし、正 直言って、私どもが行った感じでは、特に悪臭を 感じたことはございませんでした。

先ほどの話なんですが、データを見る限り何ら 計器上にも、浄化機械にも異常はなかったし、何 もそんな兆候がないということをお聞きしており ます。その後、二、三度現場のほうには行って、 工場の中にも入っております。ただ、その都度、 特に工場からのにおいは確認できませんでした。 逆に豊田市のほうから若干におったときもありま すし、違う方向からにおったこともありますが、 それが一体どこからにおっているのかというと、 本当に雲をつかむような話で非常に困ってしまっ た。

開発地域の中で私が現場へ行ったときには、まだ開発、建築中の建物が多くて、そこで働いている従業員の方にお聞きしたところ、何人かにお聞きしたんですが、特段感じたことはないよという、それが施主さんの御期待に沿うために言ったとは、私は思っていないんですけど、そこにも何度も足をしげく運んだんですが、特に私はにおいを感じたことがなかったもんですから、特に私、鼻がいいほうではないんですけど、そういうこともあってなかなか特定ができなかった。結論としては特定できなかったというのが実態でございます。

## ○佐藤委員

そういう形で入られて、そういう浄化工場として大量の水を使うということもありますし、そういうものを浄化する施設やマクロ化システムというんですか、そういう施設もあったと。それをやった上で、排水で、あそこは逢妻川に流すんですよね。この辺ではあそこのところの川を通じて流れるわけですけども、そういうところも、例えば直接その敷地の中からそこへ合流していくような中身になっているのか、その辺はどうなんですか。

#### ○環境課長

確認したのは最終ます、浄化された後の処理水、 そこのますから、敷地からかなり離れたところで、 暗渠になっていますので、そこから名鉄の近くで 開渠になっています。そこは、そのとき、1回目のときには白濁水というお話があった時期だと思うんですが、若干下に白い濁り水は見受けられたもんですから、最終ますの中は何ともなかったんですけど、ちょっと残っているものがあるんじゃないですかということで工場のほうには申し上げて、それは過去の話になっちゃっていますので、現場ではないわけですので、それで浄化施設という話になって、計器上、過去にそういった浄化されずに出ちゃったような経過がないでしょうかということで調べていただいたということでございます。

それと、済みません、先ほどちょっと話、漏れちゃったんですが、悪臭の測定をしたかどうかという点については、その工場で悪臭が、私ども職員、実は県の職員にも来ていただいたことがございまして、実態としては三、四回調査しているんですけど、その中でにおいが確認できなかったので、測定自体は行っておりません、今のところ。 〇佐藤委員

現在の調査の中身ではにおいを感じられなかったということで、測定もやられていないと。しかし、そこの近隣の、アパートのオーナーはともかく当然ですけども、アパートに住んでいるあの周辺の方々にお話を聞いたりはございましたか。

## ○環境課長

最近では、済みません、現場に行っておりません。平成23年の夏ごろ、一番足しげく運んだんですが、そのときにはまだ建築中の工事をやっておりましたので、そこに、現場におられたいわゆる建築作業の方、そういった方に、それも10人、20人に聞いたわけじゃございません。幾つ度、2人ぐらいですか、お聞きしただけでございますので、その中ではそういったにおうよということは聞いておりません。

#### ○佐藤委員

そうした中身でなかなか場所が特定できないということと、それから新しく越してこられた方たちに一部聞いてみたところ、やっぱりにおうんじゃないのという話もあるので、その当時、建設作

業員の方に聞いたということはあるんだけれども、 いずれにしてもそういうことを訴えている方が見 えるわけですので、そこじゃないとするならば何 なんだということがないと、なかなかいけない話 だなというふうに私は、だからこれは難しい話で、 騒音でも振動でも、特ににおいなんかは目に見え ないわけですので難しい話なんだけど、やっぱり その辺も含めて対応を、難しいことですけども、 私はしてほしいなというふうに、改めて、今まで 何度もそういう形で足を運ばれて調査をし、努力 されたということで、特定できなかったというこ とを言われましたけれども、現実にそういうこと を訴えらえている方も見えるので、だとするなら ば何なんだということも調べてみる必要があるの ではないかなというふうに思いますけども、どう でしょうか。

## ○環境課長

議会の中でもそのお話が出ておりまして、担当の補佐には、今年度いろんなところで苦情があれば科学的にというか、目に見える形で測定というのが一番形になるわけですので、今回、当該工場につきましても、悪臭の測定自体はやってみようということで指示したところでございます。

# ○佐藤委員

それともう一点、お聞きしたいと思いますけれども、89ページの逢妻衛生処理組合負担金という中に、し尿及び浄化槽汚泥の処理と、また環境のほうでは合併浄化槽の補助事業もやっているというふうに思いますけれども、その辺の実績について、合併浄化槽の補助事業の実績、ちょっとパッと出てきませんけど、その辺の実績についてお知らせ願いたいなというふうに思うんですけども、どうですか。ここには載ってませんね。

#### ○環境課長

浄化槽の合併処理槽補助金につきましては、主要成果85ページ、内容としては66ページのほうになっちゃうんですけど、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、浄化槽の設置に要する費用の一部を補助しましたということで、5人槽74件、7人槽33件、10

人槽2件、合計109件という実績でございます。 以上です。

# ○佐藤委員

たしか平成24年度から補助の中身が変わったと 思いますけれども、ちょっと御紹介ください。

# ○環境課長

平成24年度から新設という、新設、要は合併浄化槽につきましては建築基準法で、新設につきましては全て合併浄化槽ということ。新築物件についてはそういうことになっておりますので、それは補助金を払うということにはなじまないんじゃないかということで、平成24年度からはいわゆるくみ取り式の便所、それと単独浄化槽からの切りかえに限って補助をしていく要項に変えております。

予算額としては513万5,000円ということでございます。

以上です。

## ○佐藤委員

合併浄化槽にしても、管理をちゃんとしないと 効果が発揮できないなということでありますけど も、もう既に聞いているかと思いますけれども、 あるアパートにおいて合併浄化槽の点検や汚泥の 引き出しもないままになって、そうした苦情がそ ちらのほうにも及んでいるかと思いますけれども、 そうした点で付近の住民の皆さんも困っているわけですけれども、どう認識されて、これはなかな か難しい問題みたいですけども、どう対応される のかなということですけれども。

# ○環境課長

委員御指摘の物件につきましては、かなり困っておる状況でございます。浄化槽法に義務づけられた点検等での引き抜きについて、これについては、浄化槽法は本来知事の権限の事務でございます。私どものほうにも何度も苦情の問い合わせがあって、現場のほうにも何度も運んでおります。

原因としては大家様が何らやっていただけない。 実際はどうも排水管がもう詰まっちゃっている状 況らしいです。そういうことで、実際はもうブロ アもとまっちゃっておって、非常に不衛生な状況 があると。これについては、県のほうにもお願い して、担当職員と大家様にもお会いして、いろい ろお願いしているところでございますが、なかな か大家はやっていただけない状況でございます。

謄本等も確認して、そこの抵当権者、いわゆる 金融機関ですけど、そちらの方からもお話をちょ っといただいておって、御協力いただきたいとい うことでお願いしておりますが、ちょっと今のと ころまだ進展がなくて、この問題についてはまず 事務が法律上、知事の権限になっていること、私 ども市のほうで強制的な行為は何らできない。そ れで、県のほうには法律に基づいた厳しい対処を していただきたいということは要望しております。

県のほうの今現在の対応としては説得、説得ということで、こちらのほうに見えている状況でございますが、先ほど申し上げたように、なかなか進展していない状況でございます。

# ○佐藤委員

進展しない状況では、説得にあくまでも応じてもらえないということになりますと、どうするのかなと。現状が放置されたままずっと推移していくということは、地域の住民にとってはかなり苦痛な内容にもなろうかなというふうに思いますけれども、私ちょっと法律は、浄化槽法のところでは知事の権限ということで、勧告だとか命令だとか、こういうのが載っていますけれども、例えばふさわしくないかもしれませんけれども、例えば知立市の草刈条例で、草を刈って何度も催促するわけですよね。催促すると、しかし応じてくれない場合は代執行という、最終的にやると。

だけど、代執行でかかったお金は本人に請求するわけだわね。知立市が負担するわけでなくて、本人のかわりに知立市が執行して、かかった費用は請求するというわけだ。

ところが、ここでのところはそうした問題、費用の問題はともかくとして、ずっと長いことこれを引っ張っておくわけにはいかない問題だと思うんですよ。本人と市との関係だけならいいんだけど、問題は近隣の住民の問題だということを見ると、解決の方法は話し合い、説得ということを言

っているんだけども、その先はないままなんでしょうかね。 どうなんでしょうか。

#### ○環境課長

先ほどもちょっと申し上げたんですが、私のほうからは、担当職員のほうはかなり県の職員と何度も、不在のときもあるんですが、訪問して、お会いしたときにお願いしていると。私のほうから県の御担当の方には何とか強行的な措置を視野に入れてやっていただきたいということで要求させていただいております。

# ○佐藤委員

強行的な措置はやってほしいということだと、 法的にそういうことが可能な道があるという前提 ですよ、そういうお願いをするということは。そ れは可能なんですか。

#### ○環境課長

済みません、今ちょっと手元に浄化槽法がないもんですから、ただ何度も読んだことはあるんですけど、浄化槽の点検についての違反については、たしか指導勧告等はできたと思われます。あと、代執行については、済みません、記憶がないんですが、いずれにしても法的な措置というのは指導勧告、権限者から言われるということは大きな話だと思います。説得ではないわけですので、そういった行政処分を行っていただいて対応していくということは、私は必要だと思っておりますので、それの対応をお願いしている状況でございます。

# ○佐藤委員

ぜひ説得でかなうものであればそのほうが一番いいとは思いますけれども、しかし、これをずっと引っ張って御迷惑を周りに与えるようではいかんし、本当に皆さん困っている話なので、そうした点で今後も引き続き頑張ってほしいなと、そのことだけ要求して私は終わります。

## ○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

#### ○明石委員長

これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。 (「討論なし」と呼ぶ者あり)

# ○明石委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 認定第1号について、挙手により採決します。 認定第1号は原案のとおり認定することに賛成 の委員は挙手願います。

#### (賛成者挙手)

#### ○明石委員長

挙手多数です。したがって、認定第1号 平成 23年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について の件は、原案のとおり認定すべきものと決定しま した。

認定第2号 平成23年度知立市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。 ○佐藤委員

高額、決算でも高額医療費、療養費といいますか、そういうものが載っているわけですよね。そこで聞きたいのは高額療養費、ある方が、外国人の方が入院されたということで、それで2カ月入院して20万円の医療費がかかったという事例なんですよ。しかし、そのときに外国人であるということを含めて、高額療養費について、この方は月8万100円ですか、上限が、そして、これが3カ月まで可能なんだけど、そうした手続をしなかったために全額払わないかんというようなことになったそうです。

それで、その方は20万円の医療費だから、毎月 1万円、20カ月払うということになったそうなん ですよね。それで、完納したときに領収書をいた だいて、申請して高額医療費の還付を受けると、 こういう流れだということがありましたけれども、 こうしたことはあり得ることですかね。そういう ふうに説明されておるということですけれども、 どうなんでしょう。

#### ○国保医療課長

ちょっと今の話、のみ込みが悪くて申しわけご ざいませんでした。 本人が高額療養費のお金を一時立てかえという ことになりますので、それをお支払いしていない ということになりますと、そういった形になって くるかなと思います。

事前に相談いただきますと、窓口負担を、高額 療養費の範囲内でお支払いをすればいいという、 高額受給者証というものを発行できましたので、 そういった手続がしっかりとれるよう御案内がで きればよかったかなというふうには今思うわけで すけども、結果論としてはそういう形になってし まいまして申しわけなかったと思います。

#### ○佐藤委員

それで、今、外国人の方でそうしたことが知らなかったためにそんな事態に陥ってしまったということなんですよね。払っていって完納すれば領収書をもらってまたできるわけですけど、ただ、かつてそうした点で病院等を含めて案内をしているというふうに以前はやられていたと思うんですけれども、今はそうした状況はどうですか。

特に、ここで深刻なのは、日本人であれば、その案内を見て説明を受ければいいわけですけども、 外国人の方がそこは理解できなかったという問題 が大きかったかなというふうに思いますけども、 どうでしょう。

#### ○国保医療課長

おっしゃるとおりかなというふうに思います。 とかく外国人の方ですと、よくそういったすれ違 いが、国保に限らずあるのかなというふうには思 います。

広報とか、通知文とかはなるべく翻訳して、2 カ国語で掲載だとか、案内とかをさせていただい ているというふうには思っていましたが、その方 についてはそういった情報が得られていなかった ということになりますので、今後の反省点としま して、そういった形できっちりやっていけるよう にしていきたいと思いますので、よろしくお願い します。

#### ○佐藤委員

そういう形ですけども、病院のほうもそういう 方で普通に対応していただければ何ら問題はない わけだけども、病院のほうでもそういうことを認識されないままで済んでいくような状況もあるので、その辺は刈谷医師会の範囲やこの医療圏の範囲の中を対応できるような、病院にもそうした周知を随時図ってほしいなというふうに思います。 どうでしょうか。

# ○国保医療課長

各医療機関のほうでそういった御案内もできるといいのかなというふうには思います。具体的にどういう形でお願いしていくかということにつきましては、これからちょっと検討させていただいて、そういったものが事前に一件でも防げるような形をとっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

# ○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

## ○池田福子委員

手短に伺います。

昨日ちょっと中島議員のところに電話がありまして、滞納状況のことなんですけども、一つの事例なんですけど、今、本人は知立市に在住の市民の方。岡崎市に住んでいたときの滞納金が50万円ぐらいあったと。気になるもんですから岡崎の市役所に連絡したら、あなたの残高はゼロなので御心配なくと言われましたと、こういう場合はどういうことでゼロになるんでしょうかということなんですけど。詳しくはそこまでしかわからないので。時効かなと。

済みません、今のは取り消します。ごめんなさい

# ○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

#### ○明石委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

# ○明石委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第2号について、挙手により採決します。 認定第2号は原案のとおり認定することに賛成 の委員は挙手願います。

# (賛成者挙手)

#### ○明石委員長

挙手多数です。したがって、認定第2号 平成23年度知立市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第5号 平成23年度知立市介護保険特別会 計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。 直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

#### ○高木委員

済みません、143ページ、宅配給食サービス事業についてお尋ねします。宅配給食サービスの利用数ですけど、利用のお金ですけれども、平成23年度は1,102万200円になって、平成22年度におきましては1,000万円ということで約100万円、年間で増加しているんですけれども、この要項を見ますと、要項で、自分で食事の調理ができない者、または困難な者として自立支援の観点から宅配給食が受けられるということなんですけれども。

ここで、宅配給食なんですけども、1回しか受けられないんですね。このサービスというのが。 市としては、この方、対象者に関して、食事というのは朝昼晩というのが基本なんですけれども、 1回だけの宅配給食サービスなんですけども、あとの2食に対してはどのような考えを持ってみえますか。

# ○長寿介護課長

1日1回の食事の提供ということでございますけども、あくまで自分で調理ができないということが一応条件になっておりますので、何らかの購入をするですとか、そういうような形で。あと、例えば身内の方、親族の方が夜はつくりに来るですとか、どうしても昼だけが困るだとか、そういういろんな方が見えるとは思うんですけども、現状として支援できる体制が1日1食という形でございます。

#### ○高木委員

1日1食の宅配給食サービス事業なんですけれども、この内容からいきますと、1日1食の方だけで栄養の補給とかということはできないと思うんですね。アセスメント、6カ月に1回ということで、ケアマネジャーがついている、介護を受けている方ならともかくですけれども、ただの、ただというか在宅に見える高齢者の場合の、6カ月間の期間ということで、アセスメントをどのように把握してみえますか。

# ○長寿介護課長

これにつきましては、在介、在宅介護支援センター、こちらのほうの意見書ということで、この方が宅配給食サービスが必要だということを判断していただきますので、それを待っていていただいて継続する、していくとか、そういう判断をしております。

# ○高木委員

市として健康のために食事というのを提供しているんですけど、3食のうち1回しか提供していないということなんですけれども、この後の2食に対してはどのように把握してみえますか。

# ○長寿介護課長

あとの2食については、具体的には把握しておりません。

## ○高木委員

高齢者の健康ということでこの事業をされていることですので、あとの2食についてもどのように確保してみえるのか。意外に自分で調理してみえる方もあるのかもわからないし、私はちょっとこの辺のところ、それからここの中に書いてありますけれども、この宅配業者なんですけれども、利用者の安否確認をしなければなりません。そのために1食当たり300円の、運んでもらって、安否確認ということで300円のお金を渡しているわけですけども、今まで平成5年からこの制度があるんですけれども、食べてなかった、全く食べてないよとか、この人ちょっとおかしい、全然連絡がとれないというような連絡がこの宅配業者から入ったことはありますか。

#### ○長寿介護課長

私が今、この職場でちょっと2年ほど、まだ2 年弱しかおりませんけど、私がおる中で食事のほうが残っておってちょっと心配だという連絡をいただいたことはありません。

#### ○高木委員

私、現場からヘルパーのほうの声として、認知 症の方が宅配給食を運ばれてきて、これは自分の 食べるものかどうかということもわからない方も 中にはあります。やはり弁当を回収したときに残 っているか残っていないか、今この暑い時期に見 るのも大変ですけれども、やはりせっかく知立市 が300円、1食300円もの経費をかけている事業で すので、必ず食べているか、そういうことも何か 一覧表なりつくって、それだけのことをやっても らわないことには、なぜ残しているのかというこ とも、やはり健康状態とか今おっしゃったんです けれども、ちょっとその辺でチェック機能という のを市のほうも何か提供していただきたいなとい うふうに思いますので、よろしくお願いいたしま す。

#### ○明石委員長

ほかに質疑はありませんか

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

## ○明石委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

# ○明石委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 認定第5号について、挙手により採決します。 認定第5号は原案のとおり認定することに賛成 の委員は挙手願います。

## (賛成者挙手)

## ○明石委員長

挙手多数です。したがって、認定第5号 平成23年度知立市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第6号 平成23年度知立市後期高齢者医療

特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。 (「質疑なし」と呼ぶ者あり)

## ○明石委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

# ○明石委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 認定第6号について、挙手により採決します。 認定第6号は原案のとおり認定することに賛成 の委員は挙手願います。

# (賛成者举手)

# ○明石委員長

挙手多数です。したがって、認定第6号 平成23年度知立市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午後9時01分

再開 午後9時03分

# ○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第16号 「愛知県の福祉医療制度の存続・ 拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書の件 を議題とします。

御意見等がありましたら、発言をお願いします。 ○高木委員

「愛知県の福祉医療制度の存続・拡充を求める 意見書」の提出を求める陳情書について、知立政 策研究会で賛成の答弁をしたいと思います。

きょう、朝の説明もありましたけれども、愛知 県は行政大綱に係る重点改革プログラムの素案で、 子供、障がい者、母子・父子家庭、寝たきり、認 知高齢者の医療費自己負担に対する公費支給につ いての見直しを示しました。きょう、朝も説明が あり、こんなふうに払うのかということで、私も 初めてそれを知りました。

知立市では現在、子供、障がい者、母子・父子家庭への医療費控除が行われています。地方自治法第2条第14項、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとあり、知立市はまさしく現在そのように行われていると思います。子供は、子ども医療はもとより、高齢社会の認知症問題はますます重要な施策を講じなければなりません。認知症にあっては300万人と言われております。

この陳情にもありますように、子供、障がい者、 高齢者の命と健康を支えてきたこの制度を存続さ せていくよう、この陳情に賛成します。

子供、障がい者、高齢者の医療費ですが、一部 負担となった場合、その医療費を負担するのは家 族なわけです。今後、消費税が増税となり、医療 費の一部負担となった場合、そのお金のことで病 気の早期発見、早期治療がおくれることで、また 医療費がふえることが懸念されます。

今回出された愛知県の福祉医療制度の存続・拡 充に関すること、賛成いたします。

# ○池田福子委員

「愛知県の医療福祉制度の存続・充実を求める 意見書」の提出を求める陳情に対して賛成の立場 で意見を述べさせていただきます。

この問題はまさに医療の問題であり、命の問題であると思います。しかし、医療福祉は社会的弱者の皆さんに対するもので、愛知県では、この点では先進的でした。

しかし、このたび、県の補助を削減という方向性を出してまいりました。無料制度を維持するためには、市町村が県の削減分を肩がわりする必要があるわけです。それができない場合は患者負担の導入となります。しかし、むしろ慢性的で継続的な治療が必要な場合が多く、逆に手厚い医療を必要としています。

ちなみに、医療費負担が生活を圧迫すれば、受 診抑制になり、かえって病状は悪化し、重症化し て、結局は膨大な医療費の負担となるのは明らか です。そうなれば本人も苦しみ、長期化すること になり、行政の負担も増大します。

生存権を守る意味から、愛知県の福祉医療制度 の存続・充実を求める意見書に対して賛同いたし ます。

# ○稲垣委員

陳情第16号 「愛知県の福祉医療制度の存続・ 拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書につ きまして、民友クラブを代表しまして、採択の立 場で討論に参加させていただきます。

この制度は実施主体である市町村が毎年、子ど も医療の対象年齢の拡大、精神障がい者の対象疾 病の拡大など一層の充実を強く求めています。

しかしながら、愛知県がさらなる行財政改革を 進めるために発表した重点改革プログラム策定に 向けた項目には、福祉医療制度の見直しが含まれ ており、対象範囲の削減や所得制限、一部負担金 の導入など、福祉医療制度の縮小が危惧されます。

この制度の存続は、各市町も行っている医療費助成に大きな影響を与えるものであり、慎重な討論が必要であります。県民所得の減少など、生活の悪化が顕著になっている現況にあり、福祉医療制度はますます重要な施策となっております。

よって本陳情につきましては、民友クラブとして採択とさせていただきます。

以上でございます。

## ○石川委員

福祉医療制度の存続・拡充に関する意見に対して、市政会は賛成の立場で討論いたします。

福祉医療の制度は存続、あるいはまだまだ難病に対する人たちとか、そういう人たちに対する充実は必要なことでありますが、片や一方で要注意なのは、財源がそれだけあるのかということであります。財源がないということ、そういうことからこういう見直しとかということになっておりまして、一部負担できる人は負担すべきではないかと、そういうふうに思っております。

今、消費税の値上げということになっておりますが、これはイタチごっこになってきまして、それだけで、もう無料でやれるんかと思っている半面で消費税が値上げされるという部分があること

も間違いない事実であります。そのことも踏まえ ながら、ただし、福祉、特に弱者の方々に対する 制度はしっかりと安定的に拡充もしていかなけれ ばいけないということも申し添えて賛成といたし ます。

# ○佐藤委員

私もこの陳情に賛成します。

これら削減、見直しの対象になっているものは、 一朝一夕にしてこの制度ができ上がったわけでは なくて、長年の、県民の皆さんの粘り強い運動の 中で、長い年月をかけて実現してきたものもある わけであります。それを知事がかわられて、前神 田知事は、子ども医療費に関しては中学校卒業ま で通院について、入院については小学校という形 で、就学前だったやつの拡大をたしかされたかな というふうに思うんです。

しかしながら、知事がかわられて、そのスタンスが変わるのは当然かと思いますけれども、少子化対策のための子ども医療費だとか、人間らしく生きていくための障がい者の医療等を含めて、バッサリといろんな理由をつけながら切っていくというのはいかがなものかなと。こうした福祉を大切にしながら、財源の問題はないということであれば、ほかの見直しなどを含めてぜひ検討してほしいものだと私は思っております。

よって、先ほど質疑の中でも明らかになりましたけども、市としても現行制度を守ってほしいというのが一番の命題であるわけで、その流れの中でいろいろあろうかと思いますけど、私は市のほうもそういう思いでいっぱいだと思いますし、またこの制度で受給を受けている皆さんも同じ思いだというふうに思いますので、私はこの陳情に賛成いたします。

以上です。

## ○明石委員長

それでは、これより採決します。

陳情第16号について採択することに賛成の委員 は挙手願います。

(賛成者挙手)

#### ○明石委員長

挙手全員です。したがって、陳情第16号 「愛知県の福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書の件は採択すべきものと決定しました。

ただいま陳情が採択されたのに伴い、意見書の 案文について御協議願います。

陳情第16号 「愛知県の福祉医療制度の存続・ 拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書の意 見書案文につきましては、添付されている案文で よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## ○明石委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

提出先については、添付されている案でよろし いでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

# ○明石委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

意見書の議案については、提出者は副委員長、 賛成者は委員長を除く賛成委員として、最終日に 議員提出議案として上程します。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終 了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につき ましては、正副委員長に御一任願いたいと思いま すが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

# ○明石委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。 以上で、市民福祉委員会を閉会します。御苦労 さまでした。

午後9時13分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証す るためにここに署名する。

平成 年 月 日 知立市議会市民福祉委員会 委員長